高松市埋蔵文化財調査報告第20集

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域
発掘調査概報Ⅳ

—弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要—

1993．1

高松市教育委員会

はじめに

古くから讃岐の政治・経済・文化の中心地である「瀬戸の都　高松」は、石清尾山古墳群や屋島・高松城をはじめとして数多くの文化財があり、昔の人々の大いなる息づかいを感じる事ができます。しかし、他の地方都市と同様に都市化が急速に進み、各種の開発事業が実施され、その姿は変貌しつつあります。

「弘福寺領讃岐国山田郡田図」は、天平７年（735）の年紀を有し、日本の現存する田図では最古のものであり、平成２年には重要文化財に指定されました。

高松市は、昭和61年度から国・県の援助のもと田図比定地周辺の調査を行ってまいりました。その結果、田図に描かれている奈良時代の村落の様子を解明する多くの手がかりを得ることができました。調査は、委員会の先生方をはじめ多くの人々のご努力により発掘調査のみにとどまらず、歴史学・地理学・民俗学・自然科学など広範囲にわたっています。このような総合的に行われる調査は香川県では初めてであり、注目に値することであります。

本書は、田図に関する学際的調査の４年次目として実施された調査と土地区画整理事業に伴う発掘調査の成果をまとめたものであります。本書が文化財理解の一助となり、広く活用されることを願っています。

最後になりましたが、調査にあたり格別のご理解とご尽力を賜りました関係者・関係機関に厚くお礼申し上げます。

平成５年１月

高松市教育委員会
教育長　　山　口　寮　弍

凡　　例

1. 本書は、高松市教育委員会が国庫補助及び県費補助を得て、平成２年度に実施した弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業と平成３年度に実施した太田第２土地区画整理事業に伴う調査の概報である。

2. 事業の対象区域は、高松市林町の弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地である。

3. 事業の実施にあたっては、文化庁記念物課　服部　英雄　文化財調査官のご指導を戴いた。

4. 事業の実施にあたって、弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会を組織した。その構成は下記のとおりである。（委員の所属は平成４年度現在に改めた。）

	氏　名	職　名
委員長	木原溥幸	香川大学教育学部教授
副委員長	三木義夫	高松市教育顧問
委員	石上英一	東京大学史料編さん所教授
委員	金田章裕	京都大学文学部助教授
委員	工楽善通	奈良国立文化財研究所 飛鳥資料館学芸室長
委員	権藤典明	高松工業高等専門学校助教授
委員	丹羽佑一	香川大学教育学部教授
委員	石原房雄	高松市都市開発部長（～H4.3）
委員	内田忠賢	高知大学教養部講師
委員	高橋　学	立命館大学文学部助教授
委員	外山秀一	皇学館大学教養部講師
調査員	山本英之	高松市教育委員会文化部文化振興課主事

5. 現地調査にあたっては、調査地を提供戴いた土地所有者をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力をいただいた。

6. 事業担当課は、高松市教育委員会文化振興課（平成4年度から高松市教育委員会文化部文化振興課）であり、上記委員会に所属する者以外の関係者は、下記のとおりである。

多田　孜	教育部長
増田昌三	教育部次長（～H 3.3）　文化部長（H 4.4～H 4.9）
上里文麿	文化部次長（H 3.4～H 4.9）文化部長（H 4.10～）
多田恒男	文化振興課長
亀井　俊	文化振興課長補佐（～H 4.3）
藤田容三	文化振興課長補佐（H 3.3～）
藤井雄三	文化振興課係長
川畑　聰	文化振興課主事（～H 4.4）
山元敏裕	文化振興課主事
中西克也	文化振興課非常勤嘱託

7. 調査全期間にわたって末光甲正氏の協力を得た。

8. 本書の執筆は、調査関係者による。総論では、文責を明らかにするために、文末に執筆者名を記した。

9. 本書の編集は、藤井の指導のもとに山本、中西が行った。

10. 本書の遺構、遺物挿図の指示は以下のとおりである。

(1) 遺構実測図の方位は磁北である。

(2) 遺構実測図の高度値は標準海抜高度である。

(3) 出土遺物実測図と写真図版の番号は同一である。

11. 挿図の一部に建設省国土地理院発行の50000分の1地形図「高松」「高松南部」（承認番号平4四複第151号）を使用した。

12. 土層の色調は、『新版　標準土色帖』（農林省農林水産技術会議事務局　監修　1967年）を基準とする。

本　文　目　次

第Ⅰ章　総　論 …… 1

第１節　調査に至る経緯 …… 1

第２節　遺跡の地理的位置と歴史的環境 …… 2

第３節　平成２年度調査概要 …… 4

第４節　調査の成果 …… 23

第５節　平成３年度調査概要 …… 25

第６節　調査の成果 …… 31

第Ⅱ章　各　論 …… 33

第１節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(4) …… 33

第２節　「平井出水」天保期水論関係文書の紹介 …… 54

第３節　聞き取り調査について …… 64

第４節　高松平野の地形環境Ⅳ …… 80

第５節　高松平野におけるプラント・オパール分析　その３ …… 90
―― 平成元年度調査区 ――

挿　図　目　次

第１図　遺跡の位置および周辺の遺跡 …… 3
第２図　調査区位置図 …… 5
第３図　トレンチ設定図 …… 6
第４図　土層図(1) …… 7～8
第５図　土層図(2) …… 9～10
第６図　遺構配置図 …… 12
第７図　ＳＢ01 実測図 …… 12
第８図　第１ピット群実測図 …… 13
第９図　第２ピット群実測図 …… 14
第10図　ＳＤ01 ～ 05 実 測 図 …… 16
第11図　出土遺物実測図(1) …… 20
第12図　出土遺物実測図(2) …… 21
第13図　出土遺物実測図(3) …… 22
第14図　トレンチ設定図 …… 25
第15図　犂跡実測図 …… 26
第16図　遺構配置図 …… 26
第17図　土層図 …… 27～28
第18図　ＳＫ01 実測図 …… 29
第19図　ＳＫ02 実測図 …… 29
第20図　ＳＸ01 実測図 …… 30
第21図　ＳＸ02 実測図 …… 30
第22図　香川郡条里と野原荘 …… 36
第23図　山田郡条里 …… 37
第24図　東植田地区の条里地割 …… 41
第25図　山田郡条里の南限を南に一里延伸した場合の南地区比定地 …… 43
第26図　発掘調査区周辺の微地形 …… 82
第27図　発掘調査区 …… 90
第28図　トレンチ設定図 …… 90
第29図　地層の堆積状況と試料採取地点 …… 91
第30図　Ａ地点プラント・オパール分析結果 …… 93～94

第31図　Ｂ地点プラント・オパール分析結果 …… 93～94
第32図　Ｃ地点プラント・オパール分析結果 …… 93～94
第33図　分析の結果 …… 95

表　目　次

第１表　第２調査区の環境変遷と土地利用 …… 86

図　版　目　次

図版１－１）　平成２年度発掘調査前（北西側より）
－２）　平成２年度発掘調査前（西側より）
図版２－１）　第１トレンチ南壁土層
－２）　第２トレンチ西壁土層
図版３－１）　第４トレンチ西壁土層
－２）　第３トレンチ東壁土層
図版４－１）　第１トレンチ完掘状況
－２）　ＳＢ01完掘状況
図版５－１）　第１ピット群完掘状況
－２）　第２ピット群完掘状況
図版６－１）　ＳＤ01完掘状況
－２）　ＳＤ01土層
図版７－１）　ＳＤ02完掘状況
－２）　ＳＤ03～05完掘状況
図版８－１）　調査終了状況
－２）　同　上
図版９－１）　調査区北側（昭和63年度・平成元年度調査区）
－２）　調査区南側の仮水路
図版10－１）　出土遺物
－２）　同　上
図版11－１）　出土遺物　　表
－２）　同　上　　裏

図版12－１）　出土遺物　　表
　　－２）　同　上　　裏
図版13－１）　出土遺物　　表
　　－２）　同　上　　裏
図版14－１）　出土遺物　　表
　　－２）　同　上　　裏
図版15－１）　平成３年度発掘調査前（西側より）
　　－２）　第１トレンチ南壁土層
図版16－１）　第１トレンチ南壁土層
　　－２）　第２トレンチ西壁土層
図版17－１）　犂　跡
　　－２）　ＳＸ01完掘状況
図版18－１）　ＳＸ02完掘状況
　　－２）　ＳＫ01完掘状況
　　－３）　ＳＫ02完掘状況
　　－４）　調査終了状況

第Ⅰ章　総　　論

第１節　調査に至る経緯

弘福寺領讃岐国山田郡田図は、奈良時代の荘園風景をよく表現した、現存する最古の荘園絵図として古くから研究者の注目を受け、その名称から讃岐国山田郡内(現在の高松市域東半部)が考えられ、中でも林郷（現在の林町）周辺が田図比定地として有力視されている。

昭和60年度からこの田図比定地周辺に国道11号バイパス（高松東道路）建設、区画整理事業施工等が相次いで決定し、当該区域の自然景観・生活慣行・歴史環境等は一変することが予測された。高松市教育委員会では区画整理事業に先立ち事業地の遺跡の分布状況を把握するために昭和61年度に国庫及び県費補助を受けて遺跡詳細分布調査を実施し、事業地内の広い範囲に埋蔵文化財の存在を確認した。そして翌昭和62年度からは、調査の目的を弘福寺領田図の現地比定と田図当時の周囲の景観復原におき、区画整理事業地全域を対象として文献、条里プラン復原、微地形分析、水利、民俗調査、関係遺跡発掘、自然科学分析等を網羅した総合調査を、５ケ年の補助事業として引き続いて実施し現在に至っている。

今回報告するのは、事業４年次目に当たる平成２年度の調査成果である。本来ならば既に概報Ⅳとして刊行を見ているべきであるが、２年度・３年度ともに果たせず、やっとの刊行となった。本報告との刊行年次が前後になるなど、事務局の不手際を心からおわびする次第である。

平成２年度は、10月11日の委員会において、前年度調査地の南隣の水田に調査区の設定を決めて事業を開始した。前年度の調査で最終確認に至らなかった、“佐布田”の可能性が考えられる遺構を再検討するためである。発掘調査最終年度として、これまで最小限の試掘のみで殆ど調査の手が届かなかった田図南地区比定地の周辺にも発掘調査を実施するべきとの提案もなされたが、承前のような事情で北地区比定地１箇所のみの調査となり、今後に課題を残すこととなった。

また、併せて収載の平成３年度調査概要は、太田第２土地区画整理事業の区画街路のうち前記補助事業平成２年度調査地の隣接部についての調査報告である。北地区周辺の遺構および地形の状況をより広範に把握するためのもので、区画整理事業費からの費用負担を仰いで実施した。

（山　本）

第２節　遺跡の地理的位置と歴史的環境

弘福寺領田図比定地周辺の歴史的・地理的環境については、『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』に詳しいため同様な記述の重複を避け、過去数年の間に新たな知見が得られた遺跡について、これまでの概報に紹介したものも含めて再確認しておきたい。

従来、平野の遺跡については、殆ど知られていなかったが、大規模開発に伴う埋蔵文化財調査が実施され始めた昭和62年度以降遺跡数は急激に増加しつつある。平成３年11月までに４件のプロジェクトに伴う発掘調査が行われている。すなわち、①高松市が実施している太田第２土地区画整理事業、②国道11号高松東道路建設、③四国横断道高松自動車道建設、④旧高松空港跡地の再開発事業の４つである。

①に関しては、太田第２区画整理事業地内を貫通する東道路予定地のほぼ全域と幅員22ｍの都市計画道路予定地を中心に高松市教育委員会が平成元年度より調査を行っている。現在までに浴・松ノ木遺跡、浴・長池遺跡、浴・長池Ⅱ遺跡、井手東Ⅰ遺跡、井手東Ⅱ遺跡、居石遺跡、天満・宮西遺跡、凹原遺跡、松縄下所遺跡、蛙股遺跡の10地区を設定し、弥生時代前期から中世にかけての水田跡や弥生中期の木製品・土器群等を検出している。②では、昭和62年度から(財)香川県埋蔵文化財調査センター（昭和62年度については香川県教育委員会）によって、西から上天神遺跡、太田下・須川遺跡、林・坊城遺跡、六条・上所遺跡、東山崎・水田遺跡、前田東・中村遺跡の６地区で調査が進められてきた。上天神遺跡では弥生時代後期の掘立柱建物群、条里坪界線の可能性をもつ中世前半期の溝状遺構等が、林坊城遺跡では縄文晩期の土器を含む自然河川から数点の木製農耕具が出土している。③については、平成元年度から３年度にかけての県埋文センターによる調査で丘陵裾部より旧石器時代のユニットや４世紀末の埴輪窯等が確認された。④も県埋文センターによって平成２年度末から調査が実施されている。空港跡地の西隅の一角が田図南地区の比定地と重複するため、今後の調査の進展が注目されるが、これまでに弥生時代後期及び中世の掘立柱建物跡、条里地割に平行する９世紀初頭前後の溝跡等が検出されている。

（山　本）

参考文献

『香川県埋蔵文化財調査年報　昭和59～62年度』　香川県教育委員会　1988年３月
『香川県埋蔵文化財調査年報　昭和63年度』　香川県教育委員会　1989年３月
『香川県埋蔵文化財調査年報　平成元年度』　香川県教育委員会　1990年３月
『香川県埋蔵文化財調査年報　平成２年度』　香川県教育委員会　1991年３月
『空港跡地遺跡現地説明会資料』　(財)香川県埋蔵文化財調査センター　1991年９月

1. 調査区
2. 高松城
3. 高松城東ノ丸跡
4. 紺屋町遺跡
5. 北大塚古墳
6. 鏡塚古墳
7. 石船塚古墳
8. 稲荷山姫塚古墳
9. 姫塚古墳
10. 鶴尾神社４号墳
11. 猫塚古墳
12. 摺鉢谷遺跡
13. 浄願寺山古墳群
14. 南山浦古墳群
15. 坂田廃寺
16. 久米山古墳群
17. 久米山墓地遺跡
18. 久米山南遺跡
19. 高松市茶臼山古墳
20. 久本古墳
21. 山下古墳
22. 岡山小古墳群
23. 大空遺跡
24. 屋島城
25. 長崎鼻古墳
26. 前田東・中村遺跡
27. 東山崎・水田遺跡
28. 六条・上所遺跡
29. 林・坊城遺跡
30. 天満・宮西遺跡
31. 松縄下所遺跡
32. 大池遺跡
33. 浴・松ノ木遺跡
34. 浴・長池Ⅰ・Ⅱ遺跡
35. 井手東Ⅰ遺跡
36. 井手東Ⅱ遺跡
37. 居石遺跡
38. 太田下・須川遺跡
39. 上天神遺跡
40. 凹原遺跡
41. 空港跡地遺跡

第１図　遺跡の位置および周辺の遺跡

第３節　平成２年度調査概要

1.　調査の概要（第２・３図）

本年度の調査区は、林町1938−2・1939−1番地であり、平成元年度の調査箇所に南接する水田とその東隣にわたっている（第２図右下り斜線のスクリーントーン部）。東は条里制の坪境線に比定されている多肥林線の旧道が南北方向に走っており、南方には水路をはさんで水田が広がっている。調査区の西側にも水田が接し、その西に大池への水の取入口に伴なうＴ字状の凹地がある。調査区を含めた周辺の現水田の標高は、東端の水田が高く、西方になるにしたがい約５㎝の比高差をもって低くなり、さらに北側の水田も同様に低くなっている。つまり、高松平野は大局的に南から北に低くなっており、同様な事が調査区周辺においても見られる。前年度までの発掘調査の結果や微地形の復原によって、調査区は埋没自然堤防の西縁に位置しており、その最も高くなるのは昭和61年度試掘調査における第12地点付近である事が確認されている。

調査トレンチは幅５ｍのものを４本設定した。第１トレンチは東側の水田南辺に沿って東西方向に全長42ｍで設定し、トレンチ南壁の東西両端のポイントをそれぞれＡ・Ｂとした。西側水田のトレンチは北に開いた「コ」字形で、第１トレンチと同方向を第２トレンチ、それに直交するトレンチを東から第３、第４トレンチとした。各トレンチの全長は第２トレンチ27.5ｍ、第３トレンチ13ｍ、第４トレンチ17.5ｍで、第２トレンチ南壁東西の端をそれぞれＣ、Ｄ、第３トレンチ東北隅をＥ、第４トレンチ西北隅をＦとした。以上４本のトレンチの合計500㎡が当初の調査予定面積であったが、調査を実施する際の時間的制約等によってトレンチの幅を５ｍから３ｍに縮小し、必要に応じて拡張することとした。

調査は、まずトレンチ全域の現水田耕作土を重機によって除去し、各トレンチに土層観察と排水を兼ねた側溝を掘削した。側溝の幅は50㎝であり、第１・２トレンチは南壁、第３トレンチは東壁、第４トレンチは西壁沿いに設け、ベースである黄灰色シルト質極細砂まで掘り下げた。その土層の分析を行い、観察結果に基づいて各土層ごとに掘り下げを行い、その度に遺構確認をし、遺物を取り上げた。第１トレンチにおいて検出された溝・ピット群・掘立柱建物の周囲は、調査の必要性からトレンチ幅を５ｍまで拡張した。遺構を完掘した後に平面図・写真撮影を行い、調査を終了した。

本年度の調査は、昭和63年度・平成元年度の調査において検出された溝及び溝状落ち込みの南東方向への広がりを確認することを目的としてトレンチを設定した。したがって、古墳時代の後期から13世紀の長期間にわたり安定した地表面であると確認されたこれら遺構の確認面までの調査に主力を注ぎ、その面より以下に関しては前述の調査期間等の制約もあり、土層観察のみにとどめた。

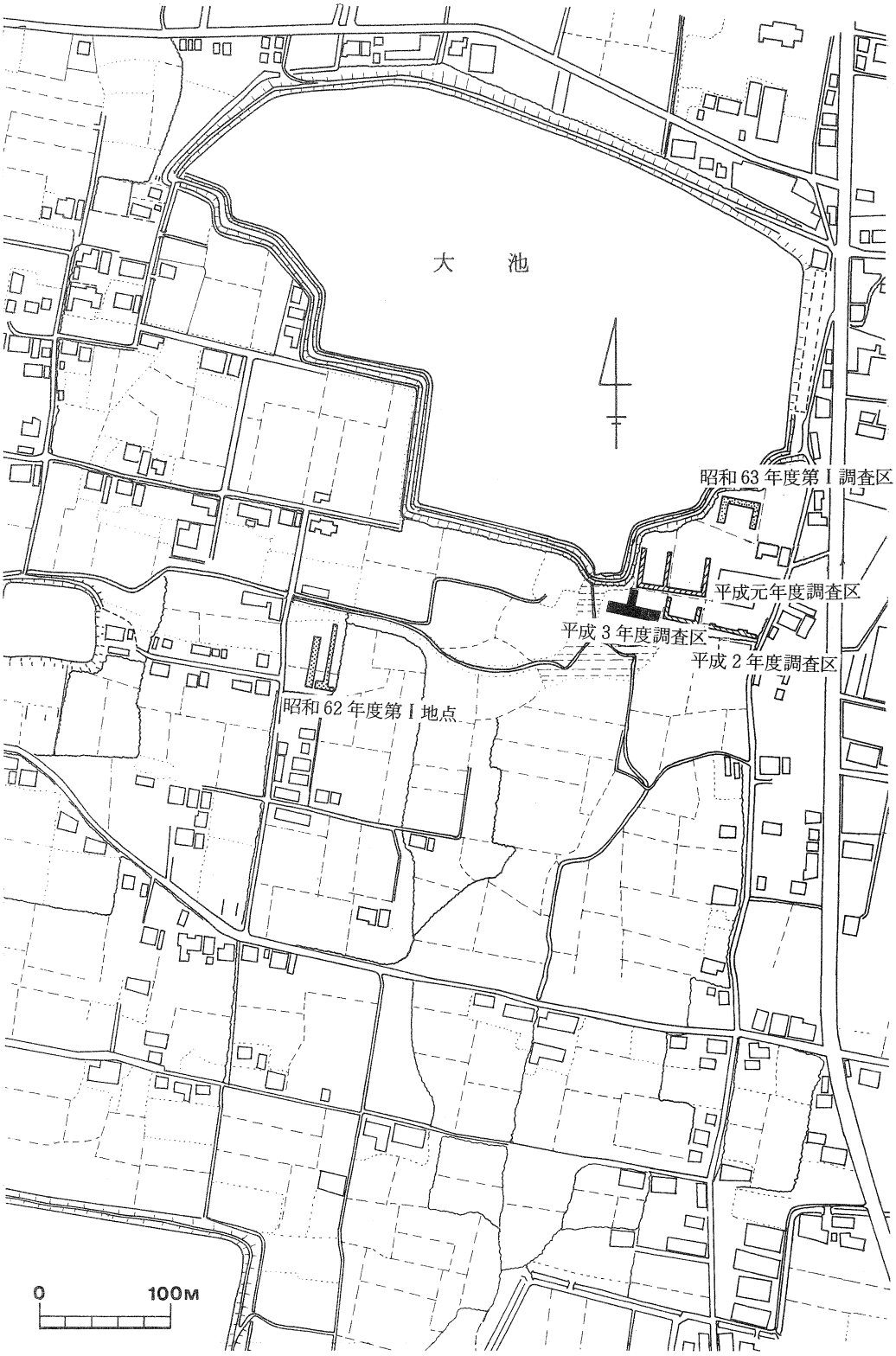
大　池
昭和63年度第Ⅰ調査区
平成元年度調査区
平成3年度調査区
平成2年度調査区
昭和62年度第Ⅰ地点
0
100M

第2図　調査区位置図

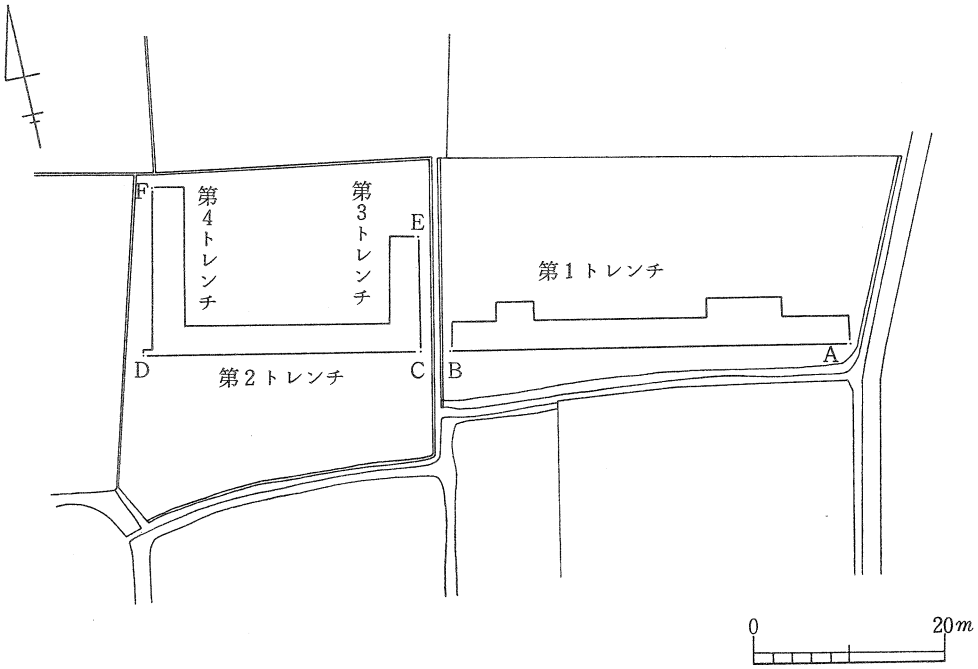

第3図　トレンチ設定図

2. 基本層序（第4・5図）

今回の発掘調査では11層の土層が確認された。その中に溝に堆積した土層が含まれており、旧地表面と認められ調査区全体の基本的な土層は10層であり、洪水による土砂の堆積層である。各土層は、過去3ケ年の調査と同様にある一定期間に地表となり人為的作用等により土壌化されたa層と土壌化が及ばなかったb層に区別し、さらに一部であるがa層とb層の両方の性格を持ち土壌化が不明瞭であるá層が認められる。その詳細は第4・5図を参照されたい。

10層の土層は、大別すると4層にまとめられる。以下各層ごとに若干の説明を加えよう。

第Ⅰ層　現水田耕作土とその床土である第1層である。

第Ⅱ層　灰白色と灰黄褐色シルト質細砂のa層と明黄褐色シルト質細砂のb層が交互に堆積する第2～6層である。a層は水田耕土であり、b層は酸化鉄が縞状に沈着し水田の床土と考えられる。西側になるにしたがい土層の枚数が多くなり、厚く堆積している。

第Ⅲ層　第7層であり、黒褐色シルト質極細砂のa層と褐灰色シルト質極細砂のá層、灰白色細～中砂のb層である。a層は水田、á層は畠地であり、昭和63年度と平成元年度調査において古墳時代後期～13世紀にかけての地表面であり溝等が検出された層と同一である。第1トレンチの東端では礫層第10層が検出され、西側に向かってゆるやかに傾斜している。

第Ⅳ層　弥生時代後期以前の小区画水田面の第8・9層である。

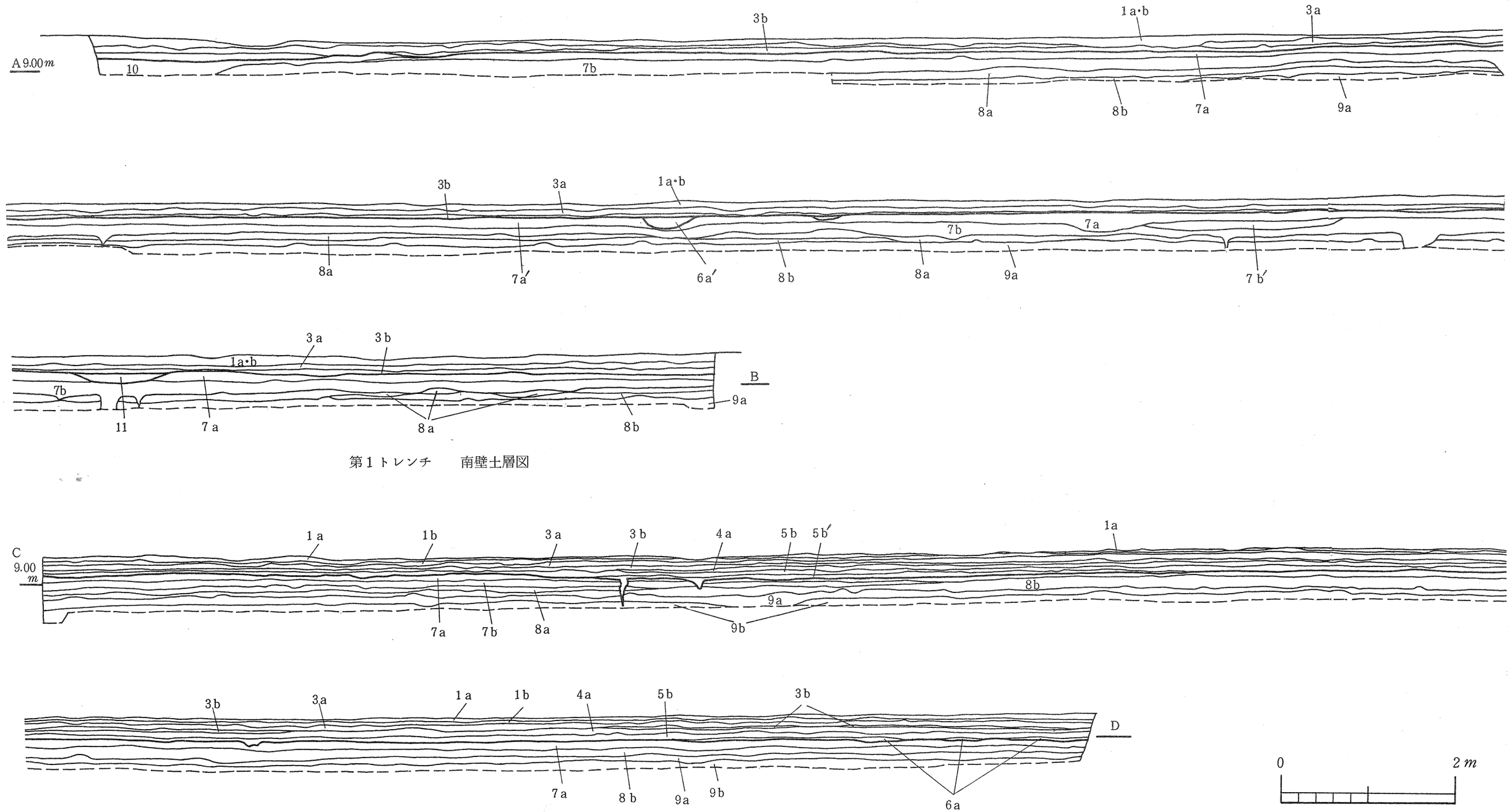

第１トレンチ　　南壁土層図

第２トレンチ　　南壁土層図

第４図　土 層 図 (1)

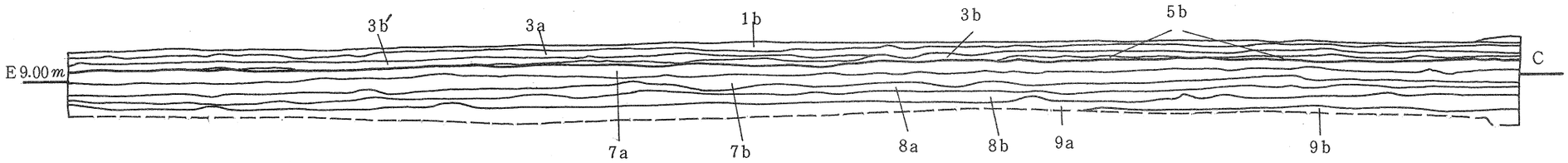

第３トレンチ　　東壁土層図

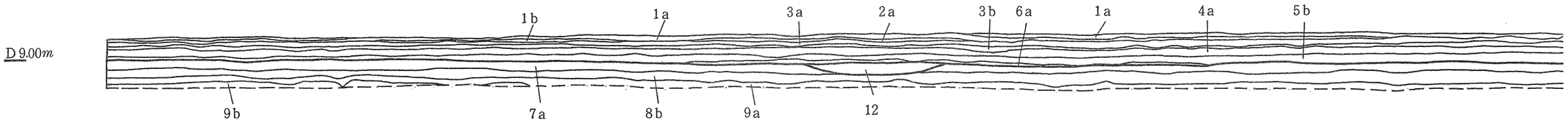

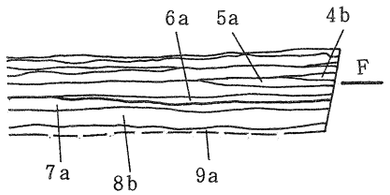

第４トレンチ　　西壁土層図

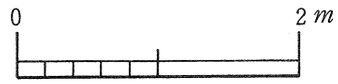

層　序　説　明

1a	灰色シルト質極細砂	N 7/0	soil	現水田耕土
1b	明黄褐色シルト質極細砂	10YR7/6	酸化鉄	
2a	灰白色シルト質細砂	N 8/0	soil	水田耕土
3a	灰色シルト質細砂	7.5 Y 6/1	soil	水田耕土
3b	にぶい黄橙色シルト質細砂	10 YR 7/4	酸化鉄	
3b′	にぶい黄橙色シルト質細砂	10 YR 7/3	酸化鉄	
4a	灰黄色シルト質細砂	2.5 Y 7/2	soil	水田耕土
4b	明黄褐色シルト質細砂	10 YR 7/6	鉄化鉄	
5a	灰黄色シルト質細砂	2.5 Y 7/2	soil	水田耕土
5b	灰白色シルト質細砂	2.5 Y 8/2	鉄化鉄	
6a	灰白色極細砂質シルト	10 YR 7/1	soil	
7a	黒褐色シルト質極細砂	7.5 YR 3/1	soil	13世紀～古墳時代
7a′	褐灰色シルト質極細砂	10 YR 6/1		畠地
7b	灰白色細砂～中砂	2.5 Y8/1	溢流氾濫	
8a	褐灰色シルト質極細砂	10 YR 6/1	soil	不定形小区画水田
8b	灰白色シルト質細砂	2.5Y 7/1	溢流氾濫	
9a	黒褐色シルト質極細砂	7.5 YR 3/1	soil	定形小区画水田
9b	黄灰色シルト質極細砂	2.5 Y6/1		
10	細礫～中礫			
11	灰白色シルト質細砂	10 YR 7/1	溝充填	
12	褐灰色極細砂質シルト	10 YR 6/1	溝充填	

第５図　土 層 図 (2)

3. 遺　構（第6～10図）

今回の調査によって検出した遺構は掘立柱建物址（SB01）、第1・2ピット群、溝（SD01～05）であり、すべての遺構の確認面は第7a層上面である。また、土層観察によって9面の水田を確認した。

以下、各遺構について詳細に述べる事とする。

ＳＢ01（第7図）

本遺構は第1トレンチの東寄りで検出された。検出面は標高9.00ｍ前後であり、周辺には第2ピット群がある。

検出できた柱穴は3個のみであり、平面形態は不明である。建物規模は1間以上（2.25ｍ）×1間（2.20ｍ）を測り、棟軸方向はＮ－17°－Ｅを示す。柱穴掘り方は円形を呈し、径は0.55ｍ、検出面からの深さは0.45～0.55ｍを測る。ＳＰ01は2段、ＳＰ02は3段の段を有する。柱穴内埋土は白灰色シルト質極細砂であり、ＳＰ02では柱痕が確認された。共伴遺物は皆無であるが、埋土はピット群と同一であり、同時期であると考えられる。

第1ピット群（第8図）

本遺構は第1トレンチ中央西寄りでＳＤ02からＳＤ05の間において検出された。検出面は標高約9.00ｍである。検出したピットの総数は39個であるが、トレンチ外にひろがると考えられる。全てのピットは、径0.05～0.20ｍの円形を呈し、深さは0.10～0.40ｍを測る。ピットは不規則に並んでいる。埋土は白灰色シルト質極細砂であり、共伴遺物は数点の染付陶磁器の細片が挙げられるが、細片であるため図化できなかった。ＳＤ02との切り合い関係によってＳＤ02より新しい時期の遺構である。

第2ピット群（第9図）

第1トレンチの東寄りで検出された。検出面は標高約9.00ｍである。検出できたピットの総数は24個で不規則に並んでいる。直径は0.1～0.65ｍを測るが、0.20～0.25ｍのものが大部分を占め、円形を呈する。深さは、0.10～0.20ｍである。埋土は第1ピット群と同様に白灰色シルト質極細砂であるが、ＳＢ01の南側のピットは淡黄色シルト質極細砂・暗褐色シルト質極細砂が堆積して、平面も隅丸方形を呈しており、他のピットとは若干異なる。共伴遺物は染付陶磁器の細片が数点出土したが、図化できなかった。

ＳＤ01（第10図）

第4トレンチほぼ中央において検出された。検出面は標高8.90ｍである。方向はＮ－40°－Ｅを示し、南北の両端は調査区外に延びる。検出長は4.70ｍ、幅約0.9ｍ、深さ約0.10ｍを測る。断面は浅いＵ字形を呈し、埋土は褐灰色極細砂質シルトで、底面付近に細砂が堆積していた。遺物は出土していないが、溝の方向・規模・埋土によって平成元年度調査におけるＳＤ01と同

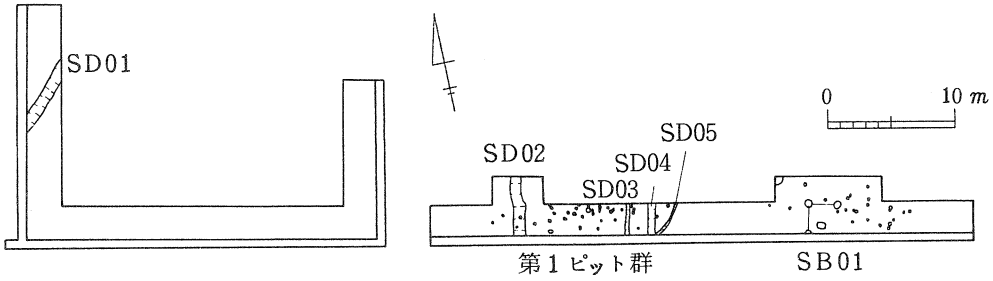

第6図　遺構配置図

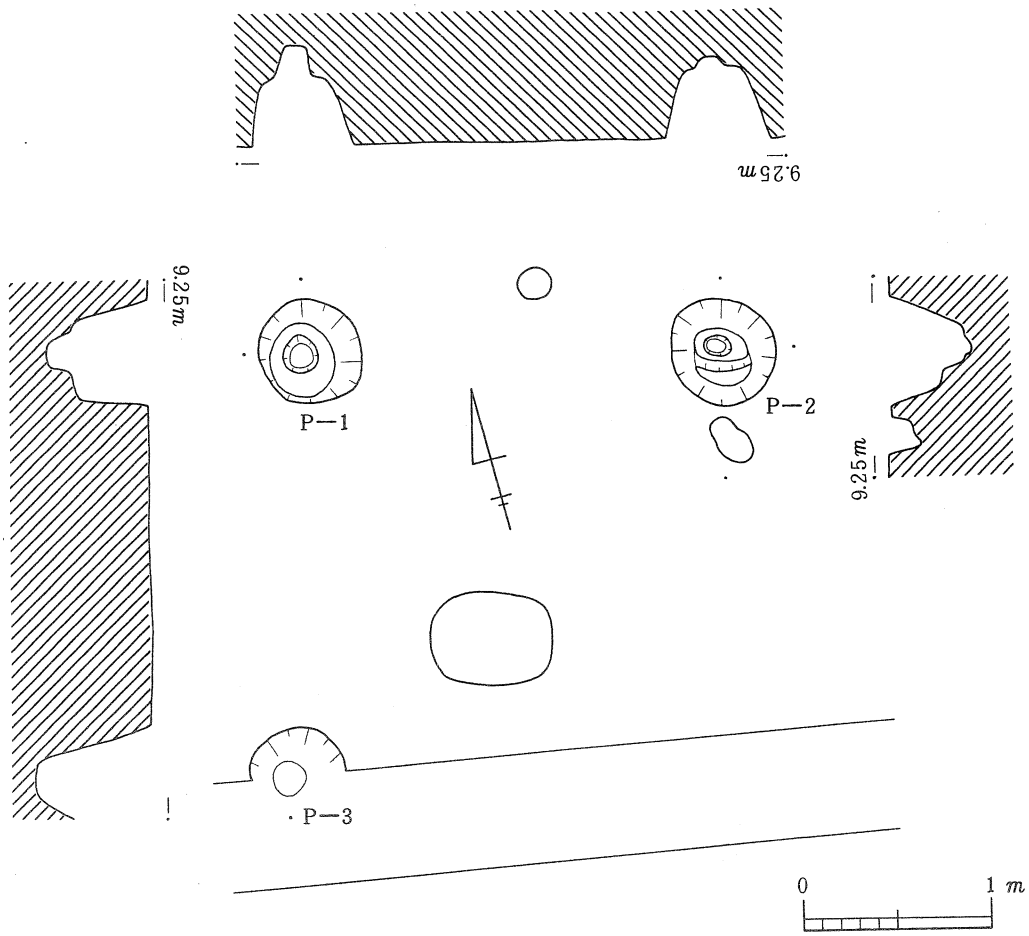

第7図　SB01 実測図

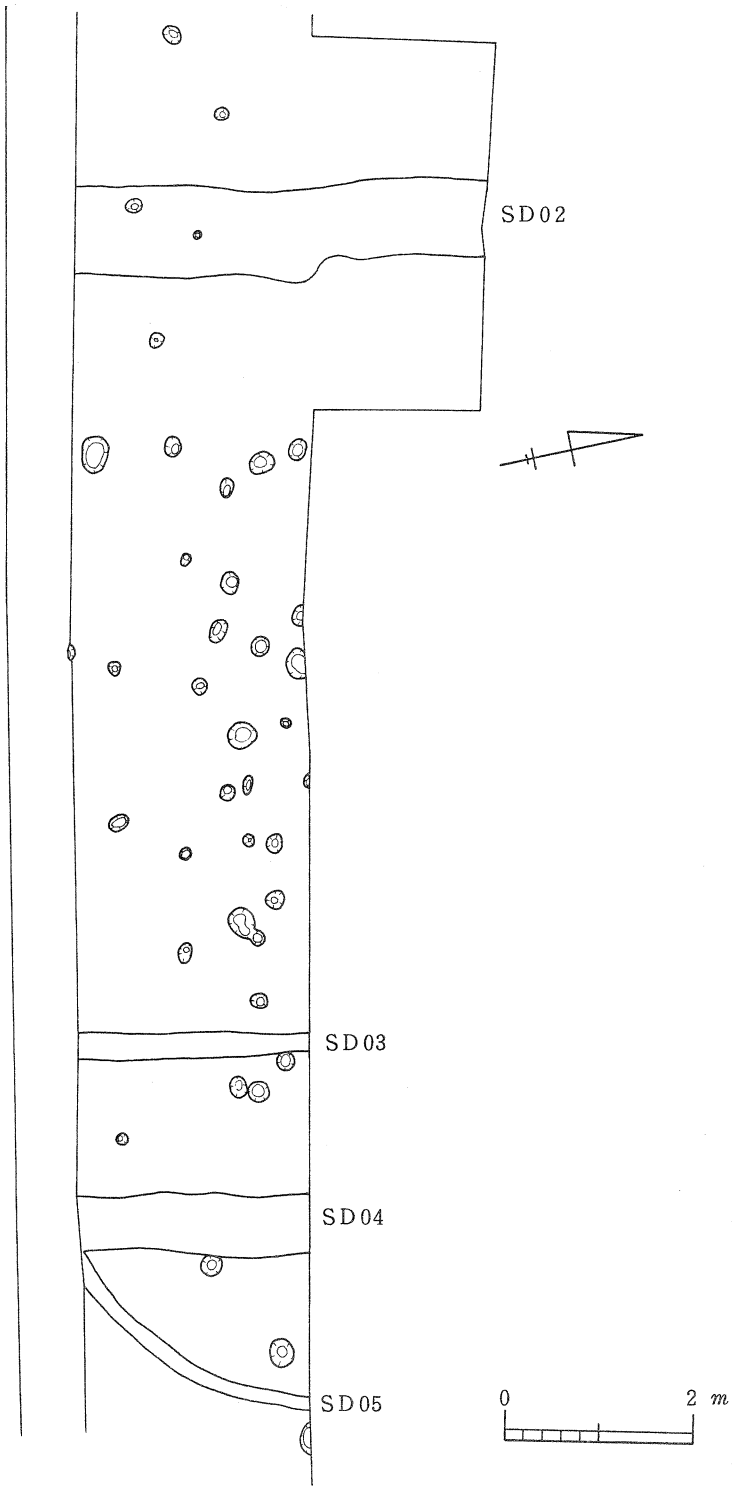

第8図　第1ピット群実測図

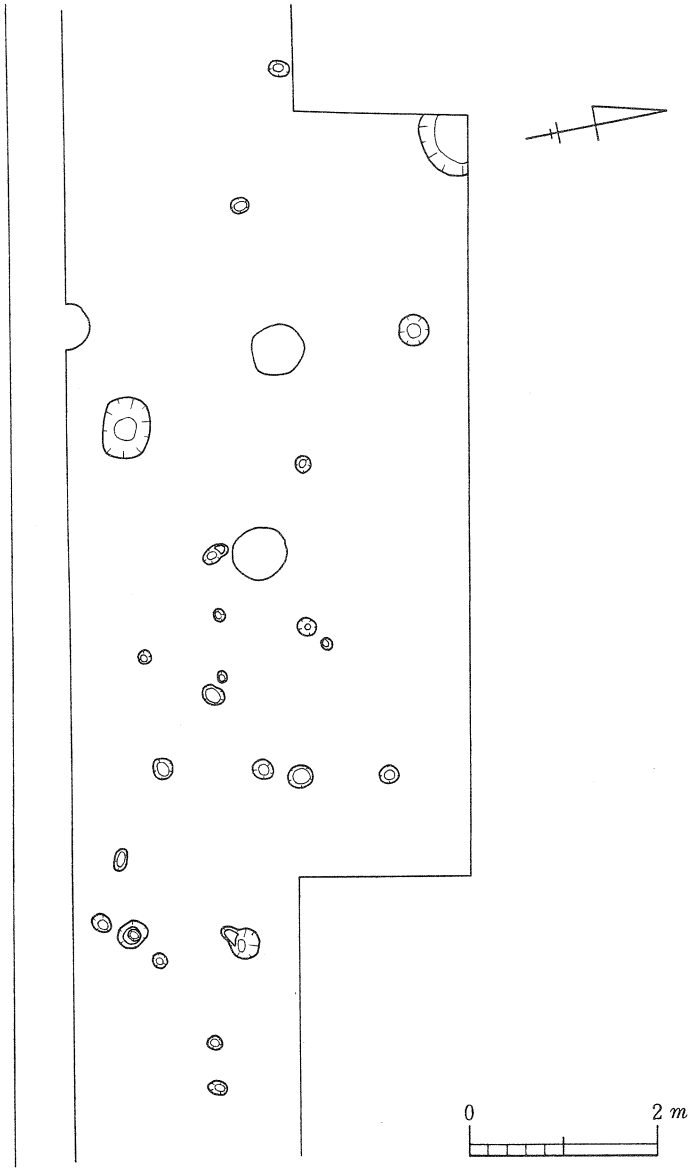

第9図　第2ピット群実測図

一の溝と考えられる。

ＳＤ０２（第10図）

第１トレンチ西寄りで検出され、周辺には第１ピット群がある。検出面は標高9.00ｍである。方向はN−10°−Ｅを示し、南北両端は調査区外に延びる。検出長は4.30ｍ、幅0.83〜1.00ｍ、深さは0.20ｍを測る。掘り方は浅いＵ字形を呈す。埋土は灰白色シルト質細砂の単一層である。水流の方向は確認できなかった。遺物は出土していないが、第２ピット群との切り合い関係から本遺構の方が先出のものである。昭和63年度調査において第８ａ層上面で検出された溝と同一と考えられる。

ＳＤ０３（第10図）

第１トレンチのほぼ中央で検出された。周辺には第１ピット群がある。検出面は標高9.00ｍである。方向はN−15°−Ｅを示し、南北両端は調査区外に延びる。検出長は2.44ｍ、幅0.26ｍ、深さ0.06ｍ程度を測る。掘り方は浅いＵ字形を呈する。埋土は褐灰色極細砂質シルトである。出土遺物はない。

ＳＤ０４（第10図）

第１トレンチのほぼ中央で検出された。周辺には第１ピット群・SD03・SD05がある。検出面は標高9.00ｍである。方向はN−15°−Ｅを示し、南北両端は調査区外に延びる。検出長は2.44ｍ、幅0.64ｍ、深さ0.06ｍ程度を測る。掘り方は浅いＵ字形を呈する。埋土は褐灰色細砂質シルトである。出土遺物はない。南端でSD05と合流する。

ＳＤ０５（第10図）

第１トレンチのほぼ中央で検出された。周辺には第１ピット群・SD03・SD04がある。検出面は標高9.00ｍである。方向は東に湾曲しながら北東に走っている。南北両端は調査区外に延びる。検出長は約4.00ｍ、幅0.2ｍ、深さ0.04ｍを測る。掘り方は非常に浅いＵ字形を呈する。埋土は褐灰色極細砂質シルトである。遺物は出土していない。

水　田

土層観察で確認された９面の水田のうち上位にある第２〜４層と第５・６層は中世から近世の条里型水田である。第７層は古墳時代後期〜13世紀にかけての地表面であり、東側は土壌化が不明瞭であり畠地と考えられ、西側になると明瞭に土壌化し若干レベルが下がっており水田であろうと考えられ、土地利用の様相が異なっている。

第８層と第９層は洪水砂層に上面を被覆された水田であり、数カ所の畦畔状の高まりが確認された。第８層は平成元年度調査の第19層と同一であり、弥生時代後期以前の不定形小区画水田である。第９層は平成元年度調査の第20層と同一であり、ほぼ等間隔に畦畔が検出され不定形小区画水田であると考えられる。

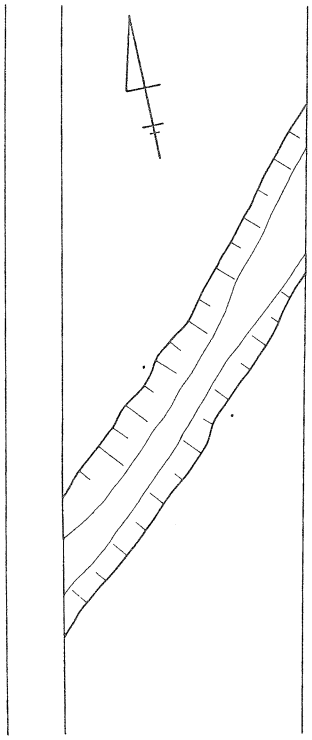

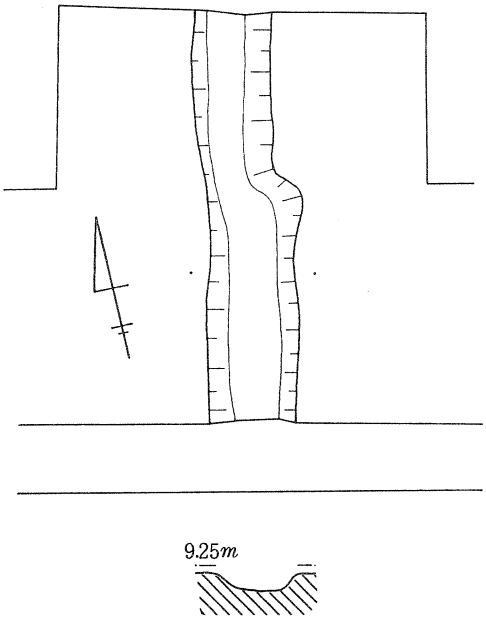

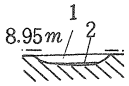

層序説明

1. 褐灰色極細砂質シルト　10YR 7/1
2. 〃　10YR 8/1

SD01

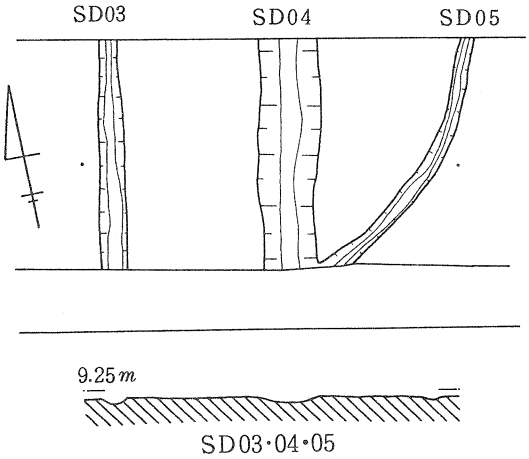

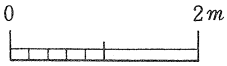

第10図　SD 01～05 実測図

4. 出土遺物（第11・12・13図）

出土遺物の大部分は第１トレンチの第１ｂ層に集中しており、他のトレンチでの出土は非常に少量である。図化した遺物のうち１～17は第１ｂ層・第２層、18～36は第３層、37～45は第４層、46～53は第５層から出土したものである。

第１ｂ層は土師質の土鍋・羽釜・18世紀後半の陶磁器が第１トレンチを中心に出土し、第３～４層は17世紀後半から18世紀後半の陶磁器が出した。第５層より出土で図示したものは須恵器・土師器のみであるが、僅かながら陶磁器も含まれている。これらは第７層の直上より出土した。第８層以下は側溝部分のみの掘削であり、出土遺物はなかった。

１　土鍋　第１トレンチ第１ｂ層より出土。推定口径は42㎝を測る。口縁部はほぼ水平方向に延び、口唇は角張っている。胎土には白色・黒色・赤色の細砂粒を含み、色調は赤褐色である。

２　土鍋　第１トレンチの第１ｂ層より出土。水平ぎみの口縁部を有し、口唇部を丸くおさめる。胎土には細砂粒・粗砂粒を含み、色調は灰褐色を呈する。

３～６　羽釜　第１トレンチの第１ｂ層より出土。鍔のみ残存する。３・４は鍔が水平でやや長く延びる。５・６は短い鍔である。

７　小皿　第１トレンチの第１ｂ層より出土。底径は４㎝を測る。胎土には赤色・白色細砂粒を若干含み、色調は浅黄橙色を呈する。土師質土器である。

８～10　伊万里系染付碗　第１トレンチの第１ｂ層より出土。８・９は内外面に草文が描かれている。８は厚手であり、９は脚部がやや厚手で口縁部では薄くなる。10は非常に薄手で若干内湾し、外面に型紙摺りである。素地は白色で、透明釉を施している。18世紀のものと考えられる。

11　京焼風碗　第１トレンチの第１ｂ層より出土。腰部より内湾気味に立ち上がり、口縁部はほぼ直立し、口唇部はとがっている。外面に朱色と薄黄緑色の草文風の文様が描かれている。

12　肥前系染付猪口　第１トレンチの第１ｂ層より出土。口縁部は若干外反気味に直立し、沈線を腰部との境目に有する。推定口径は３㎝を測る。内外面には白色釉が施されている。

13　伊万里系染付皿　第１トレンチの第１ｂ層より出土。推定底径は14.4㎝を測る。底部は非常に厚く、若干の高台を有する。素地は白色で、白灰色の釉が施されている。外面に３本の平行線を描く。18世紀後半のものである。

14　肥前系染付皿　第１トレンチの第１ｂ層より出土。推定底径は7.6㎝を測る。見込み蛇の目釉ハギと高台畳付は無釉である。素地は白灰色である。18世紀のものである。

15　唐津系染付碗　第１トレンチの第１ｂ層より出土。推定底径は4.8㎝を測る。高台畳付を丁寧に平坦に削り、外面は白土を刷毛で塗る。高台畳付は無釉である。

16・17　瀬戸美濃系染付碗　第１トレンチの第１ｂ層より出土。16の推定径は10㎝を測り、沈線を１条有する。17は内外面に灰黄色の釉が施されている。共に掛分碗である。

18　内耳堝　第３トレンチの第３層より出土。推定口径は34㎝を測る。瓦質土器である。口辺部は強く屈曲し、孔を有する。胎土に細砂粒を含み、色調は灰黄褐色を呈する。

19・20　土鍋　第１トレンチの第３層より出土。口唇部がやや厚くなり、20は強く「く」字状に屈曲する。胎土には細砂粒を含み、色調は19が黒褐色、20が白灰色を呈する。

21・22　瀬戸美濃系染付碗　第１トレンチの第３層より出土。陶胎染付である。21は推定口径が11.8㎝を測り、口縁部がやや肥厚する。内面に草文が描かれる。22は推定口径が12㎝を測り、直線的な口縁部である。素地は白色で、透明釉である。

23・24　肥前系染付碗　23は第１トレンチ、24は第３トレンチの第３層より出土。23は若干内湾気味で、外面に松の文様を描く。素地は白色であり、透明釉である。18世紀のものである。24は外面に草文(?)が描かれ、透明釉である。素地は白色である。

25　染付碗　第１トレンチの第３層より出土。ほぼ直線的に立ち上がる。外面に草文を描く。素地は白色、透明釉である。

26・27　染付碗　第１トレンチの第３層より出土。推定底径は3.2㎝と４㎝を測る。26は底部が厚く、高台は細い。染付青磁碗である。27は高台が厚く、高台畳付を無釉にしている。

28　肥前系染付碗　第１トレンチの第３層より出土。陶胎染付である。推定口径は12㎝を測り、ほぼ垂直に立ち上がり、口唇部は内側に肥大する。素地は白灰色である。18世紀に比定できる。

29　肥前系染付瓶　第１トレンチの第３層より出土。推定口径は４㎝を測る。口縁部がやや肥大し、外反する。素地は白色である。

30　肥前系染付碗　第１トレンチの第３層より出土。推定口径は16㎝である。口縁部に溝をもついわゆる溝縁皿と呼ばれるものである。素地は白灰色であり、黄灰色釉が施されている。17世紀初めに比定できる。

31　染付蓋　第１トレンチの第３層より出土。推定口径は10.5㎝である。内面に貼り付けのかえりをもつ。素地は白色で、透明釉である。

32　瀬戸美濃系皿　第１トレンチの第３層より出土。推定口径10.4㎝、推定底径7.4㎝、器高1.3㎝を測る。底部から直線的に立ち上がる。体部と底部外面は無釉である。素地は灰白色である。

33　灯明皿　第１トレンチの第３層より出土。推定口径は11.4㎝を測る。器厚は薄い。胎土には細砂粒を含み、色調は内面黒褐色、外面暗褐色である。口縁部内面に煤が付着する。

34　須恵器杯蓋　第１トレンチの第３層より出土。口径は小片のため不明である。口唇部は細くとがっている。内外面にロクロ整形痕を若干残す。胎土には黒色・白色細砂粒を含み、色調は明灰色を呈する。

35・36　須恵器甕　第１トレンチの第３層より出土。35は外面に格子目叩きが施され、細砂粒を含み、色調は灰色である。36はヘラ削り、胎土に黒色細砂粒を含み、色調は内面灰白色、

外面は灰色を呈する。

37・38　土鍋　第2トレンチの第4層より出土。37は推定口径36㎝を測り、巻き込み気味の口縁部を有し、口唇部を丸くおさめる。白色・黒色・金雲母粒子を含み、色調は内面灰黄褐色、外面褐灰色を呈する。38は内傾する口縁部を有し、白色・黒色・赤色の細砂粒と金雲母粒子を密に含み、焼成は黄褐色である。

39　染付碗　第4トレンチの第4層より出土。推定口径は9㎝である。器厚は薄く、やや内湾する。外面に松の文様が描かれている。素地は白色である。

40　染付碗　第4トレンチの第4層より出土。青磁である。推定口径は11㎝を測る。体部は直線的である。外面に草文が描かれている。

41　染付碗　第2トレンチの第4層より出土。推定口径は3.7㎝である。口縁部が外反するいわゆる端反碗である。白灰色釉がかかっている。

42　唐津系碗　第4トレンチの第4層より出土。内外面に白土を刷毛で塗る。

43　瀬戸美濃系碗　第2トレンチの第4層より出土。沈線を有する。鉄釉を塗っている。素地は白色である。

44　土鍋の脚　第4トレンチの第4層より出土。

45　須恵器　第4トレンチの第4層より出土。内外面に僅かなロクロ整形痕を有する。胎土には細砂粒を含み、色調は白灰色を呈する。

46～48　土師質皿　46は第4トレンチ、47・48は第3トレンチの第5層より出土。46は推定口径11㎝、推定底径8㎝、器高1㎝を測る。整形は不明瞭である。胎土には粗砂粒・細砂粒を含み、色調は内面赤橙色、外面浅黄橙色を呈する。47は推定口径7.8㎝、推定底径5.6㎝、器高1.3㎝を測る。整形は不明。胎土には赤色砂粒・金雲母を含み、色調は浅黄橙色を呈する。48は推定口径7.2㎝、推定底径5.2㎝、器高1.1㎝を測る。胎土には赤色・白色砂粒を密に含み、色調は浅黄橙色を呈する。

49　土師質甕　第3トレンチの第5層より出土。推定底径は5.4㎝を測る。外面はヘラ削り、内面はナデである。胎土に白色・黒色砂粒・石英・粗砂粒を含み、色調は褐色を呈する。

50・51　須恵器甕　50は第3トレンチ、51は第4トレンチの第5層より出土。50は外面に格子目叩き、内面は同心円文叩きが施されている。胎土には0.5㎜程度の白色砂粒を含み、色調は灰色を呈する。51は外面に明瞭な格子目叩きが見られる。胎土に1㎜程度の白色砂粒を含み、色調は白灰色を呈する。

52・53　須恵器　甕の底部である。第4トレンチの第5層より出土。52は推定底径10㎝を測り、胎土には黒色・白色の細砂粒を密に含み、色調は白灰色を呈する。53は平底であり、胎土には白色細砂粒を若干含み、色調は白灰色を呈する。　（中西）

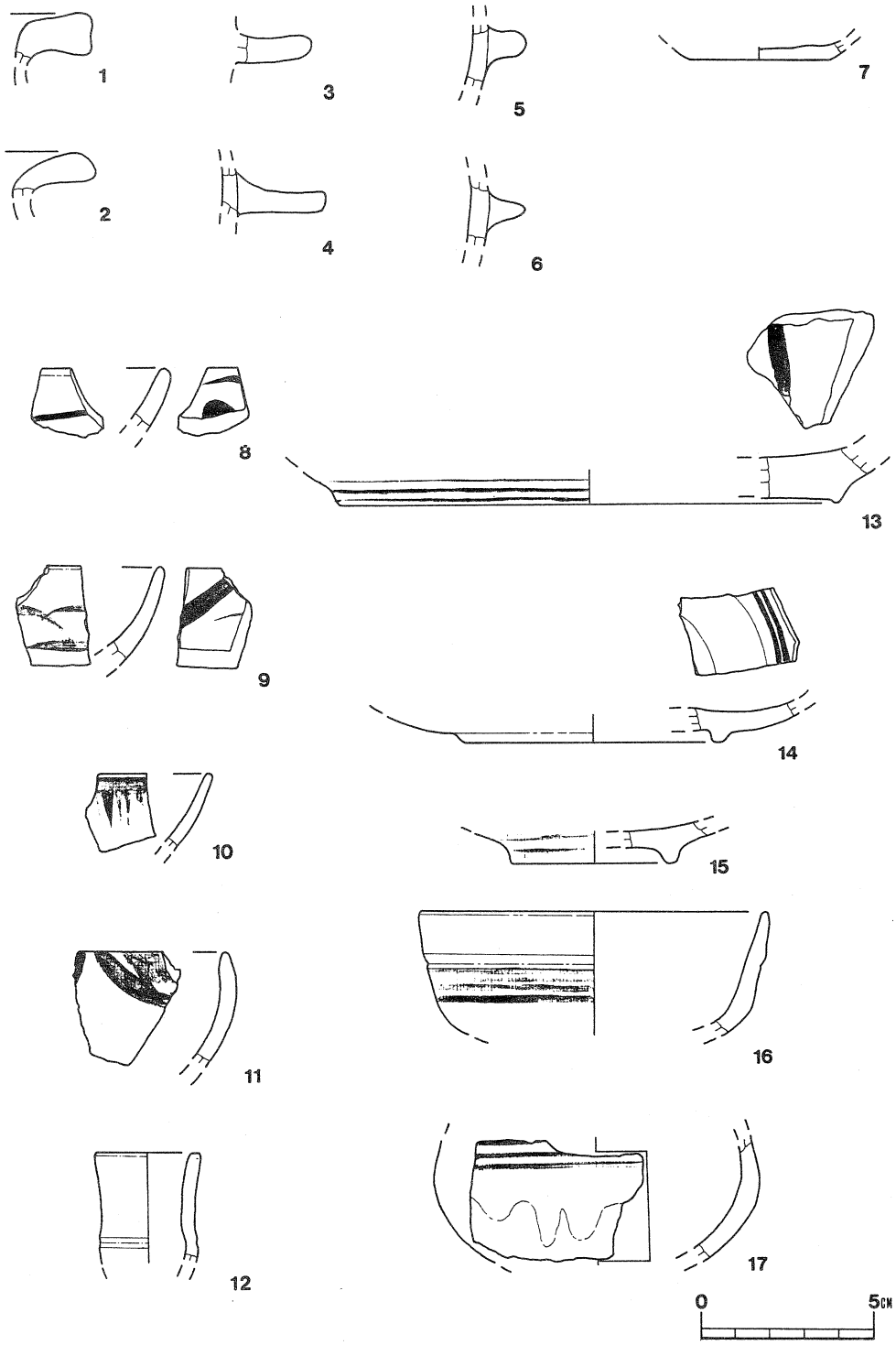

第11図　出土遺物実測図(1)

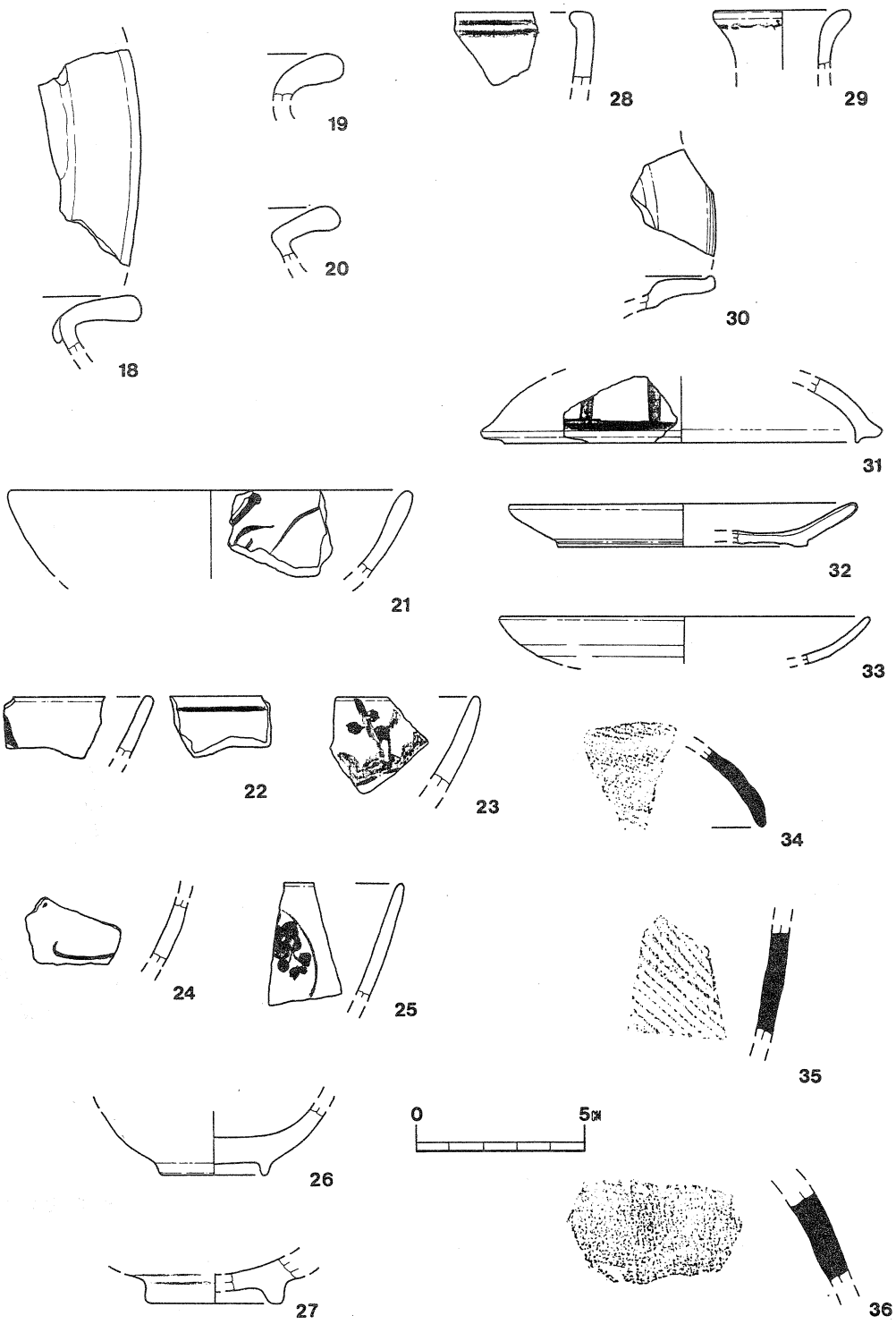

第12図　出土遺物実測図(2)

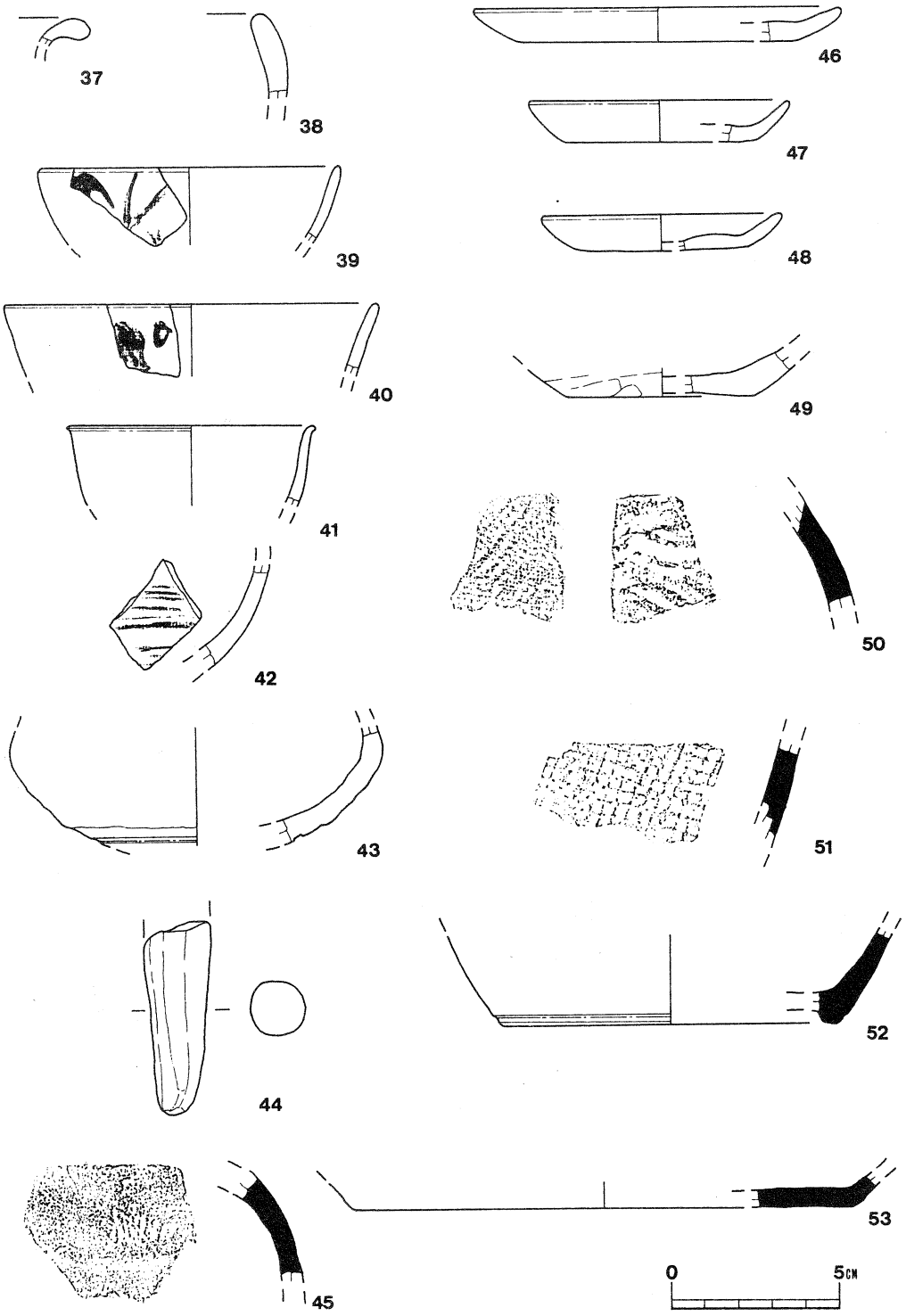

第13図　出土遺物実測図(3)

第4節　調査の成果

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域の調査は、田図の現地比定を目的とした調査であり、その手続きの一つとして考古学的な発掘調査が実施された。その調査では条里遺構の検出と年代決定、検出された条里遺構による条里地割あるいは条里プランの復原が目的である[1]。本年度の発掘調査は基本微地形レベルの微地形を復原し、土地利用法を解明するために行われた。

本年度の発掘調査において検出された遺構は、掘立柱建物跡１、ピット群２、溝５、９面の水田面である。第２～６層は土壌層と非土壌層が交互に堆積する条里型水田である。第１トレンチでは土層の堆積が少なく、第２～４トレンチでは西へ向かうに従い堆積が厚くなり、土層の枚数も増加している。第２～６層の水田は染付陶磁器が出土したことから17～18世紀のものと考えられる。第７層は後述するが、古墳時代後期から13世紀の地表面である。第８層は弥生後期以前の不定形小区画水田、第９層は弥生前期の可能性がある不定形小区画水田である。

第７ａ層では掘立柱建物跡・ピット群と溝が検出された。前者は第１トレンチにのみ検出され、覆土中より数点の染付陶磁器片が出土したことから第２～６層の水田と同様17～18世紀のものである。溝はSD01～05の５本が検出された。SD01は南西から北東方向の溝であり、その規模・覆土・位置により平成２年度調査のSD01と同一の溝である。SD02～04は南北方向の溝であり、SD02と04の間隔は約10.5*m*である。昭和63年度調査の第８ａ層で検出されたSD01～04は南北・東西方向に各２本ずつ約10*m*ほどの間隔で存在しており[2]、これらの溝と今年度調査のSD02～04は同様な性格を有するものと考えられる。これらの溝は地表の条里地割と同一方向であり、条里地割の坪の中を約10*m*間隔で方格状に区画している。但し、SD04は昭和63年度調査において東トレンチ南東隅で確認された溝（『概報』ⅡのSD06）の延長線上に存在し、その規模や埋土は異なっているものの、同一のものである可能性が高い。その位置は現地表の条里地割において南北方向の坪界線に比定されている。昭和63年度の溝は幅約２*m*、深さ50*cm*であり、同規模の溝が平成元年度の調査[3]において第１トレンチ南端付近で東西方向に検出された（『概報』ⅢのSD04）。その位置は条里地割の東西方向の坪界線上に当たる。

第７ａ層は昭和63年度の第８ａ層・平成元年度の第18ａ層と同一層であり、古墳時代の後期から13世紀にわたって安定していた地表面であると考えられる。本年度の調査では時期決定の可能な遺物は出土しておらず、明確な年代決定はできなかった。土層観察によれば、SD04・05以東は土壌化が不明瞭で、畠地として利用されていたと考えられるが、SD04とSD02の間は土壌化が若干明瞭であり、水田と畠地の双方の性格を有する。SD02より以西は土壌化が明瞭で水田と認められる。このような土地利用の様相は昨年度の調査でも確認されており、調査区北東部の微高地には畠地が、西部の低地には水田が営まれていたと考えられている。この地

点は田図比定作業の現段階においては、田図では「畠」「三宅」その西側に「畠成田」「佐布田」と記載する部分に比定されている。「畠成田」は10m間隔の溝で区画された地域、「佐布田」は西側低地の水田部である可能性が考えられる。

大池周辺の微地形復原はすでに高橋学氏が行っており、『微地形分類予察図』としてすでに公表している[4]。これによれば、田図比定地周辺では3本の旧河道が南から北に流下しており、その中央の旧河道は下池・長池から北東へ伸び、大池付近で大きく流れを北北西に変えると想定されている。現在の大池への水の取り入れ口であるT字状の凹地は、その旧河道を利用したものである。調査区は自然堤防の西縁に位置すると想定され、昨年度までの調査でも地形が南東から北西に傾斜することが判明しており、微地形分析と同様の結果が得られた。本年度の調査では、古墳時代後期から13世紀の地表面である第7a層が東へゆくにつれ徐々に高くなり、西側は低地になることが判明した。さらに発掘調査は行っていないが、調査区に西接する水田の南側畦畔において若干高くなっている部分がある。調査区南側の仮水路の土層断面においても第9b層が東西両側で高くなり、その間は低地になっているのが確認された。その幅は約30m、東西両端と中央低地部の比高差は40cmである。このように調査により土地利用法はある程度解明することができた。しかし、今後、プラント・オパール等自然科学的な分析作業の結果も考慮にいれながらさらに検討を加えて行かなければならない。

平成元年度調査の第2・3・4トレンチで南東から西方向に延びるSX01が検出された。幅は約9mで落ち込みの中に2面の水田層が検出され、田図の「佐布田」ではないかと考えられた。本調査はSD01の南側の検出を目的としたが、結果としてはSD01の延伸部の確認はできなかった。したがってSD01は調査区外の南西方向に延びるか、或いは前述した調査区南側の仮水路の土層断面に溝状の落ち込みが存在しないことから、SD01は南側になると次第に浅くなり、自然消滅するのではないかと考えられる。以上のことから、SD01が「佐布田」であるとする可能性は再検討する必要がある。

本年度の調査において注目すべき点は次の2点である。まず、調査区の東西両側に微高地があり、その間は若干の低地であるという微細微地形の復原ができたことである。東と西の微高地は畠地、低地は水田として利用されていた。田図の記載とよく対応した土地利用状況であるということができる。もう1点は、坪界線にともなうと考えられる溝が東西・南北両方向に確認されたことであり、本調査の目的である条里地割の復原が可能になった。　（中西）

注1）石上英一　「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(3)」高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ』1990年（以下、『概報』と略記）

2）『概報Ⅱ』　1989年

3）『概報Ⅲ』

4）高橋学「高松平野の地形環境分析Ⅱ」『概報Ⅰ』77～78頁　1988年

第５節　平成３年度調査概要

1.　調査の概要（第14図）

調査区は、平成２年度に発掘調査を実施した調査区（第３節に前述）に西接しており、太田第２土地区画整理事業に先だって平成４年２～３月に発掘調査が実施された。現在の水田はほぼ水平であるが、水田南側の畦道を見ると東・西両端に比較すると中央部分がやや高くなっている。

調査トレンチは逆Ｔ字形に設定した。第１トレンチは平成２年度調査の第２トレンチを西延した方向に、全長40ｍ、幅８ｍで設定した。第２トレンチは、第１トレンチと直交する南北方向に設定した。全長13ｍ、幅５ｍである。調査対象面積は385㎡である。

調査はトレンチ全域の現水田耕作土を重機により除去し、各トレンチに側溝を掘削した。側溝は第１トレンチには南壁、第２トレンチは西壁沿いに設け、ベースと考えられた黄灰色シルト質極細砂を掘り込む程度まで下げた。土層の分層を行った後に、土層図を作成した。各土層毎に掘り下げていき、遺構検出と遺物の取り上げを行った。土層観察によって第２トレンチ北端に落ち込みがみられたため若干拡張した。調査区全域をベースまで掘り下げ、遺構を全て完掘し、写真撮影を行った。

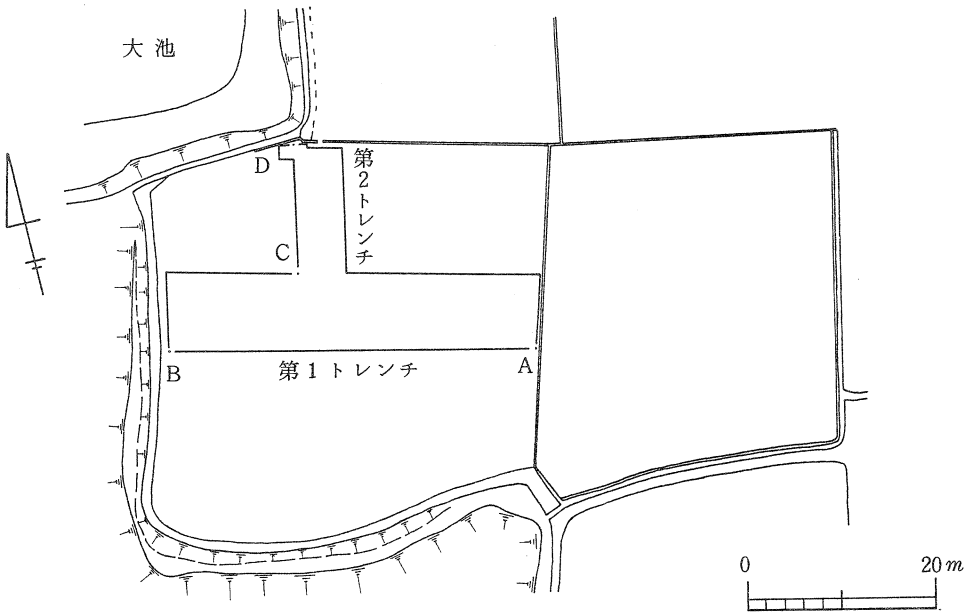

第14図　トレンチ設定図

2. 基本土層（第17図）

調査では22層の土層が確認されたが、大別すると６区分する事ができる。

第Ⅰ層　現水田耕作土と床土の第１層。

第Ⅱ層　灰白色シルト質細砂のａ層と明黄褐色シルト質細砂のｂ層が交互に水平堆積する第２～５層。近世の条里型水田である。

第Ⅲ層　黄灰色シルト質細砂のａ層と明黄褐色シルト質細砂のｂ層が交互に堆積する第６～９層。第Ⅱ層と同様に条里型水田である。

第Ⅳ層　黒褐色シルト質極細砂のａ層と灰白色細砂のｂ層の第10・11層。

第Ⅴ層　縄文時代中期のベースである黄灰色シルト質極細砂の第12層。

第Ⅵ層　各遺構の埋土。

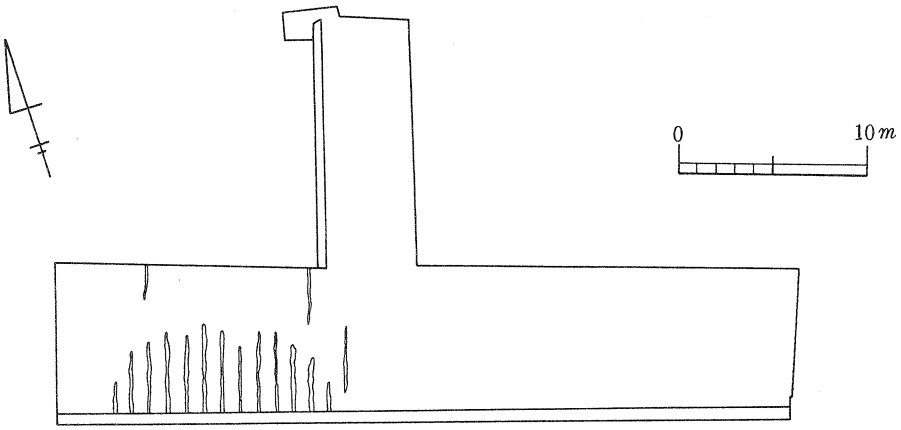

第15図　犂痕実測図

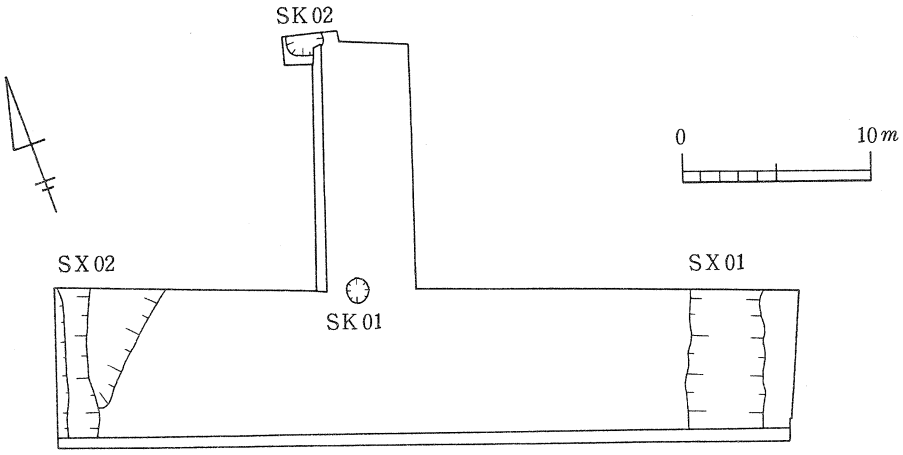

第16図　第Ⅴ層遺構配置図

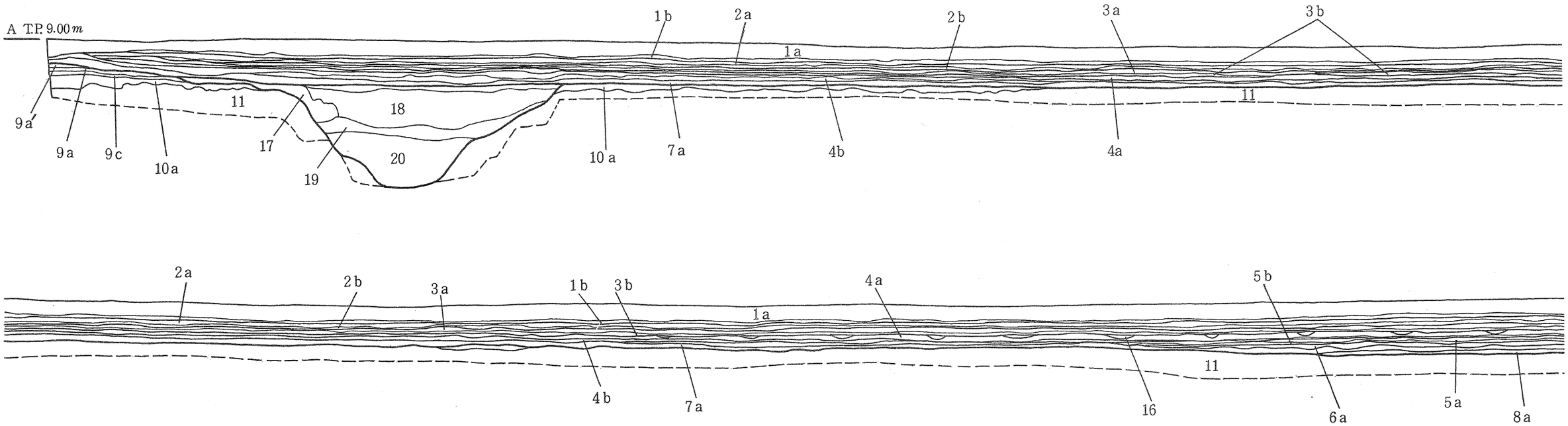

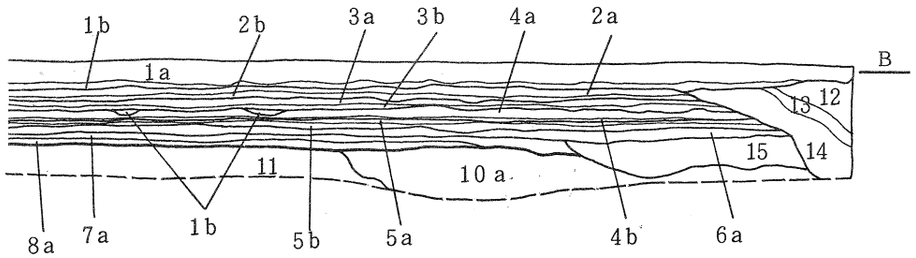

層序説明

1a	灰色シルト質極細砂	N7/0	soil 現水田耕土	9a	黒褐色シルト質極細砂	7.5YR3/1	soil 13世紀～古墳時代
1b	明黄褐色シルト質極細砂	10YR7/6	酸化鉄	9a′	〃		
2a	灰白色シルト質細砂	7.5Y7/1	soil 水田耕土	9c	灰白色細砂～中砂	2.5Y8/1	溢流氾濫
2b	明黄褐色シルト質細砂	10YR8/6	酸化鉄	10a	褐灰色シルト質極細砂	10YR6/1	soil 不定形小区画水田
3a	灰色シルト質細砂	7.5YR6/1	soil 水田耕土	11	浅黄色シルト	2.5Y7/4	
3b	にぶい黄橙色シルト質細砂	10YR7/4	酸化鉄	12	白灰色シルト質細砂	(Feブロック、灰色土ブロックを含む)	SX02
4a	灰白色シルト質細砂	7.5Y7/1	soil 水田耕土	13	灰色シルト質細砂		SX02
4b	明黄褐色シルト質細砂	10YR8/6	酸化鉄	14	白灰色シルト質細砂	(シルトブロック、黒色ブロックを含む)	SX02
5a	褐灰色シルト質細砂	10YR6/1	soil 水田耕土	15	白灰色シルト質細砂		SX02
5b	褐色シルト質細砂	7.5YR4/6	酸化鉄	16	灰色シルト質細砂	7.5Y6/1	犂痕
6a	浅黄色シルト質細砂	2.5Y7/3	soil 水田耕土	17	オリーブ黒色シルト質細砂＋灰白色シルト質細砂	5Y3/1＋5Y8/3	SX01
6b	明黄褐色シルト質細砂	2.5Y7/6	酸化鉄	18	灰白色シルト質細砂	5Y7/2 (Feブロック、淡黄色シルト質細砂を含む)	SX01
7a	浅黄色シルト質細砂	2.5Y7/3	soil 水田耕土	19	灰色シルト	7.5Y6/1 (Feを含む)	SX01
7a′	〃	〃	(黒褐色土、小礫を含む)	20	灰色シルト	7.5Y5/1	SX01
8a	黄褐色シルト質極細砂	10YR5/8	soil 水田耕土				
8b	灰白色シルト質極細砂	2.5Y8/2	酸化鉄				

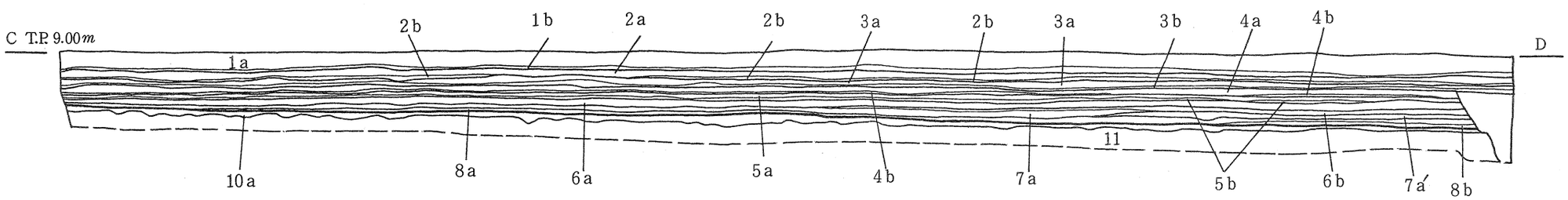

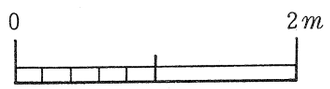

第17図　土層図

3. 遺　構　（第15、16、18～21図）

犂痕　（第15図）

第４ａ層上面より掘り込まれているのが確認された。第１トレンチの西側に集中して検出された。犂の幅は20～30㎝であり、約80㎝間隔で16本検出された。その方向は南北である。深さは非常に浅く２㎝である。近世のものである。

ＳＫ01　（第18図）

第１トレンチと第２トレンチの交点付近で検出された。平面形は径120㎝を測る円形を呈し、深さは36㎝である。埋土は黒褐色土をブロック状に含む灰白色シルト質細砂の単一層である。出土遺物は若干の染付碗の破片のみである。

ＳＫ02　（第19図）

第２トレンチの北西隅において検出されたため、調査区を西方向へ1.5ｍ、北へ0.6ｍ拡張した。土坑の断面が第２トレンチ西壁にかかっており、その掘り込み面は第４ａ層上面である。平面形は隅丸長方形を呈するが、北½部分は調査区外にかかっている。検出面での長軸は210㎝を測り、深さは約50㎝である。底部は上面と同様に隅丸長方形を呈し、長軸150㎝である。埋土は黒褐色土・黄灰色土をブロックに含む白灰色シルト質細砂の単一層であり、粒子が若干粗い。出土遺物は陶磁器や染付の小片である。

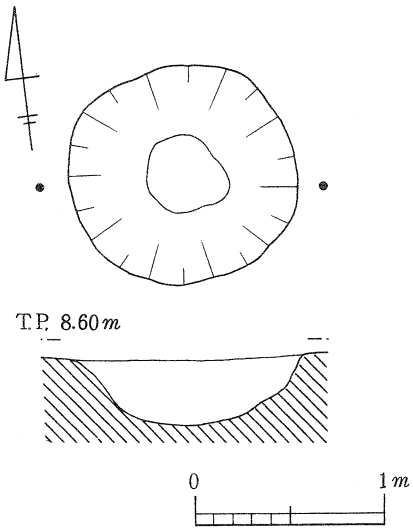

第18図　ＳＫ01 実測図

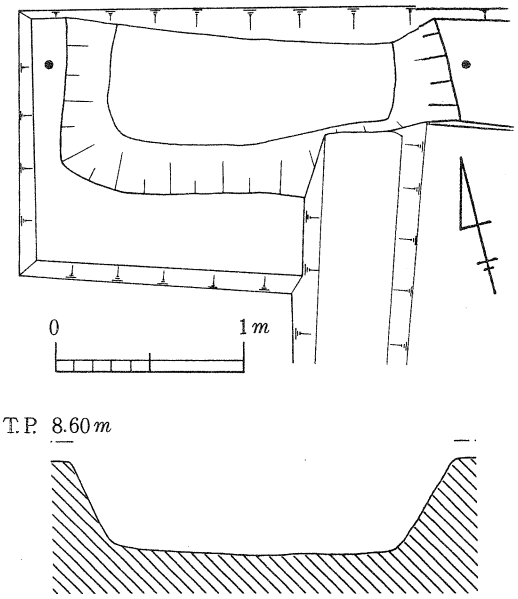

第19図　ＳＫ02 実測図

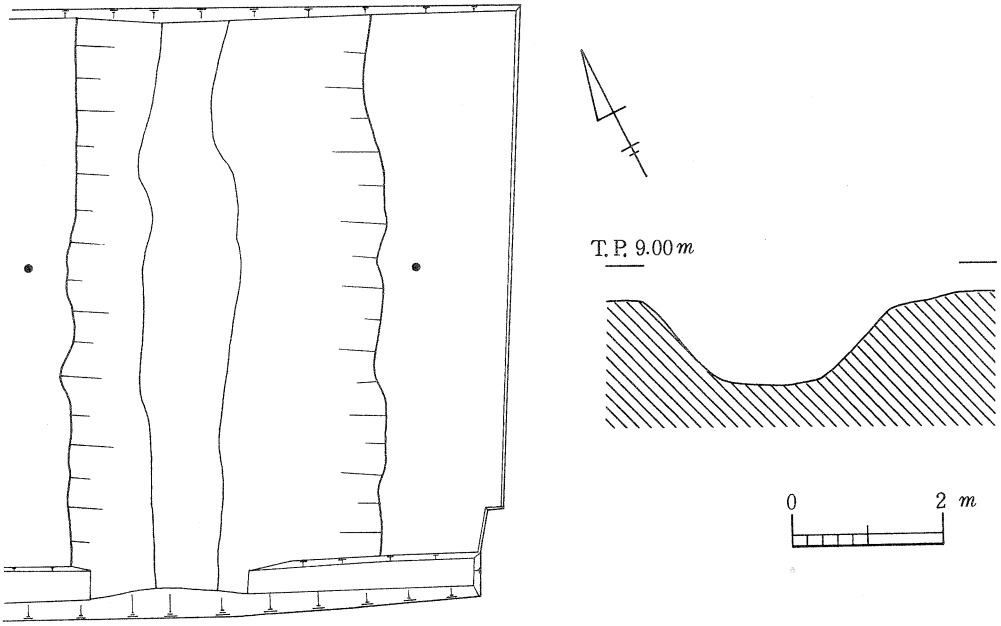

第20図　ＳＸ01 実 測 図

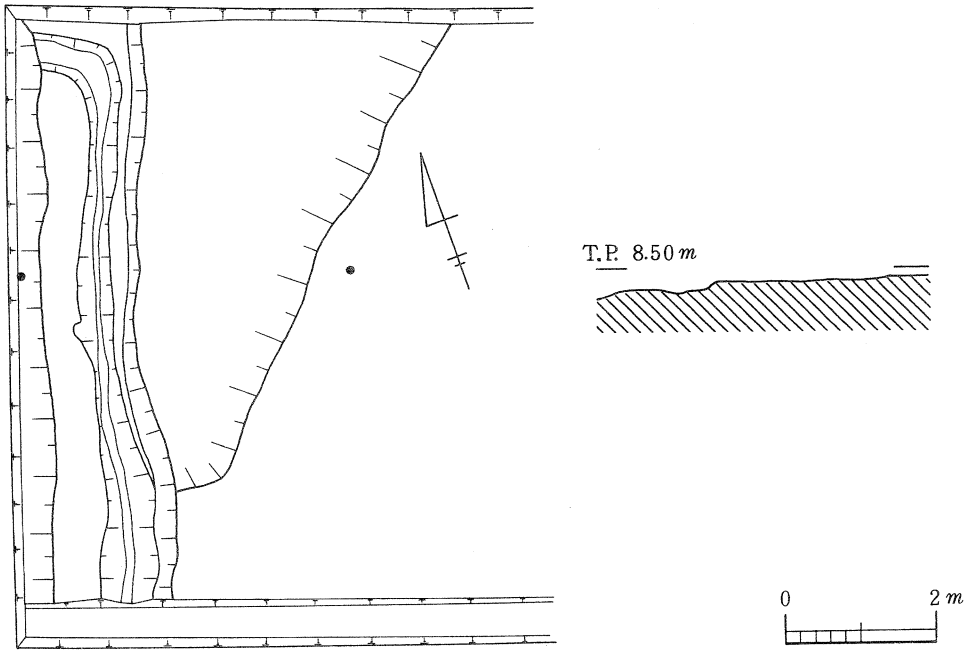

第21図　ＳＸ02 実 測 図

ＳＸ01（第20図）

第１トレンチの東側に位置し、南北方向に延びる溝状遺構である。検出された幅は約400㎝、深さは約120㎝を測る。断面はＵ字形を呈し、底面はほぼ平坦である。東側の掘り込みは段を有し、上部は緩やかな傾斜となっている。検出された位置は平成元年度調査の第２トレンチにおいて南北方向に見つかった粘土採集跡を南伸した場所であり、その埋土・規模も同様である。これらのことより、ＳＸ01は粘土採集跡であると考えられる。出土遺物は若干の染付の破片だけである。

ＳＸ02（第21図）

第１トレンチの西端に位置する。トレンチ西壁の土層観察により、全く時期の異なる二種の掘り込みが検出された。第２層上面より見られる落ち込みはトレンチの西壁に向かって掘り込まれており、その埋土は３層に分かれるがほぼ同一のものである。遺物の出土はないが、近代に掘られたと考えられる。もう一方は第７ａ層より掘り込まれた遺構である。東側から緩やかに下がり、トレンチ西端近くで約10㎝の段差で低くなっている。幅50～100㎝である溝状の落ち込みが南から北方向に走っており、北端で西に屈曲する。その深さは10～20㎝である。遺物の出土は皆無であるが、検出面は近世の水田である。

第６節　調査の成果

本年度の調査によって検出された遺構は、土坑２、粘土採集跡１、溝状落ち込み１であり、土層観察により10面の水田面が確認された。遺構の時期は近世以降に比定され、弘福寺領讃岐国山田郡田図に直接関係する遺構は全く見つからなかった。しかし、次の２点において成果を収めることができた。

１点目は、平成元年度調査において検出した溝状落ち込み（『概報』ⅢではＳＸ01とした）に関することである。平成元年度のＳＸ01は南東から北西に延びる溝状落ち込みで、その幅は約９ｍ、深さ１ｍを測り、その下部は土壌化が明瞭で水田となっていた。このＳＸ01の位置・規模・堆積状態によって田図に描かれている「佐布田」と対応するのではないかと考えられていた。平成２年度調査では検出されなかったため、この遺構の性格や存在が問題となった。本年度の調査を実施した目的はこの問題を解決することにあった。調査の結果、このような溝状落ち込みは検出されなかった。このことによりＳＸ01は南側になるにしたがってその深さが浅くなり、自然消滅すると考えられる。田図の「佐布田」はさらに南東方向に延びているように描かれており、発掘調査の結果とは異なっている。ＳＸ01が「佐布田」であるという可能性は少なくなった。

2点目は、大池周辺の微細微地形の復原するためのデーターを提供し、土地利用状況を解明できたことである。平成2年度調査では、調査区の東側が微高地、西側は若干の低地であるという地形復原され、前者が「畠」「三宅」、後者は水田であるという土地利用状況を明らかにすることができた。その調査区に西接する平成3年度の調査では、縄文時代後期以前の基盤である第12層（第3節の平成2年度調査では第9ｂ層）が、東側から中央部に向かって次第に高くなり再び西側に低くなってくる堆積をなしている。以前の調査において確認された古墳時代後期から13世紀にかけての地表面、すなわち弘福寺領讃岐国山田郡田図が描かれた時代の地表面は第10ａ層（平成2年度調査の第7ａ層）であり、第12層の若干低くなっている第1トレンチ東端のみに検出された。同様に弥生時代後期以前の水田は調査区の東側と西側に見られ、中央部では近世の水田の直下は第12層となっている。弥生時代から中世にかけての地表面が第12層の上に堆積していたが、近世における大規模な条里型水田の開発にともなってそれらの大部分は削平を受けたと考えられる。特に微高地であった中央部において顕著である。このために弘福寺領讃岐国山田郡田図に描かれた8世紀中頃の土地利用がどのようであったかは不明であるが、平成2年度調査の低地部が水田であるとすれば、今年度の調査区は微高地であり「畠」として利用されていた可能性が高い。平成2年度と今年度の調査結果を総合的に判断すると、大池南側の微地形は東より微高地ー僅かな低地ー微高地であると復原され、それぞれ「畠」「三宅」ー水田（「佐布田」？）ー「畠」として利用されていたと考えられる。このような土地利用は田図の記載と合致している。

当該地区が田図記載にあるような条件の土地であった可能性は高いが、田図に描かれている建物や井戸等が未検出であり、確認された水田が「佐布田」であるという確実な根拠も乏しく、田図比定地として決定するには検討の余地が多く、今後も発掘調査の必要性が求められる。

第Ⅱ章　各　　論

第１節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(4)

石　上　英　一

本稿は、遺跡詳細分布調査事業及び本調査事業における天平７年（735）弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下、山田郡田図と称する）の史料学的調査の報告である

石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」（『高松市太田地区遺跡詳細分布調査概報』、1987年３月、高松市教育委員会）

「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ、1988年３月、高松市教育委員会）

「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(2)（同Ⅱ、1989年３月）

「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(3)（同Ⅲ、1990年３月）

の続報である。筆者は、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」で弘福寺と山田郡所領、山田郡田図の発見と研究を概観し、ついで「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)では山田郡田図の調査の経緯と史料学的調査の課題、文字・数値の判読と分析を、同(2)では彩色の分析を、(3)では田図の現地比定を論じてきた。これまでの山田郡田図の史料学的分析の総合は平成３年度に刊行された本報告書『讃岐国弘福寺領の調査』（1992年３月）に譲り、本稿「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(4)では現地比定に関する若干の分析と、本報告書では紙数の都合で省略せざるを得ない史料紹介を行っておきたい。

なお、従来の彩色分析で人夫家などを表示した赤褐色を岱赭、畠・三宅あるいは非耕地などを表示した茶褐色を黄土として顔料を示してきた。しかし、1991年４月に行った重要文化財指定品の実物の観察の際に、調査者の勤務する東京大学史料編さん所史料保存技術室の村岡ゆかり氏より、現在の顔料の採色色見本と比較すると茶褐色が岱赭、赤褐色が朱土に対応する可能性の教示を受けた。物理化学的分析を経ていないので確定できないが、従来の顔料同定は不十分であったのでここに訂正し、以後、本報告などにおいては現在呈している色調により赤褐色顔料、茶褐色顔料として表示することにしたい。

4.　山田郡田図の現地比定－２

前稿の「山田郡田図の現地比定－１」で行ったのは、山田郡田図南地区の現地比定であった。現地比定で残されている作業は、

A.　山田郡条里の復原研究の成果の検討

B.　発掘調査による条里遺構の検出事例の検討

C．山田郡田図北地区の現地比定についての調査成果の検討

であるが、これらの全面的な検討は本報告書の各報告に譲ることとし、本稿では、前回の報告で残した若干の作業を行う。

(1) 香川郡条里復原の確認

①香川郡条里復原史料の検討

香川郡条里の復原の最新の成果は金田章裕「条里と村落生活」（『香川県史』1原始・古代、香川県、1988年、第6章）である(注1)。両郡の条里プランの復原図はその挿入図版に示されており、新たに追加・変更すべきことはないが、その後、熊野神社（福井県遠敷郡名田荘村三重）所蔵大般若経紙背文書に鎌倉時代の香川郡多配郷関係の8点の文書が発見され、その内の1点に香川郡条里資料が含まれていることがわかった。それは、次の文書である(注2)。

嘉元元年（1303）10月　日　沙弥某下文案（巻258紙背文書4）（『福井県史』中世・近世史料7、1990年）

下　讃岐国多配郷

可$_2$早免除$_1$今吉土居田畠□(事)

合弐段半内田二反畠半

一条十三里三坪

□(右)件土居田畠等者、元者、雖$_レ$令$_2$免除$_1$□(之)、／□(自)$_レ$今以後者、可$_レ$引$_{\overline{2}}$募今吉$_1$之状、如$_レ$件、

嘉元々年十月　日

沙弥

この文書は、多配郷の領家であった中御門為方（1252～1306）の家司で同郷預所であったと推定される沙弥某が発給した下文の案文である(注3)。沙弥某はこの下文で、多配郷内の一条十三里三坪の土居田畠の作人に今吉を宛て田畠2段半の所当を免除した。

本文書が香川郡条里資料として重要なのは、今吉を耕作者に認めた多配郷内の土居田畠2段半が「一条十三里三坪」にあるということである。この一条十三里三坪は当然香川郡条里の坪付である。香川郡は平安時代後期以降、香東条と香西条に分かれ、南北朝時代にそれぞれ香東郡と香西郡になる。二十巻本『倭名類聚抄』・高山寺本『和名類聚抄』により多配郷は香川郡

に属することが明かであるから、上記の坪付は香東条のものである。香東条と香西条の条・里は香川郡条里を踏襲している。この一条十三里三坪が、復原香川郡条里の上に配置されて現在の多肥地区の範囲の中に入れば、現在の香川郡条里復原が正しいことになる。

もう一つの香川郡条里の条・里を示す史料は、鳥羽上皇より寄進された安楽寿院領を示す周知の康治2年（1143）8月19日太政官牒案（安楽寿院古文書。『平安遺文』2519号）に見える野原荘の四至記載である。同文書には次のように記されている。

壱処字野原庄
在讃岐国香東条内
四至 東限香東野原郷二条廿里一坪　西限香東同郷五条廿里三坪
南限香西坂田郷三条十七里卅二坪　北限香東野原郷五条廿二里十五坪

件庄、同院勅旨田、子細同前、但為$_2$皇后宮職御領$_1$被$_レ$割$_2$進年貢$_1$、雖$_レ$非$_2$院領$_1$、
〔依〕
作$_レ$有$_2$其勤$_1$、今注載之者、

この中で、「同院勅旨田、子細同前」とあるのは、白河天皇の時の応徳年中（1084～1086）に勅旨田として立券されたことを示す。野原荘は、応徳年中の立券後、皇后宮職領とされたが、安楽寿院領に寄進されたのである。野原荘の四至記載が現地及び旧地形に合致すれば、復原香川郡条里は正しいことになる。

②香川郡条里の施行方法

そこで〔第23図〕に多配郷内の一条十三里三坪を示し、かつ〔第22図〕野原荘域を条里プランに配置して香川郡条里プランの一部を現地形に対応させて示した。

香川郡条里界線は次のような操作により設計・測設されていると推定できる。

1. 里・条の基線を設定する。
   1.1 既設の南海道を東西方向の基線とする。
   1.2 南海道の近傍の山の頂を利用して立てた垂線である香川郡の東限線を南北の基線にする(注4)。（香川郡の東郡界線は山田郡の西郡界線でもあり、「山田・香河二郡境」（山田郡田図）に相当し、現代に至るまで郡界線として機能した。）
2. 東西坪界線または里界線を設定する。
   2.1 東西基線（南海道）を基準にして、順次北に1町毎の坪界線または6町毎の東西方向の里界線を設定する。

第22図　香川郡条里と野原荘

高松
本山
弘福寺所領
北地区
太田
6里
12里
13里
田中
11里
弘福寺所領
南地区
岩田神社跡
吉国寺跡
13里
多肥
神台池跡
耕地
拝師
拝師廃寺
今吉土居
3里
10里
三十六
9里
市ノ坪
8里
1条
9条
8条
7条
6条
5条
4条
3条
2条
1条
加茂良神社
香川郡
山田郡
1里
三谷
高野廃寺
坂本
7里
鮮甲
南海道
三木郡
6里
5里
池田
4里
3里
2里
1里
蒲田
大司廃寺

第23図　山田郡条里

条里地割は、海岸線附近まで到達させる。東西基線から11里分（66町分）までは、一部分でも南北6町幅を設定できるが、12里目は北半分が海浜になるので、その南半部のみ坪地割が設定されたと推定される。

2.2　東西基線（南海道）を基準にして、順次南に1町毎の坪界線または6町毎の東西方向の里界線を設定して行く。条里地割は、香東川扇状地の扇頂部まで到達させる。東西基線から10里分（60町分）までは香東川扇状地の扇頂部の一部分ではあるが南北6町幅を設定できる。しかし、11里目は香東川が山に入り込む地点に相当するので、その左岸に存在する狭小な南北方向の平地部分（香南町清水地区。二条一里に相当）にのみ坪地割が設定されたと推定される。

2.3　里の序数は、香東川扇状地の扇頂部の条里地割を一里（坪地割は二条一里相当地域の一部分にのみ設定）とし、順次北に進み、二十二里（坪地割は南半部のみ設定）まで進む。したがって、東西基線（南海道）は十一里と十二里の境となる。すなわち、東西基線の南北に11里ずつ里が設定されたのである。

3.　南北坪界線または条界線を設定する。

3.1　南北基線（郡東限線）を基準にして、順次西に1町毎の坪界線または6町毎の南北方向の条界線を設定して行く。条里地割は、阿野郡東限まで到達させる。

3.2　条の序数は、郡の東辺を一条とし、順次西に進み十二条まで進む。

この復原案によれば、一条十三里三坪は現在の多肥上町桜井 1680 番地の方一町の区画に当たる。また、野原荘の四至は上記の太政官牒によれば、

東限：香東野原郷2条20里1坪

西限：香東野原郷5条20里3坪

南限：香西坂田郷3条17里32坪

北限：香東野原郷5条22里15坪

であるから、〔第22図〕の如くなる。これらの四至表示は、応徳年中の野原荘立券文に従っているもので、表示地点は当時の行政的な境界であるとともに、特徴的な自然地形に対応していたと考えられる。

野原荘の南限の表示地点は、香東川の石清尾山塊の東方の旧流路である現在の御坊川の左岸、高松市上之町で、野原郷の南に接する坂田郷の東北端に位置する。

北限の表示地点は、高松市錦町2丁目のＪＲ高松駅構内の西端に位置する。この地点は、高橋学「高松平野地形分類図」（『讃岐国弘福寺領の調査』、第60図）が石清尾山塊の北側に示す2条の海岸砂堆列のうち、北側の砂堆の上に位置する。

西限の表示地点は、石清尾山塊の東北支峰稲荷山の西の谷の稲荷山西裾下に当たり、稲荷山北端より南に３町入ったところになる。この稲荷山の西の谷には姥ケ池があった。したがって、西限の表示地点は姥ケ池の東岸または北岸に当たることになる。高橋「高松平野地形分類図」が示すように、稲荷山・紫雲山の南・東から北に回って香東川東流の支流の旧河道があり（栗林公園はその水流上にある）、その下流は姥ケ池の北を西北流し石清尾八幡宮の北を通り、摺鉢谷からの水流を集めた摺鉢谷川と合流する。このように西限表示地点は、谷の中に入り込み四至表示地点としては難点がある。あるいは、三坪は「廿三坪」の誤記かもしれない。二十三坪は稲荷山の北端より一町の地点である。香川郡条里は、現在の高松市市街地のうち、高松城の南方にまで及んでいたことが野原荘の荘域から推定される。なお、現在の丸亀町通・南新町通は三条と四条の条界線に一致する可能性がある。

里の開始位置を北に一里ずらせば、二十二条が砂堆列の北方の海浜地域に位置することになり、野原荘の北限が合わなくなる。また、里の開始位置を南に一里ずらせば、野原荘の西限の５条20里３坪が石清尾山塊の東支峰紫雲山の山上に位置することになり適当でなくなる。したがって、香川郡条里の里の開始地点は上記の推定地以外にはありえない。

香川郡条里の施行に当たって、南では扇状地扇頂部の香東川岸の狭小な平地を一里に設定し、北では海浜部の南に接する砂堆列に二十二里を設定した理由は、条里施行時に、それらの地域に耕地が存在したからであると推定される。推定二条一里の地に耕地がなければ、南から北に進む里の開始は現在の二里推定地域から始めればよく、北方の里の終端は現在の二十一里推定地域までで止めればよく（したがって、南北は二十里となる）、そうすれば、一里も二十里もそれぞれ東西に広がる同一里中の一部ではあるが南北６町は確保できた筈である。このような措置を採らなかったのは、現在の一里推定地域や二十二里推定地域に班田収授行政の上で無視できない耕地が存在したからに違いない。上述のように、香川郡条里一里推定地域は、香東川扇状地扇頂部の岩崎の南側で、左岸の清水地区に狭小な平地（南北約500 *m*、北で幅約100 *m*）が存在し、右岸にも僅かに耕地が存在する。この清水地区が、香川郡条里二条一里に相当するのである。実際、現代のことではあるが、清水地区には水田が存在する。また、清水地区は、香東川左岸の最も上の井堰である関清水井関の灌漑地域である。

このように、二つの条里資料が復原香川郡条里に適合することは、復原案が妥当であること、かつ上記の条里設定・敷設方法の推定が正しいことを示す。

(2)　山田郡条里の復原

①山田郡条里施行方法

山田郡条里の復原には二つの問題がある。第一は、その南限一里の位置である。第二は、条

の西辺の東西幅約１町分の南北列のみ残る九条の存在と、その里配列（一条から八条までとは異なった里の序数）である。

前項で確認した香川郡条里における条里の設定方法は、南海道が両郡を一直線に貫通すること、両郡が南北方向の直線郡界で区切られていることから、基本的に山田郡条里においても同じであると考えられる。したがって、山田郡条里も香川郡条里と同様な設計・測設方法により施行されたと考えれば、次のような手順を想定できる。

1. 里・条の基線を設定する。
   1.1 既定の南海道を東西方向の基線とする。
   1.2 南海道に近傍の山の頂を利用して立てた垂線である山田郡の東限線を南北の基線にする(注5)。（山田郡の東郡界線は、三木郡の西郡界線でもあり、現代に至るまで郡界線として機能した）
2. 東西坪界線または里界線を設定する。
   2.1 東西基線（南海道）を基準にして、順次北に１町毎の坪界線または６町毎の東西方向の里界線を設定して行く。条里地割は、海岸線附近まで到達させる。
   2.2 東西基線（南海道）を基準にして、順次南に１町毎の坪界線または６町毎の東西方向の里界線を設定していく。条里地割は、春日川上流の東植田・西植田の小盆地まで到達させる。東植田には下司廃寺がある。この下司廃寺が含まれる里が６里目で南北６町幅がある。その南になお、平地があり、その部分を７里目として設定し、坪地割を７里目の北辺部の平地部分にのみ設定する。その地域は二条一里・三条一里に相当する。
   2.3 里の序数は、東西基線（南海道）から南へ７里目の春日川上流の東植田・西植田の小盆地の条里地割を一里（坪地割は北辺部にのみ設定）とし、順次北に進む。したがって、東西基線は７里と８里の境となる。
3. 条界線を設定する。
   3.1 南北基線（郡東限線）を基準にして、順次西に１町毎の坪界線または６町毎の南北方向の条界線を設定して行く。条里地割は、香川郡東限まで到達させる。
   3.2 条の序数は、郡の東辺を一条とし、順次西に進み八条まで進む。
4. 香川郡東限線と山田郡八条西界線との間の余剰地（あるいは、１町毎の設定で49町目。東西幅は北で約１町）を九条として設定する。
   4.1 山田郡と香川郡の共通の基線である南海道は、二郡を貫通して一直線に設定されているので、山田郡八条西界線と香川郡東限線（香川郡条里一条東界線）は、東西基

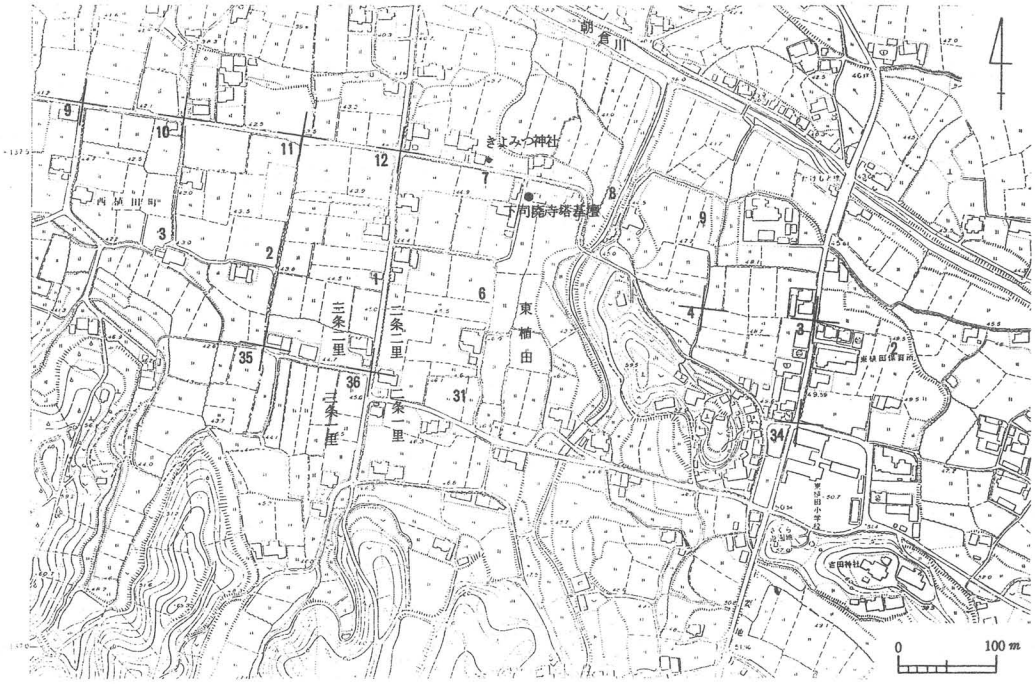

第24図　東植田地区の条里地割

線に直交する線として平行の筈である。しかし、両南北線は実際には平行ではなく、南が狭く、北は約東西一町幅になる。この東西幅約一町分の南北列を九条とする。

4.2　九条には、一条から八条までと異なった里の序数を与える。東西基線を基準にして、順次南に1町毎の坪界線または6町毎の里界線を設定して行く。一里は日山の西の西コブ山北麓から、同南麓の重蓮寺池東南部分に及ぶ。

4.3　東西基線（南海道）は九条二里と九条三里の境となる。

4.4　九条の一里は一条から八条までの六里に相当する。

一里が、西植田・東植田地区で、南北6町幅を確保できないのに設定されたのは、現実に当該地域に耕地が存在したからであろう。この地域は、川原寺様式の瓦と塼仏を出土し、塔の基壇・礎石の残る下司廃寺が所在し、〔第24図〕に示したように坪地割様の地割が現地表面に存在していて、山裾まで耕地造成がされていた可能性がある。しかも、条里は春日川に沿って東植田から西植田までほぼ連続している(注6)。

②山田郡条里の南限

山田郡条里の問題点は、一里の開始位置と、九条の里序数にあることは上述したが、このい

ずれもが山田郡田図の位置比定に関わってくる。山田郡田図自体に、絶対位置を示す記載は、地形表現（正確には土地区分表現）を別とすれば、「山田香河二郡境」と記された坪界線しかない。しかし、山田郡田図に描かれた弘福寺寺田領域に誤って班給された百姓口分田を校出した天平宝字７年（763）山田郡弘福寺田内校出田注文（『讃岐国弘福寺領の調査』、26頁）に、山田郡田図に描かれた弘福寺寺田所在地の坪付が記されている。「山田香河二郡境」の記載により、山田郡田図比定地が香川郡と山田郡の郡界線を西限とする東西方向位置が定まる。そして、校出田注文に記された坪付により南北位置が定まる（石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)、29～32頁）。このことは、今まで繰返し述べてきたところである。これらの条里上の位置情報と上記の山田郡条里復原案にしたがい、さらに現地形の諸特徴（石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(3)参照）を検討して山田郡田図を現地に比定した結果を、〔第23図〕に示した。

しかし、南北位置は、現実の地形にどのように条里プランを比定するかにより変わってくる可能性がある。したがって、上記の二点は、今一度確認しておかねばならない。まず、山田郡条里一里の位置については、上記の推定案のほかに、可能性として、

a．上記の推定案の一里のさらに南に一里を設定する場合

b．上記の推定案の二里を一里とする場合

の二つが考えられる。山田郡田図比定地案のうち、高重進「弘福寺領山田郡田図の集落と耕地」（1954年。高重『古代・中世の耕地と村落』、大明堂、1975年、所収）の案は、北地区を長池地区に比定する。長池地区は、現在の北地区の比定地より６町すなわち１里南である。したがって、高重案の比定は、一里の位置についてのａの場合、すなわち推定一里のさらに南に一里を設定することによってのみ可能となる。しかし、高重はこの論文では山田郡条里全体の復原は提示していないし、また南地区の現地比定も行っていない。ａの可能性が現実となるためには、現在の西植田の集落、さらには南の神内池の東方にまで条里地割の痕跡を延伸することが必要となる。しかし、この地域には現地表面に残された条里地割はない。一方、下司廃寺の南の主要地方道塩江屋島西線を遡った字高様の谷間の専福寺の周辺にも方格状地割が見られる。そこは、ａの場合の一里に相当する位置であるが、谷の勾配は急であり、かつ、下司廃寺の所在する地域とは、川筋は繋がるが途中に丘が狭まった所があり、平地では連続していないので、条里地割とは考えにくい。結局ａの可能性はないと判断する。また、ａ案によると、九条の里も１里南に動くことになるが、そのような可能性は考えにくい。さらに、ａ案によると山田郡田図南地区が旧拝師神社社地（拝師廃寺）のすぐ南に位置することになる。すなわち、ａ案の場合の山田郡田図南地区比定地を、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(3)に掲載した〔第20図　上林地区の条里プラン〕にあてはめれば、〔第25図〕の如くになり(注7)、南地区の一番南の坪１

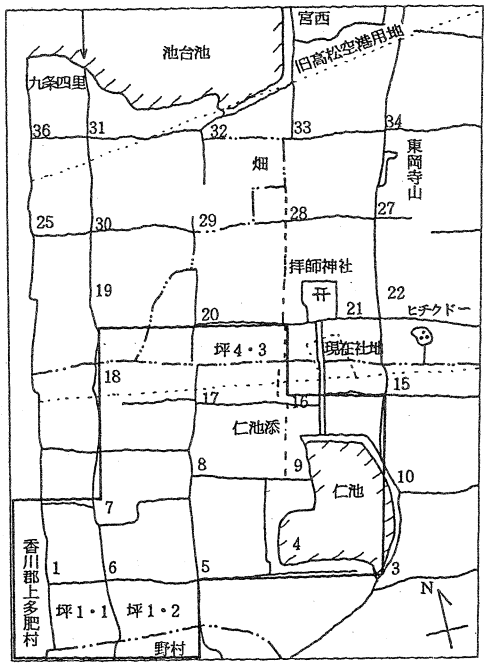

第25図　山田郡条里の南限を南に一里延伸した場合の南地区比定地

・1、坪1・2が推定八条八里三十一坪、九条三里三十六坪となって、現在の三谷町に一部入ることになる。また、比定地全体が拝師神社の南から南西に位置することになるが、拝師神社（拝師廃寺）は郷の中心であると考えられ、そのようなところに弘福寺所領を設定したとは考えにくい。

b案によると、山田郡田図が現在の比定地よりさらに北に6町すなわち1里動くことになるが、そうすると北地区は拝師郷（現在の林町）ではなく喜多郷（現在の木太町）に入ってしまうことになる。したがって、bは成立しない。以上により、本稿の山田郡条里の復原と山田郡田図の現地比定が正しいことが示された。

九条の里の序数を一条から八条の地域と別にした理由は判然としないが、九条が東西幅約一町分の余剰帯であったことと関係があろう。

5.　田図研究関連資料の紹介

(1)　水野秋彦・佐藤誠実の山田郡田図についての論考

山田郡田図の記載事項を綿密に考証しようとした先駆的な研究には、水野秋彦と佐藤誠実の論考があるので、本田図研究の基礎資料として紹介しておきたい。

水野秋彦は、常陸笠間の出身の神道家で、1881年（明治14年）3月に金比羅神社を訪れ、同年6月から同社明道校の校長となり神道を教えた人物である。松岡調が1882年（明治15年）に山田郡田図を入手したのち、水野秋彦は、1883年（明治16年）に松岡調の家（現大川郡志度町、多和神社）で山田郡田図を閲覧し、9月1日に『讃岐国山田郡古田図考』を著し（石上「山田郡田図の調査」『東京大学史料編纂所報』20号、1986年3月、4頁）、次いで10月15日に「跋讃岐国山田郡古田図巻」を記した。多和文庫所蔵『讃岐国山田郡古田図考』（松岡調筆）には、この「跋讃岐国山田郡古田図巻」の末尾二行（前欠）と、佐藤誠実（1839～1908）の『讃岐国山田郡古田図考』への評論を写した仮綴じの小冊子（松岡調筆）が挟み込まれている（恐らく、「跋讃岐国山田郡古田図巻」を写した第一紙が闕失し、その末尾二行のみが残ったのである）。

また、国文学研究資料館史料館所蔵小杉榲邨筆録『徴古雑抄』の十七中地理二には、水野秋彦

「跋讃岐国山田郡古田図巻」についで、佐藤誠実の山田郡田図の評論を収めている。

『讃岐国山田郡古田図考』は、後、1900年（明治33年）、『歴史地理』（２巻６号、1900年９月）に同名の論文として掲載された（石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」、59頁）ので、ここでは水野秋彦「跋讃岐国山田郡古田図巻」と佐藤誠実の『讃岐国山田郡古田図考』への評論の２点を紹介したい。

① 水野秋彦「跋讃岐国山田郡古田図巻」（『徴古雑抄』十七中地理二）

（小杉榲邨）「松岡調、讃岐国山田郡古田図得たりしうれしさにてとて、其図のしきうつしを榲邨に贈り来つる、後水野秋彦か其跋文かけり、同しくハ評論してよとものしつる文」

跋讃岐国山田郡古田図巻

仁徳紀云、墾田四萬餘頃、万葉集云、五百代小田、至孝徳紀則云、凡田長三十歩、広十二歩為段、十段為町、段租稲二束二把、町租稲二十二束、又云、凡田長三十歩為段、十段為町、段租稲一束半、町租稲十五束、大宝令所載、因孝徳紀前条、慶雲三年格云、取令前束、擬令内把、令条段租、其実猶益、宜田一町十五束令輸者、余嘗読之、未審、所謂頃與代、其積幾何、町又当其幾何、且租法亦何由敷改也、究尋探討、未能得其緒、深以為憾矣、今茲夏(注1)、観松岡翁所蔵弘福寺田図、即天平七年所製、本朝画図目録(注2)・好古小録(注3)所載、讃岐国山田郡墾田図也、観其記田幅曰、一町者凡八、町以下皆以束代称、自十束代至四百九十束代者凡三十一、而無至五百束者、又記其租数曰、田数八町九十八束、田租稲百二十二束九把四分、如是者凡三、此格所謂一町十五束、自慶雲経天平無変更者也、余於是知、前之所謂代者、町之五百一、後之所謂町者、代之五百、蓋田制之変従歩法、租法之変由田制也、因検閲伝記、古制以五歩為一代、累積至五百代、至大化改古制、称五百代為一町、五十代為一段、且改方六尺為五尺、以増歩数、乃始以三百六十歩為段、三千六百歩為町、白雉廃新歩法復古歩法、大宝復用大化制、逮和銅製新尺、以旧五尺為新六尺歩、則嚮之未審者始詳矣、嗚呼、此図是蠹魚蝕餘、而能徴典籍於千秋之下、使余輩無識者、猶得視古之田制租法、豈非稀世之宝哉、加之、図中所載自直米田位田名、以及人夫倉廩等、可稽古者甚多、若因是果推究焉、則穫稲之多寡可察、地味之上下可明、延喜式所謂官田地子法、亦可考論焉、且此図所掲田有租、是蓋非令所称寺田、而其所謂私田也、則又足知当時私税収入之方、典籍之所未載者矣、而官田民田公租私税之別、亦可以辨焉也、則此図之益於経世、何僅少也哉、図本在東寺観智院中、伝於柏木政矩、明治十五年、翁出五十金購之、翁博学具鑑識、其観古物、必徴諸史乗焉、余固知翁(注4)之著一大編、以発此図之秘蘊也、乃粗識所見以贈云、

明治十六年十月十五日　在琴平山明道学校　常陸笠間　水野秋彦

（注１） 明治十六年八月・九月

（注２） 源蒿年『本朝画図目録』

（注３） 藤貞幹『好古小録』

（注４） 多和文庫所蔵の水野秋彦『讃岐国山田郡古田図考』附冊は「之」以下の二行分を在す。

② 佐藤誠実の評論（水野秋彦『讃岐国山田郡古田図考』附冊、多和文庫所蔵。『徴古雑抄』十七地理二

（小杉榲邨端書、跋讃岐国山田郡古田図巻に続く）「かくものせるを見て、このときことの当否いかにやとて、佐藤誠実に詳論きかむとせうそこしつるこたへニ、」

さいつ比おこせ給ひて、これの説ともハ、うへなふへきことにやあらん、いかゝあらむ、ことわりてよとのたまはせて、常陸の国水野秋彦ぬしの物せられたる讃岐の国山田郡の古田図の跋に、いとめてたき考ともにて、いはゆる千古未発のおき給をあはきたりとやいふへからむ。さらに〈口いるへうも思う給へぬものかと、ふりはへたるおほせことのかしこさニ、なましひに、そのせちのしらふるかた、はてひとこと伝へてんとす。そは餘のひかことのミなんおほかめれは、よろしきさまにひきなほし給ひてよ。

これは天平七年に作れりし弘福寺領なる讃岐国山田郡林郷船椅里の田図なり。田郡といふ字の上に一字蠹食せれと、山田香河二郡境としるせる西の方にあれハ、山田郡なること著し。郡字と郷字との間も一字蠹食せり。こは拝師郷にて林郷と書けるなるへし。山田郡にて一字にも書へき郷名は、拝師と喜多とのミにて、いづれも西の方香河郡<後に香東・香西と分かる。>に接せれは、喜多郷ハ河を隔てたるを、図に山田香河二郡境とのミありて、河の形も見えねハ、こは陸地を界とせるにて、林郷なることうつなし。郡郷の名を二字に書くへく定められし後も、なほ一字に書けるハ、此比ものに多く見えたり。船椅の下の蠹食ハ、字の上のかたを残せり。里の字なり。そは霊亀元年におほやけの御定にて里をすへて郷と改め給ひてより、里ハ郷の内にあることゝなりぬ。されハ、今ハ讃岐国山田郡林郷船椅里の田図とは定めたるなり。因にいふ、和銅二年十月廿五日の弘福寺領田畠流記に、讃岐国山田郡田弐拾町とあるは、此田図によしありけなり。考ふへし。

此図に幾束代といへるは、跋の説の如く一町を五百束代と定めて、そを分ちたる数にて、代ハ苗代の代と同し、即ち苗代ハ苗子を取るへき地にして、幾束代といふハ、幾束の稲を穫り収むへき地なり。されハ、五百代小田なといふハ、やかて五百束代といふへきをつゝめたるなりけり。五百代の一町なることは、はやう政事要略・令抄・拾芥抄なとの諸書にも見えたれと、稲の束数によりてつきたる名なりといふことは、此図に依りてこそいときはやかにハ明らめられ

たれ。いとめてたし。一町の穫稲を五百束とするハ、古の大方（法を抹消）の定めなりしことは、田令義解に、段地穫稲五拾束、即於町者、須得五百束也といひ、延喜の主税式に、公田穫稲上田五百束とあるを見ても知らるゝなり。されハ、五百束代の地をは一町とはするなりけり。さて此考にもとつきてなほ推し攷ふれハ、法隆寺資財帳に十萬九千五百六十一束二把代成町二百十九町一段八十二歩とあるも、専ら此定にて、十萬九千五百六十一束二把代ハ、即ち二百十九町一段八十歩なり。又文明年間の越後国検地帳、明応八年十二月廿四日并に大永六年十月の能登国気多文書なとに、百苅、七十苅、幾束苅なといへるも、幾束苅代といへることにて、同し事にやあらん。こはよく考ふへきことゝもなり。又東国通鑑に、新羅王賜金庾信田五百結とあるも似たる事のやうに思はる。

さて又、こは残にいさゝけきことにて校合めきたれハ、ことに出すともありぬへきを、さてしもあらて、いさゝかのへてんとす。此図ハ上層下層と分れて、上層ハいとゝ虫はミにたれと、下層ハさしもあらて、文字の形なとも大かたハ知らるれハ、今ハ下層の方をむねととり出てこと知るへし。されとわかもたる図ハ、さきつ年、先生(注1)のもち給へる模本を人して写せたるにて、うつしあやまりもあれは、考にもことに誤おほかるへし。此図に一方区としたるハ、ミな一町の地にして、こは此比の田図のおほかたのさためなり。一町の内に田と畠と交りあるは、田と畠と新墾田とましりなとして、こなたもあなたも一町に足らぬハ、ミな幾束代としるせり。これをひとつに合すれハ、皆五百束代となるなり、これにても一町の五百束代なることは明なり。下層の総計に田と畠とを分ち、畠の内に田に墾り得たると、見畠と、三宅の内なると、悪くて沽られさるとあり。図に色とりのなきは田なり。赭色なるは畠なり。<家も赭なり。>緑色なるハ、新墾なり。その田の総数ハ、十一町四百十二束代、その直米ハ、六十三石四斗とあれと、図には樋蒔田一町上直米五石五斗、茅田一町中直米四石五斗、造田四百五十石〔束〕代上直米五石、<一町の直米五石五斗なり。> 樋蒔田一町上直米五石、屎田四百束代上直米四石六斗、<一町の直米五石七斗五升なり。> 畠田四百五十束代上直米四石七斗、<一町の直米五石二斗餘なり。> 角道田一町上直米五石一斗、佐布田三百五十代上、<三百の三の字虫食して、二の字の如くなれるを、今は一町の束代の数を計つて改めつ。> 直米三石五斗、<一町の直米五石なり。> 佐布口田十束代<代の下に上中なとの字おちたり。> 直三斗、<一町の直米十五石なり。> 佐布田七十束代上直米一石三斗、<一町の直米九石二斗餘なり。> 佐布田八十七束代上直米一石五斗、<一町の直米八石六斗餘なり。> 畠田一町上直米四石七斗、佐布田百五十束代上直米一石八斗、<一町の直米六石なり。> 畠田百十束代上直米一石一斗、<一町の直米五石なり。> 畠田四百九十束代直米六石、<一町の直米六石一斗餘なり。> 柿本田一町上直米五石五斗、柿本田三百五十束代<三百の三の字、虫はミて二の字の如くミゆるを、これも一町の束代の数をかそへて改む。> 直米三石五斗、<一町の直米五石なり。> とありて、今こ

れを合せて数れハ、田数ハ六町二千九百十七束代、即ち十一町四百十七束にして、直米ハ、六十三石六斗なり。もとの総計にくらふれハ、田数ハ五束代餘り、直米ハ二斗餘れり。こは一町の田をいくつにも分ちて作らする故に、おのつから畸零の数もあるを、そをゆるしたるなるへし。その十一町四百十二束代の租を総計に百七十七束三把六分としたるは、一町の租を十五束と定めたる慶雲の制に協へり。田に墾り得たるは三処ありて、畠成田五十束代直米五斗、今畠墾田百五十束代<百の字虫食ミたるを補へり。> 直米一石五斗、今畠墾田百卌束代にして、合せて三百卌束代直米三石四斗なり、<直米ハいつれも一町に五石なり。> 畠成田といふも今畠墾田といふもやかて畠を新墾りたるをいふなり、見畠ハ五十束代直米二斗、< 一町の直米二石なり。> 百束代直米三斗、< 一町の直米一石五斗なり。> 五十束代直米一斗五升、< 一町の直米一石五斗なり。> 百卌束代< 卌の字虫食ミたるを一町の束代を数へて補ふ。> 直米六斗、< 六の字虫はミ、総計に合せて補ふ。一町の直米二石三斗餘なり。> 百廿束代<図に百束代とあれと総計に合ハねハ補ふ。> 直米五斗、< 一町の直米二石餘なり。> 二百卌束代 <図に二百卌束とあれと一町の総数に合ハねハ改む。> 直米一石七斗五升、<一町の直米三石六斗餘なり。> にして、合せて六百九十束代直米三石五斗なり。三宅畠には直米なし。九十束代一所、十束代三所ありて、合せて百廿束代なるを、総計には三百六十三束代とあれハ、二百四十三束代不足なり。こはいかにといふに、図の東南隅の北隣なる一町の地の内に、屋倉なとありて、束代の数を記さぬか即ち三宅なり。其地に束代を記せるハ、二百三十七束代なれハ、これを一町<即ち五百束代。> の内より除けハ、束代を記さぬ地ハ二百六十三束代なる事と知らる。此内二十束代<今の百四十四坪>を屋倉の地として除けハ、残りは二百四十三束となる。これに上の百廿束代を加ふれハ、三百六十三束代となる。これ即ち三宅畠の総数なり。さて総計にも三宅之内直不取とあれハ、直米を記さぬ畠をハ、ミな三宅畠として数へたり。又沽られさる悪き畠ハ廿束代にして<図は卌束代とあれと、今ハ総計に依れり。> 直米ハ一斗なり。<一町の直米二石五斗。> さて畠の総数を合すれハ一千四百十三束代にして、図の総計に合へれと、改もし、補ひもしたる事なれハ、いかゝあらん。なほよく考へたき事なり。上下田及ひその畠の直米の総計なとハもとよりよく合へり。其総計の内に沽られぬ悪き畠の直米を加へぬハ、直を得ねハなり。又人夫の田畠家なとハ図にハあれと、其広さも何もしるさぬハ、用なけれハそかし。又畠にはすへて租なし。今畠墾田なとハすてに水田となれるなれと、なほ畠としたれハ租なし。こは荒廃田を開墾すといふ法によりて、新墾の地ハ年限を定めて、其間ハ官にて租をゆるしたるならむ。田令に、公私田荒廃三年以上有能借畑佃者、経官司判借之、私田三年還主、公田六年還官とあるを見て思ひ合すへし。又図に畠田といふかあるハ、今畠墾田の年を経て全く水田の方に属したるをいへるならん。

此図ハ、田は五百束代を一町として記せるを、畠ハ五百束代より上をも総計になす。幾束代と

いへるは水田にのへて畠をハ町とさせり事もありしなり。法隆寺資財帳に既に墾開して水田となれるをは成町といへること見ても思ひ合せられるゝなり。

此図にある直米といふハ、賃租田の地子のことにて、田令には、諸国公田、皆国司随郷土估沽価賃租といひ、主税式に公田穫稲、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百束、地子各依田品令輸五分之一、<按するに、上田一町百束、即ち米五石、中田一町八十束、即ち米四石、下田一町六十束、即ち米三石、下々田一町三十束、即ち米一石五斗なり。> 其租一段穀一斗五升、町別一石五斗、<按するに、町別一石五斗の穀ハ稲十五束にて、慶雲の制なり、穀ハもみなり。> 皆令営人輸之、とあるにて、其大概ハ知られぬ。この図の田の直米を考ふるに、上田ハ一町に四石七斗以上なり。其内に佐布田といふもの殊に貴くて十五石なるもあるハ、佐布ハ麻生にて両毛作の故にやあらん。さて直米ハ佃人より田主即ち弘福寺へ納れ、租ハ佃人より田主へ取りて官に納むるなり、こは私の賃租田の定めにて、公のには租ハなかりしを、後にはそれも租を取りし事、主税式の文にて明なり、そは私のなれハ論なし。

又三宅畠といふうハ弘福寺の三宅の畠なり、そはいかにいふへし。

なほこの図に就てハいさゝかいはまほしきこともあれと、年老にたる身は、何事もむつかしくてとゝめつ。

明治十九年八月廿四日　　佐藤誠実

（以下の奥書、『徴古雑抄』にあり）

この本書ハ、やかて松岡調におくりて、余か机辺にはこの写一紙をとゝめつ。

小杉榲邨

（注１）小杉榲邨

(2) 松岡調『年々日記』等の山田郡田図関係資料

多和文庫所蔵の松岡調の日記『年々日記』（154冊）は文久４年（1864）～明治35年（1902）を収録する。その中の山田郡田図に関する記述及び、山田郡田図の売り主の柏木貨一郎関係資料を年月日順に紹介する。

① 明治14年６月９日付柏木貨一郎書状（山田郡田図箱中に収む）

□暑相候へ共先者安泰

奉賀候陳者当春宮崎君

御出京之節(注1)天平七年ノ田図

金五十円ヲ以テ貴所様へ御譲リ

致候様御約速仕候ニ付テハ

右図一本模写為候上ナラデハ

御差廻シ不申由宮崎君ニ
申上置候処一昨三十日同氏
ヨリ郵書ニテ右文書早々送致
可致可致様被仰戴候処小生
義過日来勧業博覧会(注2)
審査上ニテ何分繁務例ノ
文書模写ノ暇無之候夫故
延引致候彼会場中ハトテモ
写取出来兼候間此段申上置候
万一至急御入用ノ義ナレバ御譲リ
申上候事ハ御断リ可仕候間
此段御了承可被下候餘者
後便又可申上候早々邨首
六月一日其後九日
柏木貨一郎
松岡調様

（注1） 宮崎君御出京之節：金比羅神社職員で松岡調の親類の宮崎康斐（ヤスアヤ）。宮崎、1881年（明治14年）1月25日琴平発、1月東京着。神道会議に出席。あわせて、松岡調に依頼された用件により小中村清矩・柏木貨一郎らに会う。3月末帰着。

（注2） 勧業博覧会：第二回内国勧業博覧会。1881年（明治14年）3月1日より6月30日まで東京上野公園にて開催。永山定富『内外博覧会総説』参照。

② 松岡調『年々日記』明治15年3月14日条

十四日、（中略）柏木貨一郎よりの天平七年の讃岐国の田図を得つ。価は金五十円なり。心なき人ハ破れ反古をいかなる事かと云めれと、此時代の本国の事かけるものハ此国内はもとより全国の内にも有ことなし。故に五十の価ハ安きものと己ハ思へるなりけり。

（頭書） 「この田図今ハ多和文庫に収めたり」

③ 松岡調『年々日記』明治15年3月18日条

十八日、（中略）本日、かの天平の墾田図の価金五十円を、丸亀なる銀行の為換証を東京教会

所へあつ。

（頭書）　「天平七年の田図の価金五十円を為替にして柏木氏に送る。」

④　明治15年３月25日付柏木貨一郎受領証

証

一金五拾円

右者拙者珍蔵天平七年讃岐国墾田

図一巻　原東寺観智院所蔵　　御懇望ニ付御譲申候

今般右金円正ニ落掌候条為其証

如斯候也

東京

柏木貨一郎（印）

明治十五年三月廿五日

讃岐国

松岡調殿

⑤　松岡調『年々日記』明治15年３月28日条

二十八日、休日になれハ、一日、天平の田図を写せるに、□かき大かた事なれり。

⑥　松岡調『年々日記』明治15年４月２日条

二日、六時より車にていてたつ。東風のよく吹く。十一時過る頃、高松につき、佐野氏をとい、また経師三宅善助かうち行て、本国に田図の巻物を表装及空海・最澄の墨蹟の巻物の続の事をハかる。

⑦　松岡調『年々日記』明治15年12月31日条

三十一日、（中略）己か身にとりてハいとあしき年にて、三十年に余りてつれそひたる妻にわかれたる妻にわかれたる上に、年来の功つもりて賜りたる権少教正の職をも廃せられて、あへなきこゝちせらるゝ中に、多和神社の兼務の表立ゆるされたると、天平七年のわか讃岐国の墾田図を得たるとハ不幸の内の幸ともいふへき事にハありけり。

⑧　松岡調『年々日記』明治16年２月26日条

二十六日、（中略）表具師星田某、己か天平の田図の巻物をとゝのへ持来るを見る。よしとにハあらねと、早くてう（調）したるかいとうれし。

⑨　松岡調『年々日記』明治16年７月７日条

七日、（中略）明治日報にのせたる文を。

〔明治日報切張り〕

○好古会、（中略）天平七年讃岐国山田郡古地図○同八年摂津国水無瀬古地図○天平宝字二年阿波国名方郡古地図○同三年越中国射水郡開田古地図○大和国平群郡額安寺古地図○大和国添下郡班田図○山城宇治郡条里古図○永仁六年備中国服部郷条里古図○徳治年中大和若槻庄土帳○同領倉庄土帳合十舗（右小杉楹邨君）（中略）

この陣〔陳〕列品の内に本国山田郡古地図といへるハ、己か写せるを先々小杉氏に送れるか、必すそれならんかし。

㈱　この中の山田郡田図は明治15年３月に作成した模本。

⑩　松岡調『年々日記』明治16年７月12日条

十二日、（中略）水野秋彦、天平七年田図の考の原稿を記してくる。こまかなる考也。

㈱　「天平七年田図の考」は９月１日に完成した『讃岐国山田郡古田図考』

⑪　松岡調『年々日記』明治16年９月１日条

一日、（中略）秋彦ハ、己か曩にかたらへる天平七年の田図の考をハえんとてのこれり。

⑫　山田郡田図箱

外桐箱

箱書「天平七年讃岐墾田図」

貼紙「（「まつをかのみつく」の方形朱印）大川郡志度町事比羅宮弥宜松岡調」

内黒漆塗箱

墨書なし

注

(1)　高松平野の条里、すなわち山田郡条里・香川郡条里の復原に関する研究には次のものがある。

高重進　「讃岐の条里」『広島大学文学部紀要』25巻一号、1965年

長町博　「讃岐平野の条里制」４『香川の土地改良』199号、1975年10月、香川県土地改良事業団体連合会

金田章裕　「讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン　第１報」『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』、1987年３月

伊藤寿和　「讃岐国における条里呼称法の整備過程」『歴史地理学』第120号、1983年

(2)　福井県遠敷郡名田庄村三重字宮ノ上の熊野神社所蔵の大般若経は、平安時代に遡るとみられる巻から南北朝時代貞和２年（1364）に追補された巻までを含む取り合せ本である。その中の巻252～巻260の９巻は、鎌倉時代後期の文書の裏に木版で刷られたものである。この紙背文書は、文永５年（1268）から嘉元元年（1303）に至るまでの年紀を有する58通からなり、中御門家の侍であり院北面でもある近藤氏による中御門経任（1233～1297）・為方父子の家に関する文書である。文書には、経任あるいは為方の大宰権帥在任時代の文書と共に、経任・為方が院司を勤めていた関係で院・女院領関係の文書が多い（『福井県史』中世・近世史料7.解題）。その中に、次の８点の讃岐国関係の文書がある（五味文彦『武士と文士の中世史』東京大学出版会、1992年、132頁）。

14.（年欠）10月11日　讃岐国国宣（大宰権帥奉、讃岐守宛）

16.（年月日欠）讃岐国多配郷公文源兼尚重申状

23.（年月日欠）讃岐国多配郷打出王子院主善蓮申状

41.（年月日欠）重光陳状

42. 嘉元元年（1303）10月　日　沙弥某下文案

53.（年欠）沙汰人等書状

54.（年欠）２月19日　心覚書状（多配郷預所宛）

55. 左衛門尉某等連署書状

これらの内、16・23・41・53・54・55が多配郷関係文書である。

(3)　そもそも、讃岐国は後白河上皇（1127～1192）の頃から院分国に充てられ、後嵯峨上皇（1220～1272）が子亀山天皇（1249～1305）に譲与し（文永９年（1272）正月15日後嵯峨院御処分状。『鎌倉遺文』10953号）、後に大覚寺統に伝領された分国である（徳治３年閏８月15日後宇多上皇譲状案。『鎌倉遺文』23369号。橋本義彦『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、1986年、188頁）。讃岐国は院分国として、嘉元３年７月26日亀山法皇処分状（亀山院凶事記。『鎌倉遺文』22285号）で後宇多上皇に譲られており、この院領目録にも讃岐は院分国として国内31か所の所領が列挙されている。その中に多配郷が見えるのである。

多配郷は、寛喜元年（1229）には、九条家家司藤原定家（1162～1241）が、関白藤原（九条）道家（1193～1252）から、道家の女の後堀河院中宮藤原慈子に仕えた長女藤原因子の出仕料として給されている（『明月記』寛喜元年10月20日条）が、これも讃岐国が院分国であったためである。次いで、嘉元４年（1306）の昭慶門院御領目録には院庁下文により前中納言中御門為

方の相伝知行の所領として認められていたことが見える（嘉元４年６月12日昭慶門院憙子内親王御領目録。竹内文平氏所蔵文書。『鎌倉遺文』2261号。昭慶門院御領目録は、亀山法皇が嘉元３年（1305）９月15日に歿した後、同皇子後宇多上皇（1267～1324）が院宣で同皇女嘉子内親王に示した大覚寺統の院領荘園目録である）。当時、中御門為方は後宇多上皇院司を勤めていた（正安３年（1301）９月13日後宇多上皇院宣（『鎌倉遺文』20861号）・同10月５日後宇多上皇院宣（『鎌倉遺文』20878号））。

⑵に掲げた熊野神社所蔵大般若経紙背文書の８点の讃岐国関係文書のうち16・41は多配郷公文職を巡る申状である。両文書は欠損が多く、解読が困難であるが、多配郷公文職については、次のような争いがあったと考えられる。

1. 弘安５年６月に左衛門尉源兼尚が多配郷公文職に還補された。
2. 同職相伝を主張する重光が兼尚の公文職を認めず狼籍を働いた。
3. 弘安５年から弘安７年にかけて兼尚が訴人、重光が論人となり六波羅探題で訴訟が行われた。
4. 多配郷公文職には、兼尚についで、中御門家の家人の侍である左衛門尉近藤有光が任ぜられ、次いでその息女が相続した。
5. しかし、その後も多配郷公文職を巡っては、訴人を有光息女、論人を重光として訴訟が争われた。

また、23は多配郷内の打出所在の王子院主沙弥善蓮が、王子院敷地が神領として免除されることを申請した文書で、多配郷預所に差し出された文章であろう。

⑷　金田「讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン　第１報」は、「実相寺山山頂から西コブ山の西肩を見通す直線ないし、官道からの両者のいずれかを見通す、官道と直交する直線が選ばれた可能性が高い」（78頁）とする。

⑸　金田「讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン　第１報」は、「官道が先行していたとすれば、官道に直交する直線が芳岡山山頂を見通す地点が選ばれた可能性が高いと思われる」（78頁）と述べている。

⑹　植田地区の旧地籍図が入手できなかったので、高松市発行2500分１都市計画図（19）を使用した。下司廃寺については、高松市教育委員会文化振興課の遺跡台帳資料によった。

⑺　「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」⑶の「第20図」では、九条西里を「九条九里」と誤記した。

第２節　「平井出水」天保期水論関係文書の紹介

木　原　溥　幸

讃岐国は水不足の起こりやすい地域であり、古代以来旱魃に悩まされてきたのは周知のところである。近世江戸時代は、「石高制」という言葉があるように、米を中心とする社会であり、米の生産が一層重視されて灌漑用水を多く確保することが必要となった。このため讃岐では江戸時代に満濃池を初め多くのため池が築かれたが、ため池の他にも河川に設けられた堰(関)、河川から水を引く井手、また河川近くの出水などが水源となった。

これらの水の取扱いについては各水掛り毎に水利慣行があり、配水の円滑な運用を図っていたが、旱魃で水不足となって慣行が守られなくなると水争い（「水論」という）が起こった。近世の讃岐の水論については、ため池では那珂郡東高篠村の羽間大池や鵜足郡岡田上村の打越池、堰は香川郡東川東上村の香東川芦脇井関（以上『香川県史・近世Ⅰ』）、井手は阿野郡南萱原村の萱原井手（喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究』）をめぐる争いなど、水論の具体的状況を知ることができる。しかし出水の水論に関しては、香川郡東太田村の鹿井出水の寛政４年（1792）の史料が紹介されているが（平井忠志「鹿井出水今昔ものがたり」『香川用水』第98･99号)、まだ本格的にその内容が明らかにされているとはいえない状態にある。

本稿で取り上げた平井出水は香川郡東上多肥村にあるが、隣郡の山田郡の下林村の水源となっており、平井出水から下林村に至る用水路（井出）は、山田郡の管轄下にあるという特殊な事情があった。そして平井出水の周辺には肥間出水・行泉坊出水・波羅井（別名栗木）出水などがあり、平井出水の浚えがこれらの出水と深く関わっていた。このため下林村と上多肥村・下多肥村との間に水争いが起こったのである。因みに平井出水の水掛りは下林村147石７斗８升５合、上多肥村15石７斗５升、社領１石８斗であった。（『多肥郷土史』）

ここで紹介する史料(写・９点)は、この平井出水の浚えをめぐっての天保４（1833）年の争いに関するもので、下林村に残された史料である。実はこれ以前の宝暦９年（1759）に争いが起こっており、また天保７年にも上多肥村・下多肥村の農民たちが各庄屋へ口上書を提出している（「平井出水取遣一件」喜多家蔵）。なお本紹介史料や喜多家史料などを分析して、天保期の平井出水の水論についてまとめたので参照していただければ幸いである。(「高松藩領平井出水の水論について」高松市教育委員会『讃岐国弘福寺領の調査』所収）

当文書の紹介をご了解いただいた所蔵者の高松市林町の真鍋善暢氏に深く感謝し、また仲介の労をとって下さった太田久米太郎氏に厚くお礼を申し上げる次第である。なお翻刻にあたってはすべて常用漢字を用い、変体仮名のうち、而(て)・者(は)・江(え)はそのまま小活字で示し、それ以外は平仮名に改めた。ゟ(より)は残した。

① 奉願上　　口上

一香川郡上多肥村（東脱．以下同）ニ有之候平井出水浚之義、六七拾年以前争論御座候由、右ニ付両郡御役人中様御立合居申候所、去夏（天保4）浚之節最早人足共上り可然段、御普請方ゟ被仰聞候所、多人数彼是立騒キ候義ニ付、得聞取不申、壱弐荷だけ掻上ヶ候段不埒之由、香川郡ヨリ被仰候所、御村方御役人中御挨拶ニ而、御聞キ被成候ニ付、最早相済候事ニ奉存居申候所、其後人足共御尋等有之、尚又分石居（据）候而ハ如何哉之段御尋御座候ニ付、全ク為自印正直ニ致置候得ハ、障も無之様奉存、其段御答申上置候所、当春（天保5）至色々大荘之分石等御好ミ有之候間、指当り石取等之失墜も有之、尚又取越人夫等も相掛り候ニ付而ハ、少々ながら御□ニも相成候義ニ付、御断申上候所、以来何之御沙汰も無之、恒例之浚も被仰付不被下、如何之次第ニ御座候哉、当夏（天保5）ハ相続（ママ）潤続宜敷候ニ付、植付等之障りも無之候得共、追々照続候様ニ相成候而ハ、掛り所大ニ難渋仕候、右出水土地ハ香川郡御支配所ニ候得共、出水ハ全ク下林村用水と相心得居申候所、香川郡ニ者平井出水上手ニおゐて古出水ハ勿論、新出水等深く御堀被成候ニ付、自然平井出水、往古ヨリ出浮無甲斐相成居申候へ共無致方、香川郡ニハ纔浚出壱弐荷出過ニとて、往古ヨリ有来り之浚御指留被成候段、何共難心得義ニ奉存候、右之段頗（ママ）り願書ヲも指上ヶ可申筈之所、折節降雨も有之、用水指支無之義ニ候得者、追々御裁許も可有之候間指控江可申段、根ニ入被仰聞候ニ付、是迄指控罷在候得共、当時指支無之候とて、壱ヶ年浚捨置候へハ、自然一躰之埋れニ相成、出水弥相減候様相成可申候間、何分急々御糺明之上、恒例之通御浚被成候様奉願上候、以上

天保五年
午六月

山田郡下林村百姓
判

大内六左衛門殿

② 七月十六日頃下タ書

奉願上　　口上

一香川郡上多肥村（東脱．以下同）ニ有之平井出水浚之義、六七拾年以前争論御座候由、右ニ付只今ニ至迄毎歳郷御役所御出役被下、并御普請方不及申、両郡庄屋衆中御立合、井口ニ御役所ヲ立御立合被下、浚仕候程之大切之浚場所ニ而、人夫弐拾人被仰付、随分念ヲ入浚来り居申候処、近来次第ニ振合相違、上多肥大庄屋様始め与頭中（組．以下同）并ニ下多肥与頭中迄、皆々御揃浚場所江入込、何分浚過（様カ）□ニ申立、浮草浮石之外決而浚申間敷ト厳敷申付候間、素より奉公人日雇人足之類ニ而御座候へハ、漸々浮草計浚出相済（不カ）□申義ニ御座候、別而昨年（天保4カ）撫（ママ）トハ最早相仕廻可然様被仰聞候所、壱両人得聞取不申、跡ニ残り居申候者有之候処、不埒之由夫々名前等御尋之上、所蔵ニ而も被仰付候様、香川郡より被仰候得共、御村方御役人様御断ニ而相済御□ニ申候、右之

仕合故、右平井出水年々埋レ、古来と者大ニ出浮相減シ、掛り所追々難渋仕候、□（夏カ）ニ沢山ニ出流候得者、冬ニ相成候得者一水も出不申候、依而水筋違イ居申候義と奉存候、左候得者平井出水浚ニ而も、外方之出水之障りニ相成候義ハ、決而無御座候哉奉存候、然ハ右様平井出水浚之邪（ママ）テ仕候義者有間敷義ニ奉存候、夫も流水ニ而分ヶ入撫之場所ニ而御座候得ハ、乍無理欲徳之堺も申事も有之候得共、大池ゟ出流之事故、何も香川郡之不為ニ相成候義ハ、一向無之候義、ヶ様毎歳妨申候義者、甚以難心得奉存候、郡違イとハ申なから、御笠一本御下ヶニ御座候得者、供之御筋宜敷候様ニ、御指計も可有之候筈之義と奉存候

一平井出水之義、下林村ニ者殊外為ニ相成候出水御座候、其義ハ於村方ニ池三ヶ所、何れも皆掛井手無之候池ニ而、外々流水者一向無之土地柄ニ而、村之西南角高キ所ニ有之故村中流渡、夏者不及申、春者第一苗代水ニ仕、冬ハ右三ヶ所之池江取溜置、御年□之元立仕居申処、前文ニ申上候通之振合浚方ニ而者、平井出水次第ニ相埋レ、自然ト水出止候様ニ相成候得者成行候義ニ御座候哉、指当り当年□如何之訳ヶニ御座候哉、大切成御定法之用水浚等迄、御指留ニ相成居申候処、毎度御村方江御願出候得共、何之訳ヶ立も被仰付不被下候、当年ハ潤続潤能有之候ニ付、植付等之障りニも無之候得共、追々照続此節ニ相成候而ハ、最早池水も相仕廻、必至難渋ニ相成申候付而ハ、平井出水浚之義急々御浚可被下様ニ奉願上候、此段度々御願上候得共、両郡立合相浚之場所故、先指控へ候様被仰聞候処、此節見及候所、香川郡自由ニ浮草等取出し候、如何ヶ仕候哉無心元奉存候、此節目（ママ）切ハ出流不（ママ）数相成甚迷惑仕候、此段御聞置可被下候、右之仕合ニ而御座候間、各別（格、以下同）念ヲ入相浚候様御取計可被下候

一香川郡ニ年来申立候趣意ハ、平井出水浚候得ハ、外方之出水障り相成候と申立候得共、全ク平井出水水筋と外々之水筋撫とハ、水筋大ニ相違いたし居申候義ニ奉存候、其義ハ右平井出水庭（定）水ニ而、冬夏共少々宛之出流ニ而、夏ニ相成候而も各別出増も無之候、上多肥村外方之出水之儀者上水ニ而、夏ハ殊外下林村ニ者一向呑水も無之候様相成行候而者、甚以難渋ニ相成、其上毎歳干損等出来仕候、御上様江御破免等御願申上候様相成候而者、甚以奉恐入候間、何卒御賢慮ヲ以宜御取計奉願上候、尚又指当当年之所、御大切之用水浚是迄御捨置被成候而、各別当年ハ出流無甲（斐）恐最早難渋仕候間、何卒急々御浚被成被下候様宜奉願上候、將又御浚之儀者、先代喜田伝六様御在役中之通、井頭ニ御役所ヲ立置御見分被遊、人足遣イ方之処ハ、御普請方江御任セ被下候様奉願上候、近頃之様ニ御役人様方浚場所江御入込候而者、仕業之邪（ママ）テニ相成候、甚浚難致候間、此段分而御願申上候、何卒御応□之上一入宜奉願上候、以上

（天保五年七月カ）

③

一香川郡（東脱、以下同）上多肥有之平井出水浚ニ付、先達而御願書御願申上候、昨年（天保5）ハ仮浚ニ被仰付候段難有

仕合ニ奉存候、然ル所去秋八月洪水ニ、右出水井口江石砂多く押込井口埋れ、去秋ゟ流水以前之三分一も出流不申候、古来ハ池台池・下池両所者大体年内ニ満水仕候所、右出水流少く相成候ニ付、当年ハ一向水溜り無之候、剰当春(天保6)降雨少く、苗代用水ニ指当り難渋仕候ニ付、右出水浚之儀ハ、度々庄屋様江御願申上候得共、御沙汰相別不申候間、至極難渋之儘不得止、右掛り百姓五六(カ)人罷出御役所へ参り、乍恐右難渋之段御歎申上候得ハ、御聞届も可有御座候哉ト、奉存候間罷出候所、跡ゟ様子ヲ聞付百姓共用水難渋之義、苗代大節(切)又ハ三室様ニ御奉公ト奉存候故、我も々々と追々罷出、三四拾人ニも相成候所、庄屋様ゟ指留候間早速仰ニ随、右用水難渋之段、大庄屋様江御願申上置罷帰り候、然ル所大勢徒党致候様、御上聞ニ達候様内々承り至極奉恐入候、右ニ付百姓之内御所蔵被仰付候段奉恐入候、尤浚之義ハ私之意恨(遺)ニ而ハ無御座、乍恐御上様御為ニ相成義と奉存候得ハ、如何様ニ紀明被仰付候而も、毛頭御恨可申上義一向無御座候間、何卒々々右井口浚之義、古来之通村人足ニ被仰付可被下候

一最早稲作植付時分ニも相成候得共、右様出水者流水少く候間、植付も出来不申候様成行候得ハ、乍恐御上様自然御不益ニも相成義と奉存候、右平井出水ハ定水ニ御座候間、用水御念(カ)ニ入御浚被仰付候得ハ、自然出水流も追々沢山ニ相成候間、掛り所ハ勿論、村中池々水溜り宜相成、并ニ木太新地迄も流行候間、候間(ママ)永々御上様御為ニも相成義と奉存候、兼而先願文ニ申上通、平井出水者定水、又栗木撫(ママ)ト者夏出水ニ而御座候間、水筋相違仕候様ニ奉存候、左候得ハ少々深浚仕迚も、障りニハ相成儀ハ御座有間敷候様奉存候、然ル(レ)ハ先方ニハ□私之意(遺)恨計りニ而、彼是ニ障り申立、又ハ御郡違ニ而意事(ママ)ニ而被申候様相見江候、其故ハ人足鍬さき抔之事申立候様ニ承り候、是全拒障之申分ニ御座候、譬新さきたり共高が知レたる手鍬浚ニ御座候、或ハ唐鍬鶴はし抔ニ而掘立候得ハ、深浚ニ相成候義も可有之哉ニ奉存候得共、右様手鍬浚ニ御座候間、是ニ而拒障か、又ハ至極難渋か、又ハ出水流時分相違之義、能々御勘弁被遊、前々振合之通村人足ニ急ニ御浚被仰付可被下候様、宜被仰上可被下奉願上候、以上

下林村惣百姓中

天保六未四月十五日書之

④　奉願上　　口上

一香川郡(東脱、以下同)上多肥村出水指障り被申候ニ付、已(天保4)六月歩ミ書御指出被成被下、尚私共も追々願書指出、且又御内扱等之義時々委ク御書取被下、御指出被下候得共相済不申、去秋(天保5)ニ至り日雇人足ヲ以仮浚被仰付、尚当夏(天保6)ニ至候而も相済不申、閏七月上旬又々他村人足ヲ以、仮浚被仰付候由被仰聞ニ付、私共も談合仕候所、当春(天保6)苗代拵難渋之節、右様被仰付被下候へハ、如何相成候迚も指掛り候義ニ付、難有奉存候得共、以来ハ潤続宜、別而先月之大雨ニ而池々満水仕り、今以井手之流有之、最早二百十日前ニも御座候得者、早稲ハ切り干後稲とても、今一水

ニ而追々切落シ候持(時)節ニ向ひ、他村人足ヲ以浚被仰付候段、可相成次第ニも候得ハ御用捨被下、是迄数通指出シ御座候願書之趣、御裁断被仰付被下候へハ難有奉存候、又々春旱等も有之候節ハ、右夫人足ヲ以御浚方成(ママ)被下候へハ、両郡之失墜も無御座、様子ニ寄苗代用水指支無之候へハ、弐拾人之人足来夏江残り候義も可有之候間、先延引被下可然候様申上候段、先々月下旬両郡大庄屋様幷小庄屋様御示談之上、御見込之趣ニ、上多肥村・下多肥村百姓共ハ、昨年ゟ度々御扱通りニ随ひ居申候得共、下林村違背仕候ニ付相済不申候由、当郡大庄屋様小庄屋中(様脱)迄右様之次第ニ候へハ、又々此度彼是申出候而ハ弥不宜候間、何分此度之所是非ニ不抱(拘)御請致シ可然段、根ニ入被仰聞ニ付御請仕、閏七月七日御浚ニ掛候所、折節大雨後ニ付所々ゟ之流水多く、御浚も被成がたく候由ニ承知仕候、然レ共段々御立合御役人中様も有之、殊ニ御普請奉行様方御仕渡之義ニ付、彼是申次第も無御座罷有候得共、出水大ニ減シ、只今之様子ニ而ハ、掛り所相育申間敷と奉存候、尤最早水気衰へ候時節ニ御座候へハ、又々出浮候義も可有御座候哉、如何敷心痛仕候、尚先達而御噺御座候大庄屋様小庄屋様御示談御見込之内ニ、分石之義ハ承知之趣紙面ヲ以申出置、追而違背仕候由ニ御座候得共、私共右分石承知仕り、紙面ヲ以申上候義覚不申候様奉存候、御口達ヲ以御相談御座候間、他村人足之義ハ御用捨被下、分石之義ハ様子ニ寄御相談も可申上と申上候得共、香川郡ゟ大荘成好事有之、尚又篤と愚案仕候所、先書ニも申上候通、浚年争論之種子ニも可相成哉ニ付、御断申上候義ニ御座候段申上候得共、其事ニ候我等も其段聢と覚不申候ニ付、熊甚助殿江聞合候所、甚助殿ニも御存無之候得共、香川郡之案紙ニ任セ候由被仰聞候由、弥以如何敷奉存候、左候得ハ、香川郡御役人中様計之御見込ニ候哉、不審奉存候

一此度御両郡御扱之様子、以来手堀ニ致候様被仰聞ニ御座候得共、先達而も申上候通、石交り土地ニ候得ハ、さき鍬ニ而も浚がたく候所、近年浮草浮石計さき鍬横浚ニ致候など、香川ゟ被申候得共、古来無之義ニ付承知不仕罷有り候所、又々右様手堀撫と申義ハ、誠ニ子供之水遊ひ同前之仕方ニ奉存候、至極浚がたき土地ニ付、弐拾人之御積夫御扶持幷ニ郡過怠米迄頂戴仕り、馴々ニ仕候義も恐多く御断申上候所、又々御役所ニ而不承知之段蒙御呵奉恐入候得共、金銀欲徳(得)之義ニ御座候へハ、仰ニ随ひ損失仕候得ハ相済候得共、万代不易之御田地、万一用水絶候而ハ、百姓共之難義ハ不及申、御不益之義も出来可仕哉、尚手鍬横浚手堀手浚撫と申候こまか成ル小刀細工ハ、私共愚案ニ及かたく、御請仕候而返(却)而御法外ニも可相成哉と、奉恐入ながら御断申上候義ニ御座候

一先書ニも申上候通、香川郡ヨリ去々夏(天保4)人足共聞違、壱弐籠たけ上ケ過キ候様子而已承り、其余如何申出有之候哉存不申候ニ付、色々風聞承り候所、香川郡之出水ハ土地高ク平井出水ハ低く御座候ニ付、棚之物ヲ引崩シ候様水すき候由、眼前尤之様ニ相聞候得共、壱町計も間有之義ニ候得ハ、高下有之候而もすき可申義ハ有間敷と奉存候、外々ニも古出水三四拾間隔候

得者、旱損之節(ママ)楳堀等相見へ申候、譬透キ候迚も百年以来透水ヲ以掛り高相育来り、殊ニ宝暦年中争論之節、花泉・平井出水之名目迄相別ケ、御裁許有之候事故、少シ御了簡被下度奉存候

一私共愚案ニハ、上ミ手に有之出水深く水筋堀切候得ハ、下手之出水ゟ障り申出候義勿論之義ニ御座候得共、是以壱町と隔り候得ハ、夫なり相成居申候、増而壱丁も隔り、下手ニ百年以来有来り之平井之古出水、定例之浚彼是指支被申出候段、何共難得其意奉存候

一水筋ハ土地之高下随ひ、通行仕候物(ママ)と相見へ、山上海辺ニも清水有之、既ニ(肥間)ひま出水・波羅井出水撫も相双ヒ、上下ニ流レ候得共、波羅井出水深く堀候とて、(肥間)ひま出水減シ候沙汰も承り不申候、平井出水少々下り候とて、行泉坊出水すき申義ハ御座有敷(間脱カ)と奉存候、既ニ平井出水上手ニ、行泉坊出水・波羅井出水・(肥間)ひま出水段々ニ高ク相成居申候得共、中ニも高ク(肥間)ひま出水格別水よく出流れ、波羅井・行泉坊・平井出水段々ニ出水少ク御座候、尚又平井出水ゟ弐三拾間下宮下通り江参候而ハ、水底二三尺も下り、三歩股辺ゟ下も至候而ハ、段々ニ下り居申候得共、少シ之すき水も無御座候、暫時とハ申ながら、人足四拾人ニ而浚候義ハ、外々不都合之由ニ御座候得共、有躰相積り方之人足ハ弐拾人ニ而御座候、然ル所往古ゟ人足四拾三四人も罷出、朝飯ゟ昼飯迄煙草休ミも不為仕相済来候所、近頃人足も減し、何分御出会時刻延ニ相成、浚候日間無御座候間、是等も御積り之通、弐拾人ニ而終日浚ニ被仰付被下候様奉願上候、両郡互ニ身勝手申合、御役所向御厄介ニ相成候段甚奉恐入候、年経候事ニ候へハ、必至と符合仕候義も御座有間敷候へ共、御村方ニ御記録も御座候由、御役所ハ勿論香川郡ニも可有御座候間、広狭浅深等御調被下候へハ、自然万々相別り候義可有御座と奉存候、御紀(マ)明(マ)之上香川郡ニハ右記録ハ不用候由風聞も御座候得共、右記録ハ被仰付ヲ以、国中一統御調之上御指出被成候様承り居申候、夫ゟ□ニ不相成と申時ハ、当時私ニ居(据カ)へ候分石ハ、譬承知仕り候へ者迚、何之役ニも相立不申候義と奉存候間、御紀明之上何卒急々御裁断被下候様奉願上候、不調法成私共御見込之御挨拶御請仕候而、追々出水とぼしく相成難義仕候節、御裁断被下候義ニ御座候へハ、畑検地等ニ而も御願申上、且又色々御歎も可被申上義と奉存候、去月七日御浚之節之様子ニ而ハ、香川郡ニ何歟意(遺)恨も御座候様ニ相見へ、万々甚角立候而出人足夫奉仕等甚難義仕候、右之様子ニ而ハ、村方之者共深夜水入ニも罷出がたく候間、何卒御慈悲ヲ以、何分急々御裁断奉願上候、以上

(天保6)
未八月

大内六左衛門様　　ヨクガキノ事

右之通願出申候ニ付、篤と見分仕候所、甚出水減シ相見へ申候、来夏ニも相成候へハ、出増候義も可有御座哉、只今之通ニ而者、掛り所相育申間敷と奉存候、百姓共申出ニ付、宝暦年中書出シ御座候記録ヲ以、当時之出水ニ引合候而ハ、広狭浅深相違仕り相見へ候、香川郡ゟ

も書出シ可有御座候間、当時之間数万々御調之上、御引合被下候へハ、少々相違ハ可有御座候得共、大体ハ相更り申間敷と奉存候

一去々月中旬、両郡大庄屋中并村々仲(間)満共御扱之節、分石之義百姓共承知之趣、書付ヲ以申出置、今更御断申上候由ニ御座候得共、其段私も聢と覚へ不申候ニ付、熊甚助殿江相尋候所、甚助殿ニも御覚無之候得共、香川郡ゟ案紙之儘御指出之御様子ニ御座候間、尚篤と相考候所、及御沙汰ニ不申内、何卒内済仕度彼是相計候内、香川郡ヨリ分石ヲ居(据カ)、香川郡人足ヲ仕ひ候得者、承知仕候様子ニ御座候間、百姓共江色々申聞候所、香川人足之義ハ何分承知不仕、分石之義ハ様子ニ寄相談も可仕様子ニ相聞候間、香川郡下多肥村庄屋三好透之進、出水引請年番之由先達而承り候ニ付、与(組)頭勘平ヲ以内段(談)ニ遣し候所、左候ハヽ上多肥村大庄屋江相談致し可申候由御座候間、相待居候所以来何之音信も無之、然ル所御役所ゟ歩ミ書指出し候様被仰聞候ニ付、私共見込取計之趣書出候義ニ御座候、是等ヲ以百姓承知様々申出候哉、前顕之通居方万端決談(断)致候義ニハ無御座候得共、相談ニも可相成様子ニ付、私共見込ヲ以何卒内済仕度申遣候へ共、香川郡ニハ早々願書指出シ候由ニ付、破談ニ相成候得共、右歩ミヲ(書脱カ)申上候義ニ御座候、早速組頭勘兵衛ヲ以申遣候所、香川ニハ早速願書御指出之様子ニ而、御取合不被下候ニ付罷帰り候所、追而歩ミ書指出候様被仰聞ニ付、右之達々申上候義御座候、是等ヲ以百姓共承知之様申出候哉、前顕之通居方万端決談(ママ)致候義ニハ無御座候得者、相談も可相成様子ニ付、私共見込ヲ以何卒内済仕度申遣候所、香川郡ニ者早々願書指出シ候由ニ而、破談ニ相成候得共、右歩ミ申上候義ニ御座候

一組頭伝右衛門并勘兵衛、香川郡掛合口相違致候様相聞候間、両人共相尋候所、先書申上候通相違無御座候、尤色々御噺御座候へ共年月過候事ニ付、前後失念仕候由申出候

一人足四拾人之義ハ百姓共申出之通承り居申候、然共香川郡御出会年々遅ク相成、時刻縮ミ候ニ付、烈敷不申候而ハ一向出来不仕候ニ付、人遣撫も□(せカ)り立、先書ニも申上候通、纔壱時計りニ弐拾人役相勤させ義(候脱カ)ニ御座候へハ、香川郡ニハ格別出情仕候様相見江、既天保元寅夏御浚之節撫ハ、四月十八日両郡申合せ、人足四拾人召連レ罷出候所、香川郡ゟ御出会無之、終日人足四拾人遊セ、又々同廿日浚仕候義撫御座候、然ともケ様之義ハ風と間違有之事ニ候間、其分ニ而相済居申候

一私村方ニ小出水御座候所、弐三拾ケ年以前旱損之節、底堀下以来出水止り、雨天之節撫少々之流水ハ井坪江しミ込相見へ申候、尤外村ニも右様之義有之様承り候、井せき別ケ股等とハ違、平井出水之出口ヲ埋シ(カ)候とて、波羅井・行泉坊江出増候義も如何ニ奉存候、波羅井・行泉坊如何堀浚候而も、一村之義故ひま(肥間)出水ゟ指障り相見へ不申候、郡村更り候得者とて、同し御下之百姓用水之義ニ候得ハ、香川郡ニも少々宥免致呉候而、前々之通致置呉候へハ、御上之御苦労ニも不相成、隣村陸(睦)敷大慶ニ奉存候所、百姓共申出之通、頃日御浚之節等万々甚

折角ニ而、人足夫奉仕等甚指支こまり候様相聞、兎角和談ハ出来がたく奉存候

一香川郡ニハ宝暦年中之記録ハ不取用撫風説仕候由、尤全無弁小百姓共之雑説と相聞候得共、是等ハ誠ニ勿鉢(体)なき次第、右様之心得ニ而ハ、林方百姓共譬得心仕候迚、厳命ヲ以国中(ママ)一統相調候右記録ヲ踏破し、私之了簡ヲ以分石ヲ居(据カ)候義撫ハ、弥争論之種子ヲまき候様相成可申と奉存候、纔成ル小石ヲつミ重ね候石垣之根石ヲ以、浅深之□ニ立、掛り高預り候古出水之妨被致候段、迷惑千万ニ奉存候、又々旱魃等御座候得ハ、前後不弁百姓共立騒キ候様ニ相成候而ハ、重々奉恐入候間、何卒急々御裁許被仰付被下候様奉願上候、以上

(天保6)
未　(カ)
八月

山田郡下林村庄屋

大内六左衛門

(袋表題)

「　(朱書)永久保存
平井出水事件関係書類」
大正七年拾弐月裏張

(袋入六通のうち、一通は史料番号②と同じ内容のため省いた。以下五通が袋入である。)

⑤

山田郡下林村百姓

久米十郎

歳三十三

同

虎右衛門

歳四十五

同

栄　蔵

歳四十

間人

才　助

歳三十七

一私共去月廿六日、平井出水浚之義ニ付大勢罷出候義ハ、いづれよりさそいいづれ頭取候義ニ哉、無腹臓有躰ニ申出候様被仰聞奉畏候、則左之通ニ御座候

(天保4)
去々年六月御願申上候平井出水浚之義、未タ御訳付も無之、尚再願ニ達々申上候通、人足共聞違、弐三荷だけ持出候而已之義ニ御座候ヘハ御宥免被下、往古之通ニ而御済シ被下度、尚又外ニ不届之次第も御座候ハヽ、相改候様可仕段、御村方ヘ相窺候而も相別り不申、無拠元山村大庄屋様江相窺候而も相別り不申、然ル所去ル八月六日洪水ニ付、出水栗手切レ込候ニ付、御普請御願申上候而も、他所ゟ土持はこび築立候義ハ格別、出水中江切レ込候土ハ上ケ候義不相成候段、香川ゟ被仰候ニ付、出水一面ニしやり出水甚とぼしく、当正(天保6)月

以来暫照続候ニ付、池水溜りハ勿論、指当り苗代用水難渋仕候ニ付、作場出入ニくやミばなし仕候内、先達而之願ハいかゞ相成候事ニ哉と、又々御手元江窺ニ参り掛候所、追々掛付口々ニ申合、先達而御村方并大庄屋様江御窺申上候而も、右人足之不調法だけならで相別り不申候ニ付、御役所様江相窺候へ者、相別り可申と被存候、趣意相別り候へハ御断でも申上、何卒用水之難渋相遁レ、尚又請作之者共ハ地主々々江申出も可仕と奉存、無何心木太村迄罷出候所、御出向被成徒党がましき仕方ニ付、早々立返り可申段被仰聞候ニ付、心付奉恐入罷帰り候義ニ御座候、右之次第ニ候へハ、何れ頭取さそゐ出候義ニ而ハ無御座、全人々難渋ニ付罷出候義ニ御座候、尚才助・栄蔵義ハ壱両人元山迄参り候様被仰候ニ付、御供仕候義ニ御座候

右申上候通少シも相違無御座候

未四月十八日（天保6）　百姓　久米十郎
同　虎右衛門
同　栄　蔵
間人　才　助

⑥　山田郡大庄屋
久保又三郎
熊　直蔵
同　下林村庄屋
大内伊兵衛

香川郡東上多肥村ニ在之候其郡下林村掛り、平井出水浚方之義ニ付、去ル巳年（天保4）人足共不束之義在之、香川郡（東脱）ゟ故障申立、年々仮浚申付在之候へ共、向後浚方之義（天保四巳）者巳年巳前之通りニ而、人足之義者、下林村右出水掛り之外百姓共之内ゟ指出可申候、両郡支配郷普請奉行立会候間、人遣共受指図、不束之浚不仕候様可申付候、依之村役人共出会候ニ者不及候間、其旨相心得、已後故障等申出間敷旨、水掛り百姓共江ハ屹度可申渡候

但右浚之節水掛百姓共、右場所江罷出候義不相成候、其段も可申渡候

天保十一子
七月十七日

⑦　香川郡東上多肥村
庄屋兼帯
喜多伝六郎
同　下多肥村庄屋

三好秀之進

去ル巳年（天保4）平井出水浚方之節、人足共不束之義在之由ニ而、波羅井・行泉坊出水掛百姓共ゟ故障申立候ニ付、此度夫々裁許申渡候、乍去右一件百姓共如何様申立候共、全小事之義和順之示方も可在之所、却而如何成風聞も在之、役儀不似合義不束之至ニ候、依之呵指置候、已後心得違無之様可致候

（天保11カ）
七月十七日

⑧　香川郡東大庄屋

喜多伝六郎

中条権兵衛

同　上多肥村

庄屋

同　下多肥村庄屋

三好秀之進

其郡上多肥村ニ在之候平井出水浚方之義ニ付、去ル巳年（天保4）山田郡下林村人足共之内、不束之義在之候由ニ而故障申出、是迄年々仮浚ニ申付在之候所、向後浚方之義者巳年（天保4）巳前之通りニ而、人足之義者下林村右出水掛り之外百姓共之内指出し、両郡支配郷普請奉行立会、致指図候様申渡候、依之村役人共出会候ニ者不及候間其旨相心得、已後故障等申間敷候、波羅井・行泉坊出水掛百姓共江も屹度可申渡候

但右浚之節右両出水掛之者、右場所江罷出候義不相成候間、其段も可申渡事

（年月日ナシ　天保11年カ）

⑨　山田郡下林村庄屋

大内伊兵衛

去ル巳年（天保4）平井出水浚之節、人足共不束之義有之、永々入割ニ相成居申候所、此度裁許申付候、其砌其方義、親代役ニ罷出候義ニ候へ者、致如何様共、和順之取扱方も可有之所、上之御厄介ニ相成候段、代役ニ罷出候詮も無之、不念之至ニ候、依之追込指置候

右同人

親六左衛門義、在役之事ニハ候へ共、退役以後之義ニ付、此度ハ不及其沙□（汰）候、其段可申聞候

（年月日ナシ　天保11年カ）

第３節　聞き取り調査について

末　光　甲　正

以下の聞き取り調査は、昭和61年６月から実施された「高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査」にあたって、試掘調査の参考事項を得ることを動機におこない、あわせて民俗に関する事項も記録した。聞き取り時期は、試掘調査中の 1986 年夏から「弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査」実施中の1988年冬にわたり、旧林村域のほか、隣接の木太町、由良町、三谷町、多肥上町についての事項も含めた。『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報(1987)』所収の「民俗調査について」と重複する事項があるが、そのまま収録した。

各事項末尾の丸数字は、話者を示し、氏名等を文末「注」に記した。

林飛行場建設にともない、神社、墓地、居宅、耕作地、地域のランドマークとしての石造物や水利・水路網など地形・地物や民間行事、近隣組織等が、著しい滅失・改変を被っていることが痛感された。

1.　村落、成員

＊「林村誌」　注１

昭和三十一年の町村合併に当たり、村が誕生した明治二十三年以来の歴史をまとめておこうと言うことで取組まれたものであり、原始、古代など村の発足以前のことについては、あまり詳しく触れることができなかった。最大の出来事は、林飛行場建設に伴う立退きであり、村の４～５割が立退き対象となり、村の６割がとられた。その際、林飛行場中央部辺りにあった塚を掘り返したが、出土品はなにもなかった。⑪

＊真鍋家資料

退職するまで、ほとんどここには住んでいなかったので、昔のことはわからない。記録類も本家（真鍋善雄）にはあると思うが、新屋（しんや）にはこれといったものはない。村史関係では、宮井政雄氏が最もくわしいと思う。⑩

＊飛行場収用・立退き以前の家屋位置図等　注２

◎立退きに先立ち、１間四方くらいの林（はやし）村家屋位置図を村役場で作製した。町村合併時にも市へは送らず、出張所へ置いていた筈であるが、現在出張所にはなく、所在不明である。焼いてしまったのかもしれない。復元図を作製中であるが、不明の点があり未完成である。石見（いわみ）氏の協力も得て完成させたいと思っている〔石見氏も個人で作製しているが、完全ではない、と

の本人談である〕。飛行場立退きに関する事項は「防諜上発表しない」ということにされていたので資料がなく、不明となった点が多い。

◎また、高松市へ合併の際、明治二十年作製のものの複写（戦前、昭和十年前後に調製）と、免場と大字との二つで括めたものとの２枚の地図～地区全図を高松市へ送った。三年ほど前に、大熊忠臣市議と市役所へ行って調べたところ、市の倉庫に表紙だけはあったが図面は見当たらなかった。

◎『林村誌』53頁に掲載の下林（しもばやし）の地図（明治初期のもので各大字の区分有り）も現在は所在不明である。林小学校東の四辻にあった出張所が現在位置に移転する際に、本図面に関して宮井氏がチェックしたが、既にその時にはなかった。１尺幅の板４枚×４段＝16段の棚に各種書類を保管してあったが、移転時には、それが１段だけになっていた。

◎林地区の野取帳（のとりちょう）で、美濃半紙・四つ折り・矢立書き・一筆ごとの測量図が記入された24冊組みのものがあったが、ある時役場内に散らかっていたので確かめたら、そのうち１冊が紛失していた。⑪

＊飛行場工事前の概況　注２

岩田神社は、林飛行場滑走路のなかにあり、真鍋（まなべ）家の南東方向に当る。真鍋宅東の農道が南へ突き当たるくらいのところで、一部が空港に入る。本殿から馬場先まで２丁くらいあった。空港西端から水路を隔てた西側の水田は、昔は畑であった。

上林（かんばやし）の現石見（いわみ）氏宅より東には、一面に塚があった。雑木林が多く大木もかなり生えていたが、淋しいところであった。明治四十三、四年頃、これを取り除け、それまでのオーカン（往還・現在の石見氏宅の西の農道のあたりを通っていた）を東につけかえて、ひろい旧県道をつけた。南北の方向の道で、三谷から中林（なかばやし）の方へ伸びる。この道はいまも生きている（その後拡張されている）。この時、塚を潰した。本村（ほんむら）では４箇所潰したが、なかには１反歩以上のものもあった。おもに、バラスのようなものでできていた。飛行場を造るときには、全体に、高いところの土を低いところへ移動している。①

＊林飛行場　注２

滑走路は、はじめ、十字形となる予定であったが、途中で計画変更となり、南北のものは取り止め、東西方向だけとなったので、真鍋宅は立ち退きを免れたと聞いている。⑩

＊林飛行場による立退き　注２

兵隊から帰ってきたら、飛行場のために、家もなく、土地の様子も全く変わっていたので、

移転の関係のことは分からない。真鍋家には、飛行場建設関係の高級将校が宿泊していたので、移転の際に、国債を大量に買い、それで移転せずに済んだという話を聞いている。⑬

＊池の内

由良町。この辺の田圃になっているところは、昔は池であって、それを田にしたものである。それで池の内という。田圃になったのが何時のことかはわからない。

むかし、このあたりが池であった頃、なぎさが由良山南麓まできており、むかしの宝田家は今より一段高い由良山麓にあって「モトヤシキ」といわれていたということである。⑨

＊六条城

六条町。現長専寺の場所である。この寺は、もと、現在のアイニチ印刷の南にあった池（イケジリ池）の所にあったものが、六条城跡に移ったのである。寺であった所は、ガラクの小高い墓地になっていた。林村が六条側へイケジリ池を埋め立てて２町余を拡張した場所である。六条町884―3、出石健一氏宅の屋号がイケジリである。⑪

＊亀の町の由来

由良神社のカメを、しもの方から持ってくるとき、今のカメ池で洗ったので「カメ池」という。そして、これを運ぶ途中で松の木の下で一服した。この松を「カメの松」といい、カメの松が訛って「カメノマチ」となった。⑫

＊多肥小学校西の船着場

道路拡張で、現在位置は以前とはズレているが、多肥小学校西に灯籠と石祠とがあり、この場所が御坊川の上流であり、船着場であったことを示している。⑫

＊大場

亀池の東のオオバが、このあたりで一番古い「なにか」があったところだという。大場や吉峰家のあたりはガラクで乾燥するので、はやくから家があったところである。「大場は、吉峰家の西側（弘福寺領）より古い」と古老から聞いた〔後記、旧家大内家のことか？〕。②

＊中川宅うらの高まり

試掘調査第６地点に隣接。この家の裏の畑は西半分が高くなっていたという話である〔中川家にも塚があったとの口伝あり〕。その東側には「なにかあった」という。②

＊林の地侍　注３

林の地侍は７人あった。城内での演能の際の松平藩主の陪席者名簿に記載されている。久米、河野、岡、矢野、大熊、（壷井）、（大内）各氏。（　　）は現在絶えている。⑫

＊岡藤左衛門屋敷

石見氏宅西側の水田（現拝師神社から建設会社敷地を隔てた東側）あたりに、４～５反歩の広さの屋敷があったという。戦後の飛行場跡地開墾の際に、ここで石棺らしいもの（石の棺）が出てきたという。石見氏自身の実見ではないが、「邪魔になるので叩き壊した」と言う話を発見者から聞いている。①

＊岡氏

本村東下所の旧家で財産持ちであったが、財産を失って剣道師範をやっていた。⑫

＊大内氏宅跡　注４

旧庄屋。現、四国ブロック工場北西の条里制坪割１坪半の敷地にあった。市内錦町の菩提寺、泉立寺に、過去帳等、大内氏の関係資料があり、先年、林町松林寺の山田俊雄氏らと調査し、資料を作成してコピーをつくっている。⑪

＊大内氏　注３

大池東南の吉峰家の墓所に、句碑と道標を兼ねた墓標があるが、これは大内氏の墓碑である。また、これから林飛行場道路をへだてた東の墓地の中にも、大内氏の墓がある。分ケ池北西の廃邸（現在は多肥の喜多氏所有）も大内氏が買っていた。大内氏旧邸跡は、現在の四国ブロック工場の北西のひと町あまりである。当地では大内家は絶えているが、子孫が岡山に住んでいる。西浜の、道路をへだてた北側にある幼稚園のそばの寺に、大内氏の元禄以前からの過去帳がある。

六条町の三宮神社には、大内氏が寄進した石灯籠がある。⑫

＊河野家

林町。旧河野本家は分家と隣接して、林飛行場工事前の「居屋敷の町」にあった。安政三年『讃岐国〇持長者鏡』では、河野家は平野の何某となっており、苗字は許されていなかったのではないか。「平野」は、あのあたりの字名である。⑫

＊真鍋家

家宝はミノカサという。粘土を売って儲けて大きくなった家である。現在の真鍋邸は、吉峰氏が棟梁で建てたものである。前記地侍７氏と比べると新しい家である。〔大正～昭和初期には資産、納税額は村内で群を抜き他の有力者とは２桁違っている＝宮井氏蔵の村政資料〕⑫

＊宝田氏

清水宗治の一族といわれるが、家にはその証拠となる物はべつにない。市内元山町の清水鋭子氏（宗治の一族とのこと）が、先年、宝田（ほうでん）氏宅へ「一族ではないか」と調べにきたが、証拠がないので「そうだ」とはいっていない。宝田家には、由来を示すものとして大小の刀だけがあったが、敗戦の時、持っていると進駐軍にやられるというので廃棄し、今は何もない。⑨

＊矢野氏所有の軸物

字天皇（てんのう）の矢野氏は、もと地侍である。しっかりした表装技術の持主で、むかし京都で表具の修業中、しばしば寺の坊さんから使いを頼まれ、そのお礼として貰ったという軸物を今でもたくさん持っている。押入れに３杯分くらいもある。⑫

＊ヤッギョミヤサン

三谷（みたに）のヤッギョミヤサンの屋号の家は、現在、漆原（うるしはら）氏であるが、これは、漆原彌義右衛門宅であったことによるのであろう。宮脇書店所有、安政三年『讃岐国〇持長者鏡』（三谷町日下（くさか）氏がこれを借用、コピーしたものを山地氏も所持）に「三谷・漆原彌義右衛門」と記載。⑫

2. 生　　業

＊粘土採取について

大池の西ないし南は、浴（さと）から大熊市会議員の家の東あたりまで、いじっていない土地は少ない。用途は、瓦土は勿論だが、西浜の漁師がボラの餌にも使っていた。⑧

＊粘土取り

戦後まもなく、高松市でも、高松刑務所とわしの所ぐらいにしかトラックがない頃から、トラックを使い大池周辺の田圃の粘土をとって各所に納れていた。綾南町陶（りょうなんすえ）、牟礼（むれ）町、空港口、岡山、鳴門の瓦焼、檀紙（だんし）の御厩焼（みまややき）など160軒くらい取引先があって納めた。何十町歩も掘った。昭和五十年頃までやっていた。⑤

＊水利

昭和始めの頃は、上林本村は仁池、桜井出水のかかりで、合計24町歩であった。道路（県道）より東は三郎池がかりであった。①

＊水利

水利関係では、太田久米太郎氏がくわしい。宮西部落のこのあたりの水利は、池代池がかりであったが、飛行場工事のあとは三郎池がかりにかわった。⑩

＊水争いの協定書

新田町出身の元高松市土地改良課長から聞いた話では、あるところで「水争いの協定書」を焼いていたので、貰って持っているとのことである。⑪

＊ナワスジ

川島のカワクボのあたりの由良山の１丁くらい北側から真西へ、多肥へかけて抜ける、猫車がようやく通るほどの細い三尺道である。トーコージ山よりは南側であり、夜はバケモノが通るように思われるようなコワいところである。子供の頃からその様に思っていた。むかし（水田の）反別をきめるのに測った跡かもしれない。①

＊ナワスジ

岡正雄氏もナワスジについて話していたことがある。言葉を聞いたことはあり、条里の基準線かと思ったこともあるが、わからない。東西方向の線のようであり、条里の基準線とすれば、南北の基準はどうなるのだろうか？　⑪

＊長尾街道

この前（北側）の下池畔の道は、もと長尾街道で、六条橋の方へ続いていた。これから南が字宮西である。終戦後、下池の中は瓦焼きの黒粘土を盛んにとっていた。

今年の夏は、水がたくさんあったので、ホテイアオイが物凄く繁殖し、とてもきれいだった。ほとんど池の全面が薄紫の花に覆われ、写真を撮ったり写生をする人が多かった。いつもの年は、ある程度殖えても水がなくなり枯れてしまい、こんなに殖えることはなかった。③

3. 信仰伝承

＊シンバゴヤとその神事

三宮神社の例大祭（十月三日宵祭、十月四日本祭）に、御鳳輦―祭主―神馬―氏子総代の順により行列が組まれる。陶屋の家では、十月二日に陶席祭典が営まれる。「陶屋」は厖大な経費が掛かるので、昔は素封家の家の自費と決まっていたが、現在は三宮神社氏子のうち、もとの鹿島神社と岩田八幡の氏子が経費を集め、部落単位で順番に陶屋をきめ、二日の日には村内各界の有力者すべての出席の上で宵祭をする。これに先だち、陶屋の敷地内に神馬小屋がしつらえられる（注10）。

陶屋には陶株があった。林の場合、自作地X町歩以上でないとなれなかった。例えば、3町歩以上なら持てるとされていれば、土地を買い足してこれに達すると「新陶」となる。昔はきまった家が自費で陶屋をやっていたが、のちに「まわり陶」となり、部落からの拠出によって賄うようになった。膳部、お供えの用具などが残っており、松林寺（山田俊雄氏宅）にある。

今年は、熊野氏宅が陶屋にあたった。経費は150余万円であった。陶屋は、神様が氏子の家へ旅に出て泊まる所で、泊まっている間は寝ずの番をする。神馬は、宵祭の前の晩に陶屋へきて、宵祭の日は一度帰って、神様を乗せに陶屋へ来て、本祭で神様を乗せて神社へ行く。この時、陶屋の敷地内に神馬を留めておくところが、神馬小屋であり、本祭の場所である神社では、この神馬小屋のように丁寧な造りでなく、4本の棒だけで囲いを造り、これに繋ぐ。最近は馬が少なく、神馬の確保が大仕事である。いまは宇宗高だけで馬を飼っている。

また、陶屋宅の床の間に『三宮社大神』の掛け軸をかけ、稲ワラで編んだコモを敷き、その上に10個の三宝を飾り、9種類のお供え物をする（別図）。陶屋での祭～陶席祭典は、仏間より北の間は使わず、仏間より南でやる。〔91年10月11日昼頃、高松市三名町路上で、等身大の白馬の張子を台車にのせ、長い2本の綱をそれぞれ4、5人ずつで曳いて、一ノ宮田村神社の方向へ向かう祭礼の行列を見かけた。上記、神馬と同性格のものであろう〕 ⑫

＊貢八幡

下田井八幡の旧位置にあたる。上田井、下田井、六条は田井郷であったが、田井郷の秋祭のとき、川が氾濫して川の東側の下田井からは貢の方へ来られなかったことがあった。これがきっかけとなり、神社は、本社が下田井、馬場が上田井、社務所が六条へそれぞれ移転することとなり、もとの社地を貢の免場のものが祀ったのが今の貢八幡である。〔『讃岐国名勝図会』では、現下田井八幡が原位置としている〕

力士「鎌倉一角」にゆかりの社で、八朔が相撲の常日となっており、この貢の相撲のときは、その年の勝負の運試しになると言い伝えられているので、各地の力士が無料で出場してくれる

のが例であった。クジがよく当たる神さん、ということでの信仰がある。⑪

＊シチク神社

上林(かんばやし)町生コン工場の西南西約200 *m*の共同墓地の西のあたりには、神さんがあった。シチク神社といい、飛行場で移転となる前に、拝師(はいし)神社の若宮へ寄せた。1反くらいの森があってスモウをここでやっていた。上林城の守護であるという〔現在水田となっており、かなりの須恵器片の散布がみられる〕。①

＊桜樹(さくらぎ)神社

廃仏棄釈までジュウレンジ(寺)であった。今も境内にゴマ堂があり、行徳院銘の観音さんがある。⑥

＊天王山神社

六条町。俗称天皇(てんのう)さんという。天皇神社ともいっている。広田神社（広庭神社）から勧請したとかいう話である。祭神は欽明天皇だといっている。⑭

＊シロガミさん

上林(かんばやし)城跡。石見氏の移転前の旧宅地は上林城の東隣にあった。現住所の北東200 *m*くらいのところである。上林城跡に石祠があり、シロガミさんといって祀っていた。いま林飛行場地下道〔空港移転後閉塞〕南出口の南西方向にあるのがそれで、大体、むかしの場所である。

昔は、城跡といわれる場所のまわりが、高い岸となっており、城(しろ)の井(い)出水とよばれる出水になっていた。①

＊ホーデンさん

屋敷神・石祠。祭りは、旧暦八月十六日であったものが、その後新暦九月十六日になり、さらに九月十五日が祝日になってからは、九月十五日になった。ホーデンさんは、宝田(ほうでん)氏の祖先が、岡山の地から勧請したものといわれている。岡山からは同時に菩提寺も移ってきているが、この寺の当主は十三代目であり、年限としては清水宗治の事蹟とほぼ符合する。

祠のマウンドは、周囲の田圃の土を盛り上げたものと聞き伝えているが、何時ごろのことか分からない。〔古墳の可能性がないのかどうか、要検討と思われる〕 ⑨

＊ホーデンさん

宝田氏の家の神さんで、戦時中までは旧暦八月十六日に免場でお祭りをしていたが、モノが無しになって、免場の人も熱がなくなり、宝田さんのうちだけで祀っている。⑦

＊由良神社のカメ

由良神社にあったカメが、一ノ宮・田村神社の本殿の下にも埋めてある。⑫

＊清水神社の鬼瓦

清水神社（小村町）にある鬼瓦は、酒呑童子が杯をもつ姿であり、瓦工の内伝秀蔵作である。又、清水神社の僧坊にあった仏像は、いま、高松町の奥の坊のシンギョウ寺に行っている。⑫

＊塚

長13×幅11×高1.2 *m*の方形。この上にやや東に偏って、上円下方状に高さ1 *m*のマウンドがある（喜多氏宅西・墓地）。地目は社地。方形上の西側に東に面して墓碑が一列に並ぶ。五輪塔2基、「種字・中興□阿闍利増澄覚位」の墓碑もあり、寺院関係者の墓と見える。「以前の桜樹神社の宮司・久保氏の管理となっているが滅多に来ないので荒れて困る」。

以前はこの辺りは塚が多く10ぐらいはあった。この塚の北の田んぼにもあった。その北の出水のそばには今も塚がある。終戦直後に今の拝師神社の前に通じる東西方向の道路がつくときに取り除けた。神さん(祠)もあったが、それは桜樹神社の若宮として合祀してある。⑥

＊塚跡

植田氏宅地の近くにあった。広さは十坪くらいの大きさであった。林飛行場の所にもたくさんあった。約20年前の井戸掘りの際に、深さ約2 *m*でシルト層が終わり、密な粘土層になった所で、カワラケと「ネブリデコ」が出土した。表面はザラザラで、焼きは黒っぽいものであった。⑥

第4試掘地点

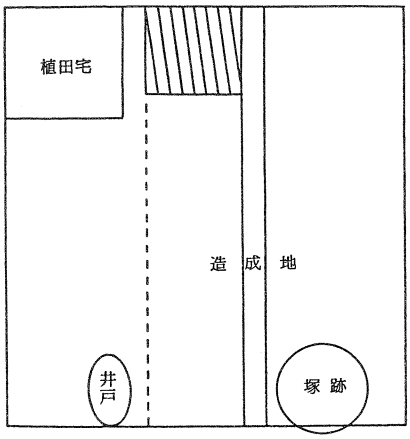

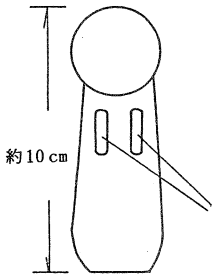

デコには、腕のようなものがついていた。

＊尾敷神

六条町、大熊氏宅。石厨子。正面破風に蝶の紋章を彫刻。家の敷地内の北東、鬼門に当る方角に位置し南面する。若嫁さんの話は「とくに由来は聞かされていない。現在は何も祭祀はしていない。名称もとくにない（聞いていない）。当主（おじいちゃん、おばあちゃん）が両養子であり、古いことはあまりわからない。聞いていることといえば『昔、家が貧乏しているときに建てた』とかいうことだけである。南の精米業の高原さんなら分かるかもしれない」。④

＊地神塔・石祠・五輪塔

下池堤。地神塔は「明治廿五年、西中林、宮西氏子中建立」のもの。以前はここにはなかった。林飛行場建設の立ち退きで、池代池の北手辺りにあったのをここへ移したもの。

石祠・五輪塔は地神塔に隣接。石祠は、「下池の水神さん」と呼んでいる。五輪塔は、以前はここになく、４～５年まえ、池代池のそばから移した。③

＊宮西の水神さん

真鍋新屋（分家）から道ひとつ東へ隔てた家のそばにある石厨子の祠は、水神さんである。戦後、開拓のとき、新たに鑿井を掘ったときに立てたものである。⑬

＊正大寺　注４

正大寺の東側には、テンノーさんという神さんがあった。東側の南北方向の道路と、寺との中間には、ヤマ＝林があった。寺のすぐ北手には森があり、大木が生えて鬱蒼としていた。〔『順道図絵』では、正大寺の東の坪は牛頭天王社である。また、北側の坪の北辺に接し、東西方向に、前方後円墳を２分の１に縦断した平面形となる塚状の地物が記入されている〕①

＊正大寺　注４

正大寺の本堂に初代香川県知事林　董の書『想当然』がある。市林出張所にも林の書がある。住職は、高野山管長にまでなった者もあるが、代々寺宝を売ってしまって、今はめぼしいものはほとんどない。五大明王のうちの牛に乗った三面神の塑像があるが、これは白峰寺にある木像のものと同一である。⑫

＊トーコージについて

東岡寺。現、岡繁次氏もその流れである、岡氏とかかわりのある寺である。吉国寺に同じ。墓地があり、松林になっていた。⑪

＊トーカジ（寺）跡

皆はトーコージと言っておるが、これは間違いでトーカジである。『林村誌』の著者からもその様に聞いた〔『林村誌』に、吉国寺の記事で、「吉国寺」の寺の名前は、はじめ吉国寺であったが、一時期書き誤りで吉岡寺とされていたものを、後に正して吉国寺とした…旨の項があり、それとの混同があるか？＜『讃岐国名勝図会』にも類似記事＞〕。

現、石見氏宅すぐ西側の農道を、北へ200 *m*くらい行ったところに深井戸があり、この付近に山があってトーコージ山と言い、約一丁四方ほどの広さであった。小さな山で大きな木が生えていた。戦時中に防空壕をつくるため下を掘った。下は砂・砂利質であった。共同墓地であったが、火葬に関係するものは見つからなかった。

また、石見氏が、戦後に現在の拝師神社の西10*m*、生コン・プラントの南50*m*あたりのところを開墾したときに、素焼きのやきものや白い瓦のカケラなどがたくさん出た。①

＊地蔵のルーツ　注５

林小学校西北角。いま、国分台にトタン屋根の地蔵堂があるが、そこにあったものを、国分寺の寺の西の散髪屋の人（木太町大池の東の座卓工場にゆかりの）が、現在の林小学校の西門を入ったあたりへ持ってきた。流行病があったときに、譲り受けてきたとかいう話である。林小学校が拡張するときに、地蔵があったあたりの湿地帯を埋立てて、この地蔵をホカして（捨てて）しまうというので、勿体ないので、隣のお婆さんが現在地に移して今も祀っている。
〔『順道図絵』に、現林小学校西門あたりに地蔵堂の表示あり〕。⑫

＊地蔵堂の納め札

林小学校の西側角に地蔵堂があり、この堂の中に納め札の入ったスゴキ＝俵があった。先般、岡田、山田住職、山地の３人で、このスゴキを開いて中の納め札を調べた。マスコミに出すとうるさいので未発表だが、クシャクシャになったりコヨリ状になったものなど、いっぱいあった。札は県内のものは少く、江戸、紀州、備前のものなど遠方のものが多かった。元禄などの年号のものもあった。スゴキ、納め札とも、現在、お堂横の岡氏宅に預けてある。⑫
〔91年現在、岡氏宅、地蔵堂および地蔵は撤去されている〕

＊地蔵堂

平塚と長池の部落境。林飛行場建設前、はじめは、本村の林飛行場用地内にあった。一時、他の墓と一緒に長池東側の三昧（墓地）に集中してあったが、昭和二十三年に田井氏の亡父（現在生きておれば百歳以上になる）が中心になり、ここへ移転した。⑧

＊水口地蔵

岡氏宅に、九州あたりのものを手にいれ置いている水口地蔵がある。国東半島の石を使い、茶碗と杓子を持った地蔵である。表側が女の地蔵で、裏側が男根形になっている。なお、林のあたりのミナクチまつりでは、イリゴメを供えている。⑫

＊親鸞の六字名号

林町河野家（分家・敏文氏、山地氏宅北隣）に、４尺の桐の厨子に入った＜善信＞銘「親鸞の六字名号」がある。江戸時代末期に河野本家が本山にカネを融通していたが、まだ林飛行場工事以前、河野氏がのちの林飛行場敷地内の旧宅に居た時代に、明治の廃仏棄釋にあたり、本山が返済不能の状態になったとみえ、借金のカタとして手放したものといわれている。それまで門跡が讃岐に入ったときには、河野家に宿泊していた。

この河野本家にあった仏像を、浴の吉峰氏が購入したことがある。吉峰氏は又、市内、前田の藤沢家から茶室を買ったが、この茶室の中にも物がたくさんあった。⑫

＊『庄松（同行）あ利能まゝの記』版木　注６

真宗仏光寺派学僧、花皐大僊作の版木である。六条町長専寺近くの東土手の土居家（無住）にあり。先代（大僊の子の菊丸の後添で、昨年80余歳で死亡）の子が三条町あたりにおり、管理している。大佛氏（山地氏知人）が、合鍵を借りて入り、確認している。

なお、ここには紙本の六字名号＜南無阿弥陀仏＞の書があり「源空」の署名が入っている。同一物が三豊郡財田の法然堂にあり、これはガラスに入っている。⑫

4.　地　　名

＊貢

六条町。貢は三次とも書く。力士鎌倉一角の宅跡があったから、とも伝える一角地あり（木太町善立寺の東には一額がある）。畝町としての名で、鎌倉地も同所にある。

現在では消滅している地名（池ノクビ又はクイ？）も記載された、明治より少し前の図面が河野氏宅にあり、昭和三十六年ごろ宮井氏が借り出して見たことがあるが、その後聞き合わせても、その図面は無いとのことである。⑪

＊高丸

タカマル。「東讃免名録」にも見える地名。古川に面した高地である。周辺は全体として低く、林飛行場建設時には、西の方のガラクを移してきて１ｍくらい埋め立てた。地下道を掘り

割ったときに、あの辺りはガラクが出ると思っていたのに、実際はフクベ砂ばかり出てきた。相当大きな川の跡ででもあろうか。⑪

＊仁池

ニイケ。仁池のあった地域。カンザエモン？池の呼称を聞いた事がある。仁池の旧称か？⑪

5. 既往調査・その他

＊「田図」について

『林村誌』編集にあたって、『弘福寺領讃岐国山田郡田図』を表紙裏に収録するため、多和神社を訪れた。宮井氏が多和神社松岡氏と同級生であった所縁で掲載できることとなった。その際、『田図』写真撮影は、松原建材店社長に担当してもらった。

『田図』を収録した文献として、戦前たしかに見た記憶があるものに『経済大辞典』３冊組がある。引退後の頭山満が編纂したものであったと思う。これに折り込みで『田図』が収録されていた。多和神社には、屏風があったが、それは明治二十年頃に文人の有名人が多数来訪し、揮毫したのを貼り交ぜたものであった。⑪

＊中村皎也氏の調査

詩集『白菊』著者。昭和六～七年頃の夏、学生を連れて来林。田図地名等の調査を行った。古文書等を調査している。⑪

＊広島大学の調査

林飛行場ができる前に、広島大学の考古学の先生が、字天皇の周辺を一面に掘りまわった。いまの林小学校から南は全部、多肥のあたりもやっている。条里制の調査が目的であったという。この件については、字天皇の岡喬喜（たかよし）氏（78歳。早稲田大学卒業、市内勅使町の農家の出身で、林の岡家＜土地持ち。北側に出水がある＞に養子に来た。）がよく知っている。岡氏は入院中（聞取時）。⑫

＊水路改修の際の出土土器

昭和六～七年頃と思うが、三郎池のかさ上げにともなう上林の水路改修の際に、高いところを削り、低いところを埋め立てる工事を行ったが、この時に土器が出ている。高松高等商業の寺田貞次氏が収集した〔『林村誌』に、昭和八年二月岡繁次氏談として、三谷三郎池幹線用水路工事にあたり、大字上林字本村で弥生甕、大＝２尺５寸、小＝？あわせて四個が地下１尺か

ら出土。出土地点の東に大きい礫の山があった、旨記述されたものにあたるか〕。⑪

＊布目瓦出土地

戦前に、広島大学から、つねまつ？先生を呼んで、年寄りを集めて話を聞いたことがあるが、その時、林小学校運動場東側の水路で布目瓦がたくさん出土した。⑪

＊粘土等採取地の出土品

アイツチのなかは、大体染付けの焼物のかけらがでる。もっと掘っていくと、チンチンと音のするツボ〔須恵器であろう〕も沢山でた。木太町の本村（ほんむら）で塚をのけた時にも、このようなツボがでた。多分、全部を集めたら４ｔトラック一杯ぐらいにはなると思う。石枕のような石の平たいものがユンボの下から出てきたこともある。

新田町の久米池の南隣〔久米池南遺跡にあたる〕とその西側で花崗土（かこうど）取りをやったこともあるが、その時、須恵器のツボが出て来て、知り合いの木太町の横井散髪屋にやった。その後、客がいじっているとき、取り落として壊してしまい、捨てたといっていた。⑤

＊水路遺構

新池（しんいけ）（大池）の水口のところから50ｍほど西の方を掘ったとき、「むかしの幹線水路」が出た。水門（木製）も、板もあった。石垣などは見当たらず、土留めのためか木杭の列もあり、直径10㎝くらいのシンが残っていた。⑤

＊下り原の泥炭

下（さが）り原で泥炭が出るので、燃料として利用できないかと試掘したことがある。しかし、燃えないことはないが、粗悪で熱量が低く、試掘だけで終わっている。試掘場所は、同所（高松市都市計画図43）植田忠氏宅うらである。⑪

＊粘土採取地の土、土層

ユンボの先が届くかぎり（１丈から２間くらい）掘ると、木やアシのような草のポロポロの層が数十㎝の厚さで出る。これを取り除くと玉砂があり水が出てくる。ここで丈夫な木が出てくることもある。水は出るが、上に黒ハネがあると水が悪く、カナケである。砂があると水が良い。黒ハネは、ビンツケのような、チューインガムのような非常に粘り気の強いものである。アクがあって、瓦に焼くと茶色に変色して使えず商品化出来ない。⑤

＊渡辺芳男氏の土地

すぐ南側の田圃（第７試掘地点北）は、約３尺ほど瓦粘土を取り、そのあとにまた３尺ほど山土をいれた。その南にあるオコ川の用水のきわのところは、庭園業者に貸しておって、やはり山土が３尺ほど入っている。②

＊ナンバンギセルの自生地

長池尻（ながいけじり）には、めずらしいナンバンギセル（思い草）が自生している。⑫

＊役場の筆記用具等について

戸籍係りは、筆で戸籍簿に記入していたが、「キョクトウ筆」を年に50本くらい使っていた。すぐに禿びてしまう。ガラス筆も使ったが、調子の良いものは少なかった。「佐々木商会」製のものが良かった。謄本・抄本はガラス筆でよく書いた。筆でもやっていた。⑪

※大正・昭和初期役場書記の勤務・給与等、大正・昭和初期小作争議の状況・地主～小作協定記念「謝恩会」、真鍋米五郎氏の事蹟（省略）。⑪

注。

1. 高松市役所内林村史編集委員会『林村誌』。昭和33. 3. 31高松市役所林支所発行
2. 林飛行場建設前後の経緯については、『林村誌』のほか「高松飛行場ものがたり・その一～五（以下連載予定）」宮井政雄（林地区社会福祉協議会『福祉はやし７』昭和62.3～、年２回刊）にくわしい。
3. 「林の庄屋（大内氏聞書）」山田俊雄（『福祉はやし４』昭和60. 11 ）参照。
4. 「正大寺物語」山田俊雄（『福祉はやし３』昭和60. 3 ）参照。
5. 「ぞう原の地蔵さん」山田俊雄（『福祉はやし２』昭和59. 11 ）参照。
6. 「華皐大僊と庄松同行のこと」山田俊雄（『福祉はやし６』昭和61. 12 ）参照。
7. 年齢等は、聞取り時のものである。
8. 記事中、〔　〕内は記録者による注記である。
9. 話者

①	石見茂太郎氏	上林町589	飛行場建設に伴い綾南町へ移転、のち現住所へ帰村。
②	植田　三良氏	林町1607	第４試掘点
③	苧坂（おさか）　清氏	林町813	下池畔北東
④	大熊　岩雄氏	六条町680－1	
⑤	鎌田　照雄氏	木太町九区421	木太運送社長

⑥　喜多　貞雄氏　多肥上町867

⑦　香西フミエ氏　由良町1216　　宝田氏宅西隣

⑧　田井氏　　林町浴西（さこにし）

⑨　宝田（ほうでん）　弘氏　由良町1213

⑩　真鍋　憲司氏　林町61　　元教員・真鍋家新屋

⑪　宮井　政雄氏　六条町384－2　　昭和四年、林村役場書記、のち村長、村誌執筆。

⑫　山地　正芳氏　林町1448

⑬　宮西部落男性　林町宮西

⑭　川東部落女性　六条町川東

10.

図①　神馬小屋略図（仕様については氏子総代が規格書保管）

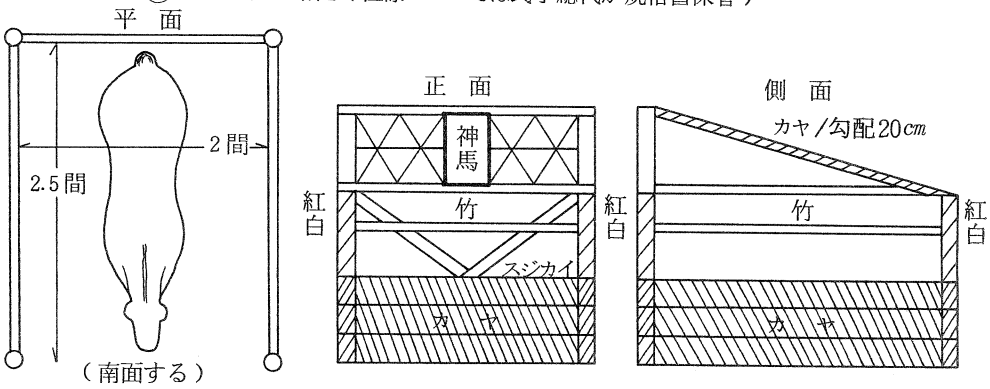

図②　陶屋宅の床ノ間飾り・お供え

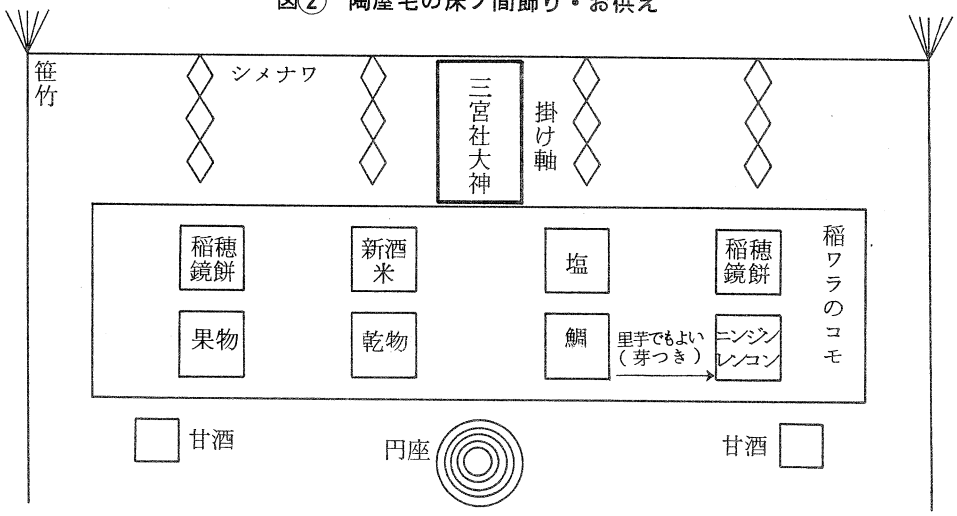

第４節　高松平野の地形環境　Ⅳ

高　橋　　学（立命館大学　地理）

はじめに

高松平野において地形環境に関わるデータが、近年、急速に増加してきた。それは、高松平野を東西に横断する四国横断道路や、高松市南部における区画整理などに関わる埋蔵文化財調査により、平野部のデータが得られるようになったことに起因する。これによって、高松平野の形成史は、大きく塗り替えられる至った。たとえば、かつて、更新世に属すると考えられていた扇状地帯は、完新世になっても堆積が継続していたことが明らかになってきた。また、これ以外にも多くの新知見が得られた。その結果、高松平野は、瀬戸内海の対岸に位置する揖保川や市川などの形成した平野と極めて類似した構造を有することが判明したのである。今回の報告では、最近得られた高松平野の新知見について概要を述べ、さらに弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下田図と呼ぶ）比定のために実施した微地形および極微地形環境分析の成果についてふれたい。

高松平野の地形環境に関わる新知見の概要

(1)　従来、高松平野の扇状地帯は、大部分が更新世に形成されたと考えられていたが、完新世に入ってからも堆積が継続していることが四国横断道路関連の発掘調査の結果明らかになった。これまで更新世に属すると考えられていた段丘崖の形成は、弥生時代あるいは古代末に生じたものであった。

(2)　高松平野で水田稲作が開始されたのは、遅くとも弥生時代中期のことであった。これは、弥生時代中期の住居址が立地する微高地構成層の下に複数面の水田遺構が検出されたことからみて間違いない。この水田耕土中には、弥生時代前期あるいは縄文時代晩期と言われていた遺物が含まれていることから、水田の開発が弥生時代中期以前に遡る可能性が十分に考えられる。

(3)　弥生時代中期以前に遡る可能性が極めて高い水田は、埋没旧河道あるいは埋没後背湿地に拓かれている。従って、この水田について考察するためには、埋没微地形の検討が不可欠である。

(4)　埋没旧河道や埋没後背湿地を構成する細粒堆積物中には、広域火山灰アカホヤ（約6,400年B.P.）の挟在することがある。

(5)　以上のように高松平野は、異なった時代に形成されたいくつかのパーツから構成された地形複合体と考えられる。

(6)　扇状地帯において、現地表面の土地割などに影響をおよぼしている平野中央の旧河道は、

弥生時代中期前半までは河道として活動しており、氾濫によって砂礫を堆積させていた。谷・長池遺跡の発掘調査で明らかになった旧河道と旧中州を被覆した自然堤防との間に存在した崖は、極めて明瞭なものであり、単に河道に由来するものというよりは、完新世段丘Ⅰ面と完新世段丘Ⅱ面とを境するものである可能性が高い。すなわち段丘崖の成立により、この崖上には、弥生時代中期後半以降は土砂の堆積がほとんどなくなったのである。

(7) 段丘化の後、崖下では後背湿地が生じた。ここは、遅くとも弥生時代後期には、いわゆる不定形小区画水田として利用されたようである。後背湿地であるにも拘らず、比較的短時間に洪水による堆積が進み、古代までの間に何度も水田が再開発されたことは注目しておく必要があろう。

(8) 扇状地帯の扇央付近で段丘崖を埋積し、起伏を減少させる役割を果たした河川の氾濫は、天満・宮西遺跡の調査でも明らかなように、扇端付近では自然堤防等の微高地を形成した。

(9) 条里型土地割は、扇状地帯の微起伏が埋積し、かなり平担になった時に施工された。ただし、高松平野は、他の瀬戸内海沿岸の平野ほど平担になっておらず、条里型土地割の施工後も区画内には耕地化できない微高地や畠が残存した。

(10) 条里型土地割は、完新世段丘面（扇状地帯）上に広範に展開しているが、現氾濫原面には分布していない。これは、段丘化が条里型土地割施工後に生じたためと考えられる。

(11) 段丘化によって、扇状地帯では河川灌漑が難しくなり、しかも地下水位が低下したことで、灌漑用水の確保が重要な課題となった。

(12) 「山田郡林村順道図絵」（1819：文化15年）に記された土地条件を見ても、微高地や埋没微高地の場所が極めて評価が低いのは、水不足に起因すると考えられる。

(13) 水不足の対策として四つの対応策がとられた。

a. 完新世段丘崖が灌漑の障害とならないように、香東川の上流から灌漑用水を引いた。

b. 旧河道に残った湧水（出水）の利用。

c. 溜池（谷池、皿池）の築造。

d. 「讃岐三白」のひとつである小麦栽培など畠の積極的活用。

以上がその概要であるが、この他にもいくつかの新知見が得られている。それらについては、本報告の際に詳述したいと考えている。

大池南部地域の微地形環境

さて、弘福寺領山田郡田図比定地の調査においても、大池の南にあたる北地区の発掘調査成果により詳細がかなり明確になってきたと言える。1989年度に試掘調査（概報Ⅲ：1990）されたのは、その前年度の調査地点より南西にあたるところであった（以下第2地点と呼ぶ）。ここは、既に報告したように埋没旧中州・埋没旧自然堤防にあたる。この埋没旧中州・埋没自然

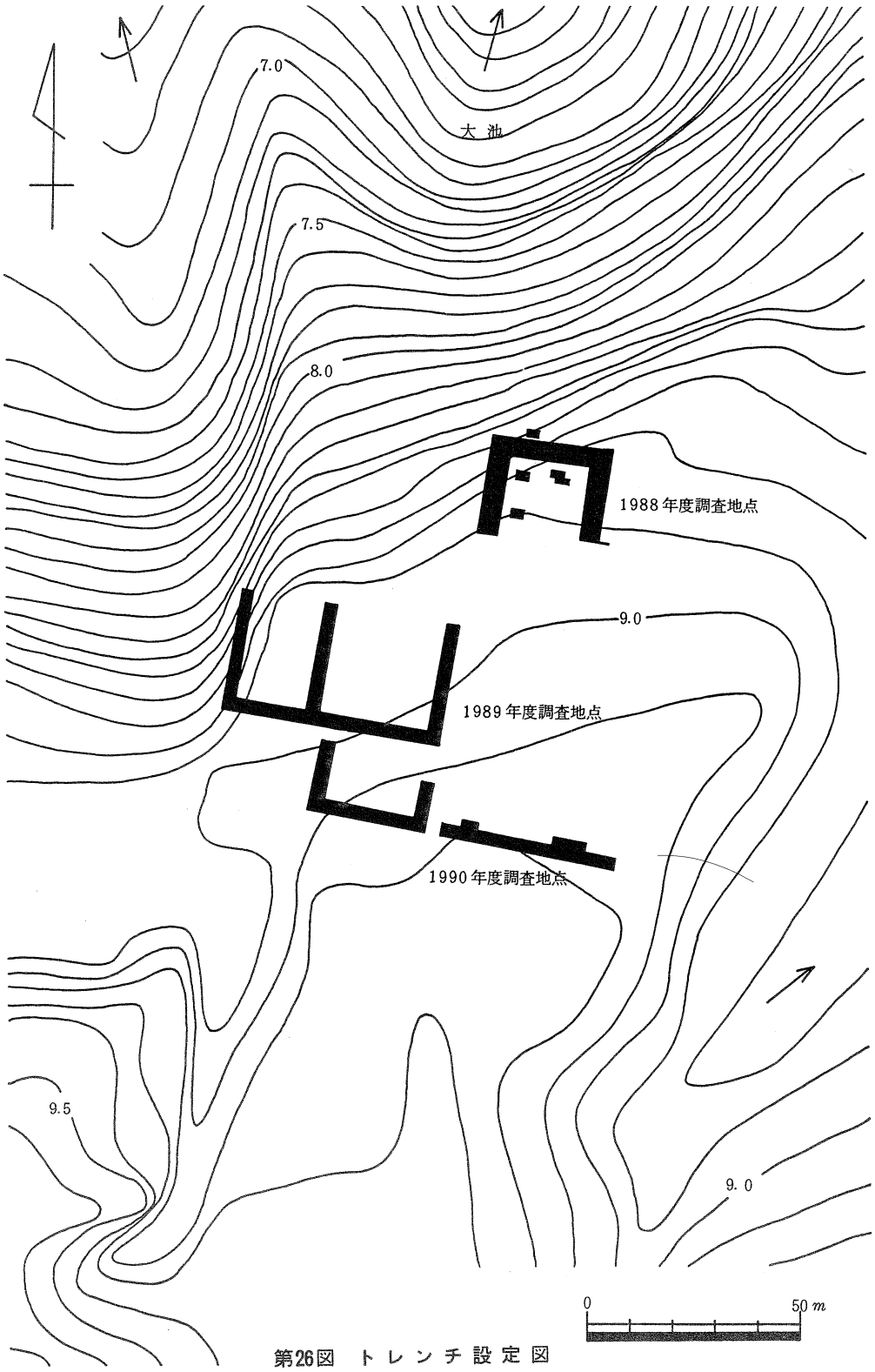

第26図　トレンチ設定図

堤防は、全体的に見ると、木太町と林町を結ぶ南北道路の敷地が最も高く、そこから西に向けて相対的に低くなる傾向を示す。従って1988年度の調査地点と1989年度の調査地点を比較すると、後者の方がやや低い所に位置することになる(第26図参照)。第2地点における発掘調査の成果については、すでに概報Ⅲに考古学および歴史地理学からの報告がなされているので、ここでは地形環境分析の視点から、別の光をあててみたいと考える。

さて、第2地点では西に頭を向けたアルファベットのE字形にトレンチが設定された。これは、第1地点の調査成果および埋没微地形を踏まえ、より多様な土地利用の様子を知ることを目的としたものであった。すなわち、東西方向のトレンチで、微起状に対応した土地利用の様子を確認し、南北方向のトレンチでその広がりを把握しようと考えたのである。

第2地点の発掘調査で観察できた地層は、基本的に第1地点のそれと類似していた(概報Ⅲ第4～6図参照)。地層の堆積量は少なく、最も厚い部分でも弥生時代以降およそ100㎝である。地層は大きく4分できた。このうち最も新しい地層群は、河川の布状洪水と水田耕土が繰り返すもので中世以降の遺物を包含する。次に新しい地層群は、田図の描かれた時期に対応すると考えられる古代の安定した耕土。また、その下には溢流氾濫と水田耕土の繰り返す地層が存在する。そして、最下層には溢流氾濫の結果形成された自然堤防を構成する地層が広がっていた。ここでは、これらの地層を仮に第1群～第4群と呼ぶことにする。さらに、自然堤防構成層の下に埋積し旧中州を構成する砂礫を第5群としておこう。

これら5群の地層からみて、この地点は以下のような微地形環境の変化を経たと考えられる。

第5群(扇状地帯・旧中州の時代):この地層群は、香東川の旧中州に由来するもので、高松平野に広く展開する扇状地帯を構成する堆積物である。この地層が堆積した当時、第2地点付近は河原であり、雨が降るたびに流路を変える香東川が幾筋にも分かれて分流していた。この砂礫層の形成する起伏が、高松平野の土地条件や土地利用を決定する極めて重要な役割を果たしたと考えられる。ただし、この砂礫層が堆積した時期については、確定できるだけのデータが得られていない※1。旧中州の中心は、初年度の試掘調査結果から、大池の東側を南北に延びる道路付近に想定されている。

第4群(自然堤防帯・自然堤防の時代):この地層群は、旧中州を被覆するように堆積した河川の溢流氾濫に起因したものと考えられる。第5群の地層群と比較し河川の営力が衰えたため、細粒なシルトや砂から構成されている。また、流路はやや安定し、旧河道部分は後背湿地となった。扇状地帯を被覆する自然堤防の形成時期として、縄文海進以前まで遡るものの、縄文時

※1　金田章裕(1990)「弘福寺領山田郡田図の微地形表現」高松市教育委員会編『弘福寺領山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ』所収

代後期～晩期、弥生時代前期末～中期初頭のものが知られている※2。今回の発掘調査地点では、後に詳述するように縄文後期～晩期のものの可能性が高い。堆積の中心は、前述の旧中州を構成する砂礫層の頂部と、発掘調査地点の中間に位置しているようである。

第3群（自然堤防帯・後背湿地の時代）：旧河道および自然堤防のうち相対的に低い部分が後背湿地となった。ここは微地形に合わせ狭い面積に区画された水田として利用されていた。第3群の地層は、さらに3分される。このうち下層は水田耕土、中層は溢流堆積物、上層は水田耕土である。中層の溢流堆積物は、ここでは窪地を埋積する機能しかないが、三角州帯で自然堤防として微高地を構成する地層に対応する可能性を持っている。また、第3群の地層群中にはアカホヤの集積はみとめられない。これらのことから、第3群の地層群は縄文時代晩期～弥生時代後期に属すると考えられる。もし、この考えが正しいとすれば、第4群の地層群は、縄文時代後期～晩期に堆積したものであるとみなすことができよう。

第2群（安定した耕地の時代）：第1調査地点で水路（今回の報告では畝状遺構に修正）が検出された水田耕土に対応した地層である。第2調査地点の東側のトレンチでは畠の耕土と判断される層相であった。また、この層は、中央トレンチと西側トレンチでは水田耕土と考えられた。すなわち、この地層はバラエティに富んだ土地利用をされていた。第1調査地点は、後に詳述するように、水田裏作の畠かあるいは水田から畠へと土地利用が変えられた所であった。ここについては、田図の「畠成田」に対応すると考えられる。他方、第2調査地点の相対的に微高地をなす東側トレンチ部分では、畠であった。また、相対的に低い中央トレンチおよび西側トレンチでは水田として長期間にわたり土地利用されてきたと考えられるのである。第2群の地層群の表面は、いわゆる条里型土地割のプランを示すものとみられる。概報Ⅲでは、この地層を8aと呼んでおり、古墳時代後期から13世紀にかけて安定した地表とみなしていた。この点と矛盾するデータは、現在のところ得られていない。なお、第2群の地層群を破壊して幅15～20m程度の溝状遺構が、調査区の西半で確認された。この溝状遺構については後に詳述する。

第1群（老朽水田の時代）：この地層は、中世以降現在までの水田耕土とその埋積物であった。水田耕土は、現在のものを除き、老朽化が著しく灰白色を示している。これは、18世紀初頭の様子を示す「山田郡林村順道図絵」（文化15年）に「下田」と記されていることと矛盾しない。現在の水田は、この水田耕土と比較すれば、施肥が行き届き、生産性が高くなっている

※2　瀬戸内海沿岸の臨海平野の扇状地帯では、縄文海進最盛期以前（～6400年B.P.）、5500年B.P.、3500年B.P.の砂礫層が知られている。また、三角州Ⅰa帯の場合、弥生時代中期、弥生時代後期末～古墳時代中期、三角州1b帯の場合、7世紀後半、10世紀末以降、三角州Ⅱ帯では16世紀に自然堤防の形成が進んだようである。

といえる。他方、水田を埋積するのは、布状洪水に起因した溢流堆積物と考えられる。

発掘調査地点の極微地形環境分析

発掘調査によって明らかになった地表面は、現在も含め23面存在した。1989年の調査と比較し、面数が増えたのは、中世以降の水田耕土を丹念に分層したことによる。一層ごとの特徴については、第１表に概要をまとめたので、それを参照いただきたい。

このうち最も鍵になるのは、第１地点（概報Ⅱ）において８ａとした層であり、第２地点（概報Ⅲ）の18ａにあたる。この層は、古墳時代後期から13世紀にかけて継続的に土壌化作用を受けたと推定されるものであり、田図に描かれている時期の地表面と判断される。土地利用はバラエティーに富んでおり、東側の埋没自然堤防の頂部に近い所では、畠、その西に水田でありながらが畠と考えられる場所が隣接する。そして、最も西側には水田として利用されてきたと判断される所がある。

東側の部分が畠と判断されたのは、耕土（ａ層）の土壌化が不十分で母材（ｂ層）の境界が不明瞭という現在の畠の土壌断面に極めて良く類似することによる。また、構成物の粒子が粗粒なこと、埋没微高地にあたることなどもその考えを支持する。

他方、西隣では、耕土は明らかに水田として耕作されたことのある状態を示していた。しかしながら、ここでは概報Ⅱに記述したように、およそ10ｍの間隔で平行する幅１ｍ程の溝状遺構が確認され、その性格を十分把握できないでいた。その後、大阪文化財センターが発掘調査を実施した池島・福万寺遺跡（大阪府八尾市および東大阪市）において、類似の遺構（古代面Ⅰ）が広範囲に検出された。池島・福万寺遺跡では、これらを畝とみなしている※３。ここでも、耕土は水田として利用されたことがあることを示していた。また、極微地形は埋没微高地頂部へと至る緩やかな斜面であり、大池南部の発掘調査地点と一致している。さて、水田土壌でありながら、畠の様に畝が存在することについて、次のふたつの可能性が指摘できる。すなわち、ａ．二毛作がなされており、裏作の畠の状態にあったとする考えである。文献上二毛作の確認できるのは、伊勢国において10世紀まで遡ると見られているという（黒田日出男 1980）※４。他方、ｂ．完新世段丘Ⅱ面が段丘化した結果、地目転換がはかられたとする考えである。すなわち、古代末に生じた段丘化によって、段丘面上にあたる部分では、地下水位の低下や既存の灌漑システムの機能が低下した。その結果、新品種の導入や灌漑システムの再編成など、さま

※３　大阪市文化財センター（1991）「池島・福万寺遺跡発掘調査概要 89−1〜6 調査区の概要」ただし、池島・福万寺遺跡では溝状遺構がおよそ２ｍ×10ｍの間隔になっていた。

※４　黒田日出男（1980）「日本中世開発史の研究」校倉書店

地層	粒度	色調		土壌化	堆積環境	開発	出土遺物	その他
1 a	シルト質極細砂	5Y5/1	灰	soil		現水田耕土		条里型水田
1 a′	シルト質極細砂	5Y6/1	灰	soil状		水田耕土		条里型水田
1 b	シルト質極細砂	7.5YR8/6	浅黄橙	酸化鉄	布状洪水			
2 a	シルト質極細砂	7.5Y7/1	灰白	soil		水田耕土　犂跡	染付　陶磁器	条里型水田
2 b	シルト質極細砂	10YR8/6	明黄褐	酸化鉄	布状洪水			
3 a	シルト質極細砂	7.5Y6/1	灰	soil		水田耕土　犂跡		条里型水田
3 b	シルト質極細砂	10YR7/4	ニブイ黄橙	酸化鉄	布状洪水			
4 a	シルト質極細砂	7.5Y7/1	灰白	soil		水田耕土		条里型水田
4 b	シルト質極細砂	10YR6/8	明黄褐	酸化鉄	布状洪水			
5 a	シルト質極細砂	10YR6/1	褐灰	soil		水田耕土		条里型水田
5 b	シルト質極細砂	7.5YR4/6	褐	酸化鉄	布状洪水			
6 a	シルト質極細砂	10YR6/1	褐灰	soil		水田耕土		条里型水田
6 b	シルト質極細砂	10YR6/8	明黄褐	酸化鉄	布状洪水			
7 a	シルト質極細砂	2.5Y7/3	浅黄	soil		水田耕土		条里型水田
7 b	シルト質極細砂	2.5Y7/6	明黄褐		布状洪水			
8 a	シルト質極細砂	2.5Y7/3	浅黄	soil		水田耕土		条里型水田
8 b	シルト質極細砂	2.5Y7/6	明黄褐		布状洪水			
9 a	シルト質極細砂	2.5Y7/3	浅黄	soil		水田耕土		条里型水田
9 a′	シルト質極細砂	2.5Y7/4	浅黄	soil状		水田耕土		条里型水田
9 b	シルト質極細砂	2.5Y7/6	明黄褐		布状洪水			
10 a	シルト質極細砂	10YR2/1	黒	soil	b堆積物消滅	水田耕土		条里型水田
11 a	シルト質極細砂	10YR2/1+	黒＋	soil		水田耕土		条里型水田
		10YR7/1	灰白					
11 b	シルト質極細砂	10YR7/1	灰白		布状洪水		染付　陶磁器	
12 a	シルト質極細砂	2.5Y6/1	黄灰	soil		水田　粘土採掘	土師器須恵器	近世の粘土採掘
12 b	シルト質極細砂	2.5Y7/1	灰白		溢流堆積			
13 b	シルト質極細砂	7.5Y8/1	灰白		a堆積物消滅			低い所のみ
14 a	シルト質極細砂	7.5Y8/3	淡黄	soil		水田耕土		低い所のみ
14 b	シルト質極細砂	2.5Y7/2	灰黄		溢流堆積			低い所のみ
15 a	シルト質極細砂	5Y4/1	灰	soil		水田耕土		溝状遺構中のみ
15 b	シルト質極細砂	2.5Y7/2	灰黄		溢流堆積			溝状遺構中のみ
16 a	シルト質極細砂	2.5Y7/1	灰白	soil		水田耕土		溝状遺構中のみ
16 b	シルト質極細砂	2.5Y7/2	灰黄		溢流堆積			溝状遺構中のみ
17 a	極細砂質シルト	N6/0	灰	soil		水田耕土	土師器　石鏃	溝状遺構中のみ
17 b	シルト質極細砂	7.5Y7/1+	灰白＋		溢流堆積？		弥生後期～	溝状遺構中のみ
		7.5Y3/1	オリーブ黒	soil	谷頭侵食？段丘化		10世紀	
18 a	シルト質極細砂	7.5YR3/1	黒褐	soil	長時間安定	水田・畠		条里型水田に転換
18 a′	シルト質極細砂	7.5YR4/1	褐灰	soil状		水田耕土		
18 b	細砂	2.5Y8/1	灰白		溢流堆積南東から			
19 a	シルト質極細砂	10YR6/1	褐灰	soil		水田耕土	弥生後期？？	不定形小区画
19 b	シルト質細砂	2.5Y7/1	灰白		溢流堆積南東から			
20 a	シルト質極細砂	7.5YR3/1	黒褐	soil		水田耕土	弥生前期？	定形小区画
20 a′	シルト質極細砂	10YR6/1	褐灰	soil状		水田耕土		
20 b	シルト質極細砂	2.5Y6/1	黄灰		20 c と同じ洪水			
20 c	極細砂質シルト	10YR7/8	黄橙		溢流堆積南東から			
21 a	極細砂質シルト	5Y5/1	灰	soil		水田耕土？		
21 b	極細砂質シルト	2.5Y7/2	灰白		溢流堆積南東から			
22 a	極細砂質シルト	10Y7/1	灰白	soil		水田耕土？		
22 b	極細砂質シルト	2.5Y6/1	黄灰		溢流堆積南東から			
23 a	シルト	7.5Y6/1	灰	soil		水田耕土？		
24	粗砂・シルト	N2/0+N8/0	黒＋灰白			粘土採掘穴充填		
25	シルト質細砂	N8/0	灰白			土坑充填		
26	シルト質細砂	7.5Y5/2	灰褐			溝充填		
27	シルト質細砂	2.5YR7/2	灰黄			溝充填		

第1表　第2調査区の環境変遷と土地利用

ざまな対応がなされた。水田から畠への地目転換は、その対応のひとつであったとする考えである（高橋1990）※5。ただし、米一麦の二毛作ができるようになるためには、地下水位の低いことが条件であることから、両者の違いは大きなものではない。ただし、大池南部の北地区発掘地点でも、池島・福万寺遺跡の場合でも、周辺のやや低い所には水田が広がっていたことが判明していることから、乾燥しやすい場所が畠として利用されたことは疑いない。季節的なものか、そうでないかは別にして、いずれの場合も、一面の地表面に地目の転換が認められた。田図には「畠成田」との記載があり、これが水田土壌でありながら畝をもつ土地利用を指しているのではなかろうか。

以上のような現象は、発掘調査の際にしばしば陥りがちな、1地表面―1土地利用―1時代の幻想に強く警鐘を鳴らすものと言えよう。すなわち、a．ある地表面が継続する中で土地利用の変化が起きる可能性がある。それは、水田―畠の変化に限らず建物の痕跡が存在した場合にも、同一の旧地表面において、水田土壌とみなされたりイネのプラントオパールが検出されたりすることは生じ得るのである。また、b．河川の氾濫や火山の爆発に伴う地層が堆積し、その上下に地表面が検出される場合、ふたつの地表面の間には確かに時間差があるものの、それが土器形式の変化に対応するような時間差となるかどうかは判らない。たとえば、上下の地表面の間に存在する堆積物が厚く、上の地表面が弥生時代中期に属するものだとした場合、下の地表面に積極的に時代を指示するものがなくても、弥生時代前期もしくはそれ以前の時代のものとされていないだろうか。多くの場合、火山噴出物や洪水堆積物の堆積はカタストロフィクで、それに要する時間は、考古学的にはほとんど一瞬とも言えるほど短い。他方、何千年何万年もの間、地表面が、埋積しないことも希ではない。一面、一面の地表面が洪水堆積物等ではっきりと区別され、それぞれが異なった時代に属し、固有の土地利用であればこれほど理想的なことはないが、現実には必ずしもそうではない。

さて、次に田図に描かれている時期にあたると考えられている18a（概報Ⅱ：8a）の地表面に認められる幅10m程度の溝状の欠損部分について次に検討してみたい（概報Ⅲ第14図参照）。この溝状遺構の成因については、ふたつの可能性が考えられている。すなわち、地層の断面観察からは、人工的に掘削されたか、あるいは流水によって抉りとられた可能性が高いと判断された。そして、溝状遺構を埋積する地層の最下部は、水が流れたことを示す堆積構造をもっていた。それは、埋積の途中に時間間隙があり、水田として利用されたことを示すものと考えられた。ただし、この耕土層は灰色を呈しており、これより下層の水田耕土が黒色を示すのと明らかに異質である。この溝状遺構の埋積物中には、弥生時代後期、古墳時代後期、および10世紀頃の遺

※5　高橋　学(1990)「微地形環境分析からみた条里遺構年代決定の問題点」条里制研究 6

物が包含されていた。

この溝状遺構は、報告ⅢのE字型トレンチの西側半分では明瞭に確認できたものの東側では、幅2 *m*ほどの溝状遺構しか検出できなかった。また、トレンチから南40 *m*離れた土木工事現場の地層断面において、溝状遺構は確認されなかった。さらに、1990年度発掘調査区でも同様の遺構は検出されていない。したがって、今までの所、溝状遺構がたまたまトレンチにかからない所に存在することを全く否定はできないものの、その可能性は低いと言わざるを得ないのである。この溝状遺構は、a．旧河道の様に細長く連続するものではない。むしろ、b．土坑状の凹地、あるいはc．侵食谷の谷頭部分を見ている可能性が高い。人工的な掘削に起因するものとすれば、溜池あるいは水がかりを良くするための地下げが考えられる。また、自然的には河川の破堤によって形成される舟底形の凹地（クレバス、押堀、落堀）の可能性がある。ただし、クレバスは自然に形成された後に溜池に利用されることがあり、この場合には識別が困難になる。

次に、以上見てきた溝状遺構と呼んでいたもの（以下混乱を避けるために便宜的に溝状遺構と呼び続ける）の成因に関する考えの長所短所を検討してみたい。

河道説：溝状遺構の底に流水堆積物がみとめられることは説明できる。しかし、それが河床堆積物でないことや掘り込みの深さが非常に浅いこと、あるいは上流側に連続しない点に問題がある。

溜池説：水不足に悩む瀬戸内海沿岸などの平野では、中世に起源を持つ小規模な溜池が掘削されたことが知られている。たとえば、奈良県の唐古池などの様に条里型土地割の水田を掘削・築堤したものがある。しかしながら、それらは周囲の水田を灌漑するために微高地に築造されており、相対的に凹地に位置する今回の溝状遺構とは性格を異にする。また、高松平野の「出水」にあたるものも各地で知られている。これらは、弥生時代にまで遡るものが知られており、発掘調査で検出された場合、「溜井」と呼ばれることが多い。しかしながら、溝状遺構では積極的な湧水があった証拠は見つかっていない。

地下げ説：水がかりを良くするために、人為的掘削したと考えた場合、溝状遺構の平面形が方形に近いことや底が浅いことなどの点で都合が良い。しかしながら、溝状遺構の底に土壌化した耕土が存在しないことや、溝状遺構の底に堆積している流水の影響を受けた砂（17層）の説明ができない。

クレバス説：溝状遺構の形態やその底の堆積物については説得力がある。しかしながら、クレバスを形成した河川が近くに存在していないことが弱点になる。

侵食谷谷頭説：頭部侵食によって下流側から延びてきた侵食谷であるとすると、溝状遺構の形態、溝底堆積物の点で問題がない。また、先述した完新世段丘Ⅱ面の成立といったことと、

頭部侵食の活発化は整合的と言えよう。さらに、頭部侵食が進行するのに、人工的に掘削された溝が誘因となったと考えれば、溝状遺構の方形の平面形や、東部の幅の狭い溝との関係も説明できる。これと同様な事例については、大阪府堺市の石津川流域で知られている（高橋1990）※6。以上の点からみて、現時点までのデータによる限るは、侵食谷谷頭説が最も説得力があるように思われる。

さて、この溝状遺構について金田章裕（1989、1990）※7は、田図の記載内容の検討から「佐布田」に比定される可能性があると報告している。これまでの多くの研究が、「佐布田」を「佐古田」と考え、低湿な土地条件を示す旧河道あるいはそれが埋積された後背湿地と見なしてきたのと異なっている。これらのどちらの考えを是とするかについては、データの集積が十分でなく、今後の課題としたい。

おわりに

今回の報告では、高松平野の地形環境に関わる新知見の概要を大観した。また、1989年度に実施された大池南部に位置する北地区の発掘調査の成果に基づいて、微地形分析と極微地形分析を実施した。

その結果、古墳時代から古代末にかけて安定していた地表面に田図の「畠成田」に比定される畝の存在が明らかになった。また、同地表面を刻む溝状遺構については、侵食谷の谷頭部分と判断された。そして、その形成には完新世段丘Ⅱ面の段丘化によって、人工的に掘削されていた溝が、侵食された可能性が考えられた。ただし、これが田図の「佐布田」にあたるかどうかについては、データ不足のため判断を保留した。

※6　前掲註5

※7　金田章裕（1989）「弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン」高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ』

金田章裕（1990）「　〃　」高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域 発掘調査報告Ⅲ』

第５節　高松平野におけるプラント・オパール分析　その３

―平成元年度調査区―

外　山　秀　一

1.　はじめに

地形環境分析の成果[1)]を採用した新しい視点から、プラント・オパール分析が各地の遺跡において進められ、農耕の起源とその波及や農耕様式といった農耕の諸問題の解明のみならず、地形と土地条件や土地利用との関係など、その有効性は次第に確立されつつある[2)]。

ここ高松平野においても、水稲農耕の起源に関する試・資料や微地形と土地条件の変化や土地利用との関係など、平野の古環境を具体的に示す資料が徐々に得られている[3)]。弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下田図）の比定地にあたる昭和63年度の第Ｉ調査区においては、弥生時代後期以前の層準からイネのプラント・オパールが検出され[4)]、３面の不定形小区画の水田址が発掘される[5)]とともに、田図に示される時期の層準と当時の土地条件が明らかになった[6)]。

前年度の調査の成果をうけて、平成元年度の調査区はその南西側に選定され[7)]（第27図）、第１～第４トレンチ（第28図）において発掘が実施された。両調査区はともに完新世段丘面Ⅱ[8)]の扇状地帯Ｉ[9)]にあたり、埋没旧中州を被覆する埋没自然堤防の縁辺に位置する[10)]。

発掘調査に先立ち、第２トレンチ東壁南側の微高地と溝状遺構の３地点でプラント・オパール分析用の試料を採取した（第29図）。本稿では、分析の結果に基づき、また微地形や地層の堆積状況を踏まえつつ、各地点の土地条件の変化と土地利用の違いについて比較検討する。

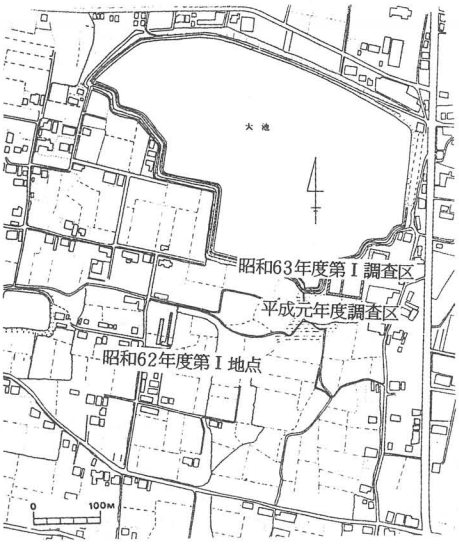

第27図　発掘調査区（高松市教育委員会1990に加筆）

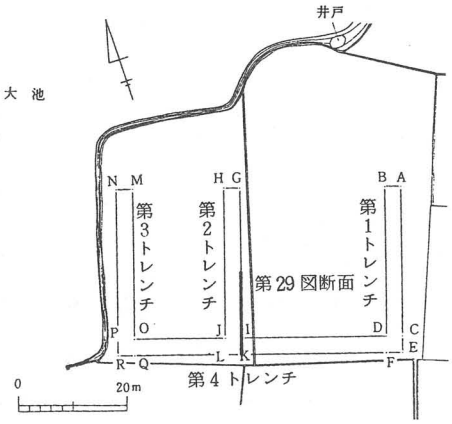

第28図　トレンチ設定図（高松市教育委員会1990に加筆）

2. 地層の堆積状況と溝状遺構

第２トレンチ東壁南側の地層の堆積状況は、第29図のとおりである。発掘調査においては、１層～９層、11層・12層の各上面より条里型の水田が、また18層上面では調査区を東西方向に溝状遺構が、さらに19層と20層の上面より弥生時代とされる小区画水田などが検出されている[11]。溝状遺構は、調査区南半部の第２～第４トレンチにかけて広がる浅い凹地状のものと、そのほぼ中央部の幅約２ *m* のものとに分けられる（第29図）。ここでは、前者を溝状遺構(1)（広義の溝状遺構）、後者を溝状遺構(2)（狭義の溝状遺構）とする。

ところで、Ａ地点でみられる18層は、Ｂ地点では19層とともに欠如している（第29図）。なおこれらの解釈については、次の二つの考え方がある。一つは①溝状遺構が形成された際にＢ地点では18層と19層が削剝され、16層が20層を覆ったとする考え方であり、いま一つは②Ｂ地点ではもともと18層と19層は堆積せず、20層を直接16層が被覆したとする考え方である。

さらに、Ｂ地点の20ａ層の上面は、(a)20層堆積後16層が覆うまでの地表面と、(b)20層堆積後ならびに18層と19層の削剝後16層の被覆を受けるまでの二時期の地表面を併せもっている場合とがある。

こうした18層と19層はその他のトレンチにおいては確認されることから、第２トレンチの南半部では両層の堆積後にそれらが削剝され、その後16層による被覆を受けたとみるべきであろう。すなわち、Ｂ地点の溝状遺構の形成と地層の堆積は、前述の①と(b)の状況を示していることになる。したがって、Ｂ地点の16層ならびにＣ地点の16層と17層は、Ａ地点の18層とＢ地点の20ａ層の一部を切り込んで形成された溝状遺構の(1)と(2)を埋積する地層である。さらに、Ａ地点付近では16ａ層が18層の一部を被覆することから、Ａ地点の18ａ層層準は、Ｃ地点の17層とＢ・Ｃ地点の16層の堆積期の一時期を含んでいることになる。

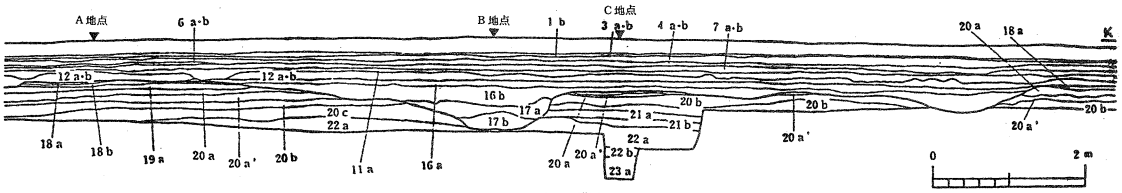

第２トレンチ 東壁土層図

1a′	灰色シルト質極細砂	5Y5/1	soil
1a	灰色シルト質極細砂	5Y6/1	soil
1b	浅黄橙色シルト質極細砂	7.5YR8/6	酸化鉄
2a	灰白黄シルト質極細砂	7.5Y7/1	soil
2b	明黄褐色シルト質極細砂	10YR8/6	酸化鉄
3a	灰色シルト質極細砂	7.5Y6/1	soil
3b	にぶい黄橙色シルト質極細砂	10YR7/4	酸化鉄
4a	灰白色シルト質極細砂	7.5Y7/1	soil
4b	明黄褐色シルト質極細砂	10YR6/8	酸化鉄
5a	褐灰色シルト質極細砂	10YR6/1	soil
5b	褐色シルト質極細砂	7.5YR4/6	酸化鉄
6a	褐灰色シルト質極細砂	10YR6/1	soil
6b	明黄褐色シルト質極細砂	10YR6/8	酸化鉄
7a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
7b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
8a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
8b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
9a′	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/3	soil
9a	浅黄色シルト質極細砂	2.5Y7/4	soil状
9b	明黄褐色シルト質極細砂	2.5Y7/6	
10a	黒色シルト質極細砂	10YR2/1	soil
11b	黒色＋灰白色シルト質極細砂	10YR2/1＋10YR7/1	soil
11b	灰白色シルト質極細砂	10YR7/1	
12a	黄灰色シルト質極細砂	2.5Y6/1	soil
12b	灰白色シルト質極細砂	2.5Y7/1	
13	灰白色シルト質極細砂	7.5Y8/1	
14a	淡黄色シルト質極細砂	7.5Y8/3	
14b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
15a	灰色シルト質極細砂	5Y4/1	soil
15b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
16a	灰白色シルト質極細砂	2.5Y7/1	soil
16b	灰黄色シルト質極細砂	2.5Y7/2	
17a	灰色極細砂シルト	N6/0	soil
17b	灰白色＋オリーブ黒色シルト質極細砂	7.5Y7/1＋7.5Y3/1	
18a′	黒褐色シルト質極細砂	7.5YR3/1	soil
18a	褐灰色シルト質極細砂	7.5YR4/1	soil
18b	灰白色細砂	2.5Y8/1	盤流氾濫
19a	褐灰色シルト質極細砂	10YR6/1	soil
19b	灰白色シルト質細砂	2.5Y7/1	盤流氾濫
20a′	黒褐色シルト質極細砂	7.5YR3/1	soil
20a	褐灰色シルト質極細砂	10YR6/1	
20b	黄灰色シルト質極細砂	2.5Y6/1	
20c	黄橙色極細砂シルト	10YR7/8	
21a	灰色極細砂シルト	5Y5/1	soil
21b	灰白色極細砂シルト	2.5Y7/2	
22a	灰白色極細質シルト	10Y7/1	グライ化
22b	黄灰色極細質シルト	2.5Y6/1	
23a	灰色シルト	7.5Y6/1	
24	黒色粗砂＋灰白色シルト	N2/0＋N8/0	粘土採集充塡
25	灰白色シルト質細砂	N8/0	土坑充塡
26	灰褐色シルト質細砂	7.5Y5/2	溝充塡
27	灰黄色シルト質細砂	2.5YR7/2	溝充塡

第29図　地層の堆積状況と試料採取地点（高松市教育委員会1990に加筆）

3. 試料の採取

プラント・オパール分析用の試料の採取は、第2トレンチ東壁南側のA～C地点でおこなった。A地点は微高地、B地点は微高地と溝状遺構(1)の一部、そしてC地点は溝状遺構(2)を構成する地層である。試料はA地点で11、B地点で16、C地点で6の計33を採取した。なお、旧地表面を認定するために、試料の採取は細分された地層の上部でおこなった。

4. 分析の方法

定量分析法による試料の処理は、藤原(1976)[12]に基づき、絶対乾燥—重量測定・仮比重測定—ガラス・ビーズの混入—ホモジナイザーによる分散—ストークス法による細粒物質の除去—乾燥の順序でおこない、オイキット液によりプレパラートを作成した。プラント・オパールの分類学的検討は、400倍ないし600倍の偏光顕微鏡下で、主にイネ科の機動細胞プラント・オパールの形態分類に基づいておこなった。

そして、検出されたガラス・ビーズ(300個)とプラント・オパールとの比率から、試料1gあたりの各プラント・オパールの個数ならびに総数を求めた。さらに、イネ、ヨシ属、ウシクサ族ならびにタケ亜科については、地上部全ての重さ(乾物重)を層厚1㎝・面積10aあたりの検出量で示した。なお、タケ亜科の分類については、主に杉山・藤原(1986)[13]、杉山(1987)[14]によった。

プラント・オパール分析の結果を、第30図～第32図のA(検出数)とB(検出量)、ならびに第33図に示す。

5. 結　　果

A地点

主に機動細胞プラント・オパールの層位的産状に基づく群集帯は、a帯～d帯に区分される。

a帯(試料11)

全般的に検出数と量は少なく、ヨシ属やウシクサ族が僅かに検出されるにすぎない。

b帯(試料7～10)

検出数と量に著しい変化がみられ、ネザサ節型やオカメザサ属型を始めとしてメダケ節・ヤダケ属型、ナリヒラダケ属型などのタケ亜科が増加・急増し、またウシクサ族などの機動細胞プラント・オパールの増加もみられる。その他には、棒状細胞の鋸歯状を示すいわゆる結合細胞の増加が著しく、さらに棒状細胞の角状も増加傾向を示して検出総数は急増する。そして、これらは19a層の試料7でピークを示す。他方、20a′層の試料9では僅かではあるがイネが一時的に増加する。

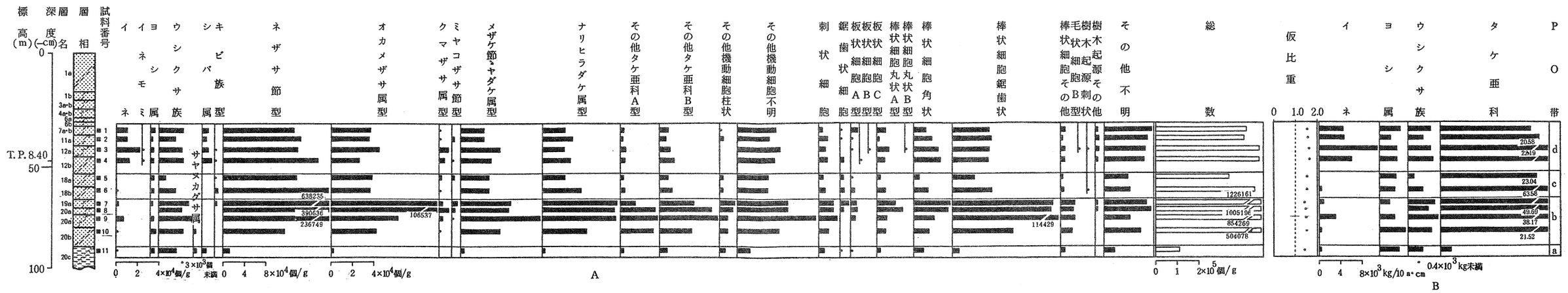

第30図　プラント・オパール分析結果　A地点

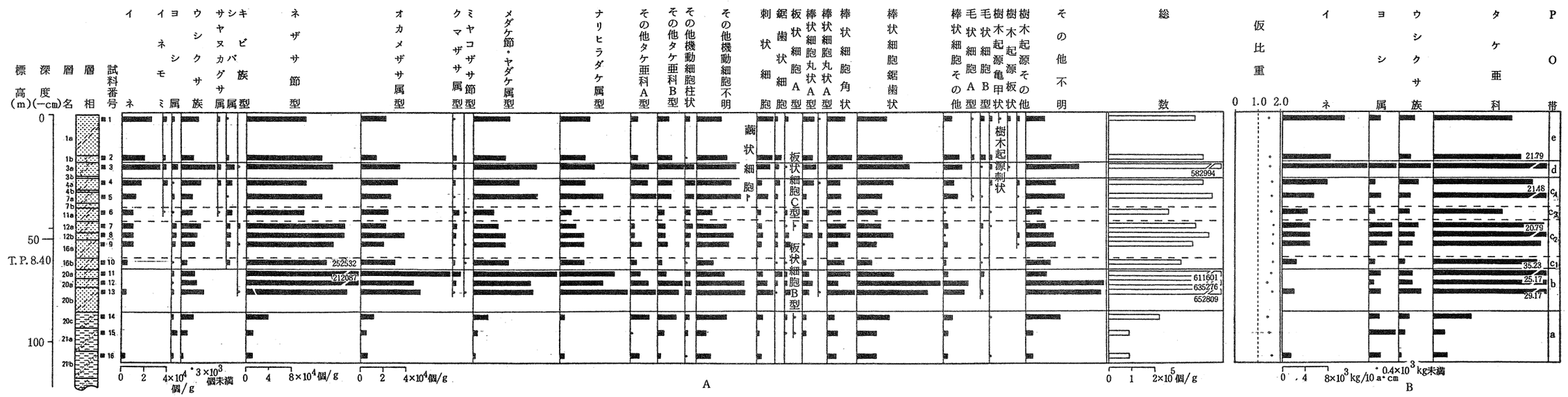

第31図　プラント・オパール分析結果　B地点

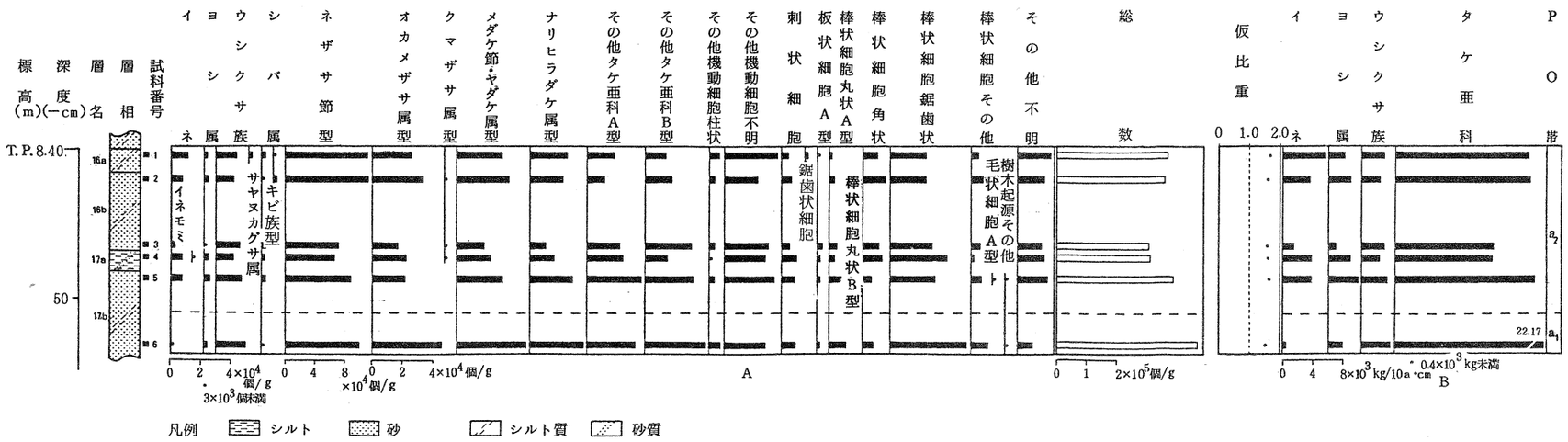

第32図　プラント・オパール分析結果　C地点

層名	試料番号	時代時期	PO帯	特徴	土地条件（試料採取地点及びその近辺）	地形変化
7a	1	近代～近世	d	タケ亜科の高出現 イネの増加	安定、高燥	微高地縁辺
11a	2					
12a	3	中世初頭～古墳後期末				
12b	4					
18a	5		c	検出数の減少	やや不安定、高燥	
18b	6					
19a	7	弥生後期以前？	b	全般的に検出数と量の増加・急増 タケ亜科の急増 ウシクサ族その他の増加	安定、高燥	微高地の形成（洪水）
20a	8	弥生前期？				
20a'	9					
20b	10					
20c	11		a	全般的に検出数と量僅少	不安定	

A地点

層名	試料番号	時代時期	PO帯	特徴	土地条件（試料採取地点及びその近辺）	地形変化
1a	1	現代	e	全般的に検出数・量の減少	安定、比較的高燥	微高地縁（二次堆積）辺
1b	2					
3a	3	近代～近世	d	全般的に検出数・量の増加	安定、高燥	
4a	4		c_4	タケ亜科の増加		
7a	5					
11a	6		c_3	タケ亜科の減少	やや不安定、比較的高燥？	
12a	7	中世初頭～古墳後期末？	c_2	全般的に検出数・量の微増 イネの増加	安定、高燥	
12b	8					
16a	9					溝状遺構の埋積
16b	10		c_1	全般的に検出数・量の減少	やや不安定、高燥	溝状遺構の形成
20a	11	弥生前期？	b	全般的に検出数と量の増加・急増 タケ亜科の急増	安定、高燥	微高地の形成（洪水）
20a'	12					
20b	13					
20c	14		a	全般的に検出数・量僅少	やや不安定、比較的高燥	
21a	15					
21b	16					

B地点

層名	試料番号	時代時期	PO帯	特徴	土地条件（試料採取地点及びその近辺）	地形変化
16a	1	中世初頭～古墳後期末	a_2	タケ亜科の減少とその他の安定した出現	安定、比較的高燥？	溝状遺構の埋積
16b	2					
	3					
17a	4					
17b	5					
	6		a_1	タケ亜科の高出現	安定、高燥？	溝状遺構の形成

C地点

第33図　分析の結果

c帯（試料5・6）

b帯において増加・急増したプラント・オパールの全てが減少して、検出総数が急減するが、タケ亜科の検出量は依然として高い値を示す。

d帯（試料1～4）

ネザサ節型は減少傾向を示しながらも高出現する。また、その他のタケ亜科やウシクサ族、棒状細胞の角状と鋸歯状などがc帯に引き続き安定して出現する。その一方ではイネの増加がみられ、3a層の試料3では検出量が一時的に増える。

B地点

プラント・オパール群集帯はa帯～e帯に区分され、c帯はさらにc_1帯～c_4帯の4亜帯に細分される。

a帯（試料14～16）

全般的に検出数と量は少なく、棒状細胞の鋸歯状が僅かながら安定した出現を示す。

b帯（試料11～13）

A地点のb帯と同様に、ネザサ節型を始めとしてオカメザサ属型やメダケ節・ヤダケ属型、ナリヒラダケ属型などのタケ亜科の機動細胞と棒状細胞の鋸歯状が他の分類群にくらべて著しく多く、検出総数と量が急増する。

c帯（試料4～10）

c_1帯（試料10）では、検出数と量が全般的に減少し、とりわけネザサ節型を始めとするタケ亜科の減少が顕著である。c_2帯（試料7～9）になると、イネを始めとして全般的に検出数と量が僅かながら増加する。c_3帯（試料6）では、タケ亜科の減少が目立ち検出総数も減る。c_4帯（試料4・5）になると、c_3帯で減少したタケ亜科は回復し、全般的に増加傾向がみられる。

d帯（試料3）

タケ亜科はc_4帯に引き続き安定した出現傾向を示し、イネを始めとしてヨシ属やウシクサ族、その他の分類単位の増加がみられる。

e帯（試料1・2）

試料2で検出数と量が全般的に減少するが、その後はいずれも安定した出現傾向を示す。

C地点

プラント・オパール群集帯はa帯のみであるが、それはさらにa_1帯（試料6）とa_2帯（試料1～5）に細分される。17b層下部のa_1帯では、ネサザ節型やオカメサザ属型、メダケ節

・ヤダケ属型、ナリヒラダケ属型などのタケ亜科の機動細胞と棒状細胞の鋸歯状が高出現する。17b層上部のa_2帯の試料5になると、タケ亜科の機動細胞やその他の分類群が僅かに減少するが、その後層位による大きな変化は認められず安定した出現を示す。また、16a層から17b層の各層の上部で、イネの増加が認められる。このように、17b層の上部と下部ではプラント・オパールの出現傾向が異なる。

6. 考　　察

(1) 土地条件の変化

平成元年度の調査区は、昭和63年度と同様に埋没旧中州を被覆する埋没自然堤防の縁辺に位置する[15]。ここでは、3地点の地層の堆積状況と土地条件の変化について比較検討する。

まずA・B両地点のa帯層準では、プラント・オパールの検出数と量は少なく、不安定な状況であったとみることができる。当調査区が洪水の影響を直接受けるのは、20層ならびに21層の堆積期においてであり、かかる時期に地形の改変が生じ、自然堤防状の微高地が形成されたとみられる。

こうした微高地上が安定期を迎えるのは、b帯層準になってからである。A地点では、b帯層準の19層と20層の上部においてネザサ節型やオカメザサ節型を始めとするタケ類のしめる割合が高くなり、検出総数と量が急増する。また、B地点の20層上部においても同様の出現傾向を示すことから、両地点の20層は同一層準とみなしてよい。さらに、A地点の19a層と20a層、B地点の20a層の各層では土砂の搬入の痕跡がなく、またプラント・オパールの検出量から判断すると、それらの上面は旧地表面として極めて安定しており、とりわけ20層は長期にわたり土壌化を受けていたと解される。ただし、前稿（外山1989）[16]でもふれたように、プラント・オパール分析結果の解釈の際には様々な前提条件を要する。人為的な植物混入の有無の判断は難しく、土地に対する人為的な働きかけについては今後さらに検討しなければならない。

ところで、A地点の18a層は昭和63年度第Ⅰ調査区の8a層と同一層とされる安定した地層で[17]、その時期は古墳時代末～中世初頭までを示す[18]。したがって、A地点の12層と18層層準、B地点の12層と16層層準、さらにはC地点の16層と17層層準は、上記の時期の間のいずれかにあたるとみられる。

また、C地点ではかかる時期に溝状遺構(2)の形成をみるが、遺構内はその後シルト質極細砂と極細砂質シルトで充塡される。古墳時代末以降、安定した時期が長期にわたり継続したとすれば、溝状遺構内も徐々に周囲の影響を受けたと考えられ、微高地はもとより溝壁からのプラント・オパールの流入や混入も予想されるところである。

前述のごとく、C地点の17b層の上部と下部におけるプラント・オパールの出現傾向は異なる。

17ｂ層下部にあたる試料６ではタケ類の検出量は多いがイネは少ないことから、溝状遺構⑵形成後の溝底を埋積した地層の一部は、20層からの流れ込みや落ち込みによるものとみなされる。

このように、溝状遺構内の堆積物の一部は微高地上や溝壁から供給されたことも踏まえなければならず、その土地条件は必ずしも高燥であったとは限らない。

その後、Ａ地点のｄ帯層準とＢ地点のc_4帯～ｅ帯層準では、タケ亜科やイネを始めとして検出量が増加し安定した土地条件になるが、こうした傾向は昭和63年度の調査区においても同様に確認されている[19]。播磨灘や大阪湾沿岸の平野を中心とした地域においては、古代末頃に地形の変化が生じ、完新世段丘面Ⅱの形成されたことが知られる[20]。当地域は完新世段丘面Ⅱの扇状地帯Ⅰに位置することから、段丘の形成による土地条件の安定化がその要因の一つにあげられる[21]。したがって、上記の結果は、段丘化に伴って扇状地帯への土砂の供給が断たれ安定した土地条件になったことを示すものであり、当地域はその後香東川本流の洪水を直接受けることなく安定した土地条件が継続したとみられる。Ａ・Ｂ両地点のこうした分析の結果は、前述の推定の傍証ともなろう。

なお、Ｂ地点の11ａ層のc_3帯層準ではプラント・オパールが全般的に減少し、それらの出現傾向に一時的な変化がみられる。第２トレンチ西側の12ａ層上面においては、粘土採集跡が２ケ所で確認されており[22]、また地層の観察の結果、11ａ層中には黒色のシルト塊が混入していることから、同層は整地の際の二次堆積物の可能性が高い。

⑵　溝状遺構の形成と土地利用

ところで、田図に示される時期は、当調査区では12層～18層層準のいずれかにあたるとみられる。よってここでは、微高地上のＡ地点ならびに溝状遺構の⑴と⑵が形成されそれが埋積されるまでのＢ地点とＣ地点の土地利用の状況を比較検討することにしたい。

３地点のイネの検出状況をみると、まずＡ地点ではｂ帯の20ａ′層層準で一時的に増加するものの、安定した出現傾向を示すのはｄ帯層準の12層以浅になってからである。前述のごとく、Ａ地点の18層上面は溝状遺構が形成された後16層がそれを充塡し、さらに12層の被覆を受けるまでの間の旧地表面とみられる。したがって、18層堆積後はやや安定して高燥な土地条件であったことが考えられる。しかしながら、同層からのイネの検出は極めて少なく、その上面で稲作の営まれた可能性は低い。また同層の上面では、溝や畝痕、犂痕などが検出されており、一部では畠地であった可能性も指摘されている[23]。

これに対して、Ｂ地点ではイネは全ての群集帯で確認されるが、増加傾向がみられるのはｃ帯の16層以浅になってからである。当地点では18層と19層が堆積した後に両層を削剝して溝状遺構が形成されており、その埋土層である16層が20層を覆っている。ゆえに２０ａ層は、同層堆積後の時期と18層と19層の削剝後16層の埋積を受けるまでの二時期の旧地表面の状況を併せ

もっていることになる。また、そこでのイネは未検出であり、A地点と同様に当時の微高地上での稲作の痕跡は認められない。

さらに、C地点ではa_2帯の17b層上部でタケ亜科が減少し、また16a層～17b層各層の上部層準ではイネが安定して出現する。これは同層準であるB地点の16層層準とほぼ同様の結果を示しており、かかる出現傾向はC地点の溝状遺構(2)やB地点の溝状遺構(1)すなわち微高地の一部を被覆した16層堆積後に顕著になる。このように、分析の結果は溝状遺構が埋積する過程において稲が栽培されたことを示唆するものであり、それはまた溝状遺構がある程度埋まった段階で水田化されるという発掘成果[24]と矛盾しない。

以上のことから、安定した微高地上にあたるA地点の18層上面での稲の栽培を積極的に肯定することは難しい。他方、溝状遺構の(1)と(2)が形成されたB地点とC地点では、その埋積過程において稲作が営まれたとみることができる。

7. おわりに

以上のように、当調査区のA～C地点における地層の堆積状況と土地条件の変化が明らかになった。また、同層準と考えられる地層においてもイネの出現傾向は異なり、微高地上と溝状遺構内における土地利用の違いが認められた。今後は、これらの違いを空間的にさらに広げて検討する必要がある。

ところで、第1トレンチの19a層上面では不定形小区画水田が、また第1と第4トレンチ東側の20a層上面では定形の小区画水田が、自然堤防から後背低地にいたる緩傾斜地に造られている[25]。しかしながら、第2トレンチの同層準におけるイネのプラント・オパールは僅少もしくは未検出である。このことは、ほぼ同一時期と考えられる地表面においても、微地形の違いにより土地の利用状況が異なることを示している。

また、昭和63年度の第Ⅰ調査区その他で検出された水田址の形態の類似性から、前者は弥生時代後期以前に他方後者は同前期に比定されている[26]。A地点では20a′層や20b層ならびに20c層、B地点では20b層や21b層においてもイネのプラント・オパールは検出される。
ゆえに、弥生時代前期と同時期およびそれ以前において、当地域には稲が存在していたことになるが、19a層と20a層からの遺物の検出はない。また、水田形態の違いは時期のそれではなく地形や水利に制約を受けることから、それらの時期決定については慎重な検討を要する。

なお、B地点とC地点における溝状遺構の分布とイネの検出状況を考えあわせるならば、田図に示される「佐布田」に相当する可能性が考えられ、プラント・オパール分析の結果は、「佐布田」の比定とその状況についての検討材料を提供したといえる。また、田図にみられる「畠」や「畠成田」、「佐布田」における土地利用の違いとその広がりや土地利用ごとのイ

ネの検出量の違い、さらには“佐布田”の意味するところなどについては、今後さらに検討する必要がある。現在、他地点で得られた新たな試料を用いて同様の分析を進めており、かかる点については次報において詳述することにしたい。

註

1) 高橋　学（1990）「遺跡発掘のための地形環境分析」帝京大学山梨文化財研究所報　第10号
その他、高松市における弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡の調査や滋賀県の中主町内遺跡の分布調査など、高橋による一連の研究がある。

2) a 外山秀一（1989）「遺跡の立地環境の復原－滋賀、比留田法田遺跡・湯ノ部遺跡を例に－」帝京大学山梨文化財研究所研究紀要　第１集
b 外山秀一（1990）「プラント・オパール分析からみた歴史時代の土地条件」条里制研究　第６号
c 中山誠二・外山秀一（1990）「プラント・オパールから中部日本の稲作の起源をさぐる」前掲１）
d 外山秀一・中山誠二（1990）「中部日本における稲作農耕の起源とその波及（序論）－プラント・オパール土器胎土分析法による試み－」帝京大学山梨文化財研究報告　第３集

3) a 外山秀一（1988）「高松平野における花粉分析ならびにプラント・オパール分析　その１－太田地区周辺試掘調査第13地点－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）
b 外山秀一（1989）「高松平野におけるプラント・オパール分析　その２－昭和63年度第Ⅰ調査区－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

4) 前掲 3) b

5) 中西克也（1989）「調査の概要・調査の結果」前掲 3) b

6) 前掲 3) b

7) 中西克也（1990）「調査概要・調査の成果」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

8) 高橋　学（1990）「地形環境分析からみた条里遺構年代決定の問題点」前掲 2) b

9) 高橋　学（1987）「高松平野の地形環境分析Ⅰ」高松市教育委員会『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』（太田第２土地区画整理事業にともなう遺跡詳細分布調査）

10) 高橋　学（1989）「高松平野の地形環境分析Ⅲ」前掲 3) b

11) 前掲 7)

12) 藤原宏志（1976）「プラント・オパール分析法の基礎的研究(1)－数種イネ科植物の珪酸体標本と定量分析法－」考古学と自然科学　９号

13) 杉山真二・藤原宏志（1986）「機動細胞珪酸体の形態によるタケ亜科植物の同定－古環境推定の基礎資料として－」考古学と自然科学　19号

14) 杉山真二（1987）「タケ亜科植物の機動細胞珪酸体」富士竹類植物園報告　31号

15) 前掲 10)

16) 前掲 3) b

17) 前掲 7)

18) 前掲 5)

19) 前掲 3) b

20) 前掲 8)

21) 高橋　学（1988）「高松平野の地形環境分析Ⅱ」前掲 3) a

22) 前掲 7)

23) 前掲 7)

24) 前掲 7)

25) 前掲 7)

26) 前掲 7)

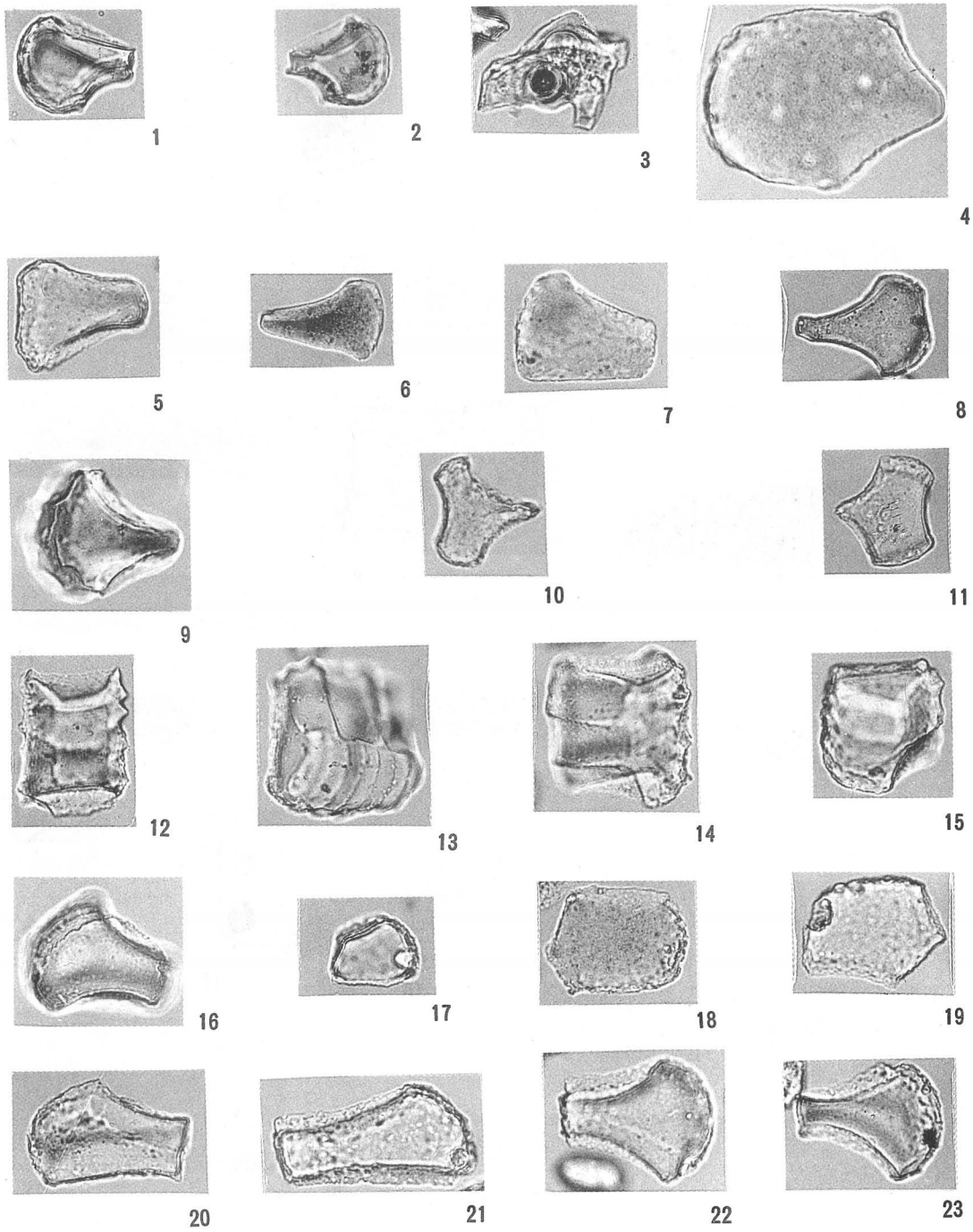

1・2　イ　ネ　　3　イネモミ　　4　ヨシ属
5～8　ウシクサ属　　9　サヤヌカグサ属　　10・11　シバ属
12・13　ネザサ節型　　14・15　タケ亜科B型　　16・17　オカメザサ属型
18・19　クマザサ属型　　20～23　メダケ節・ヤダケ属型　　(×200)

写真1　プラント・オパール(1)

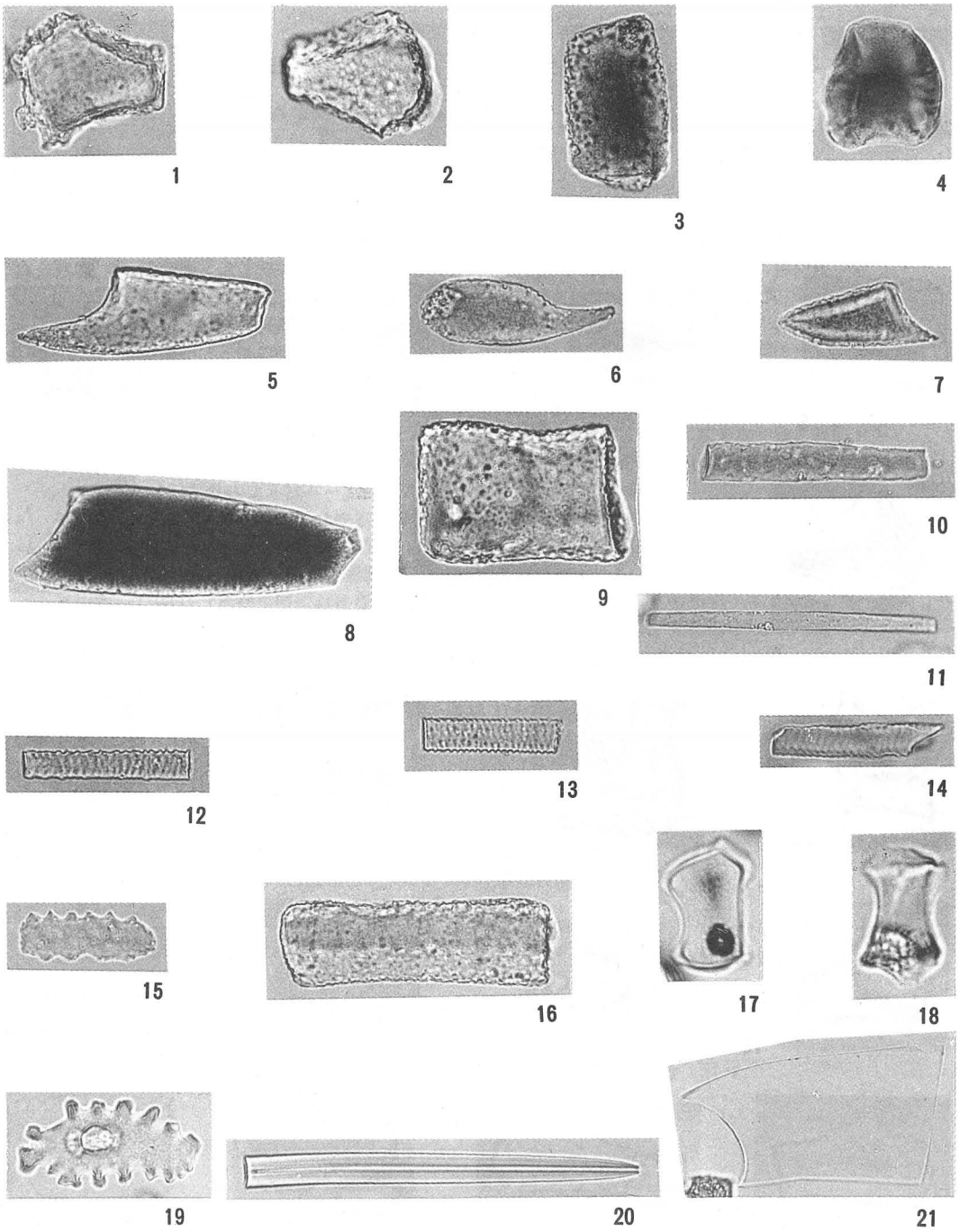

1・2　ナリヒラダケ属型　3　機動細胞柱状　4　機動細胞不明
5～8　刺状細胞　9　板状細胞A型　10・11　棒状細胞丸状A型
12～14　棒状細胞丸状B型　15　棒状細胞鋸歯状　16　棒状細胞角状
17～19　不明　20　動物珪酸体　21　火山ガラス
(17・18×400、21×100、その他×200)

写真2　プラント・オパール、その他(2)

図　　版

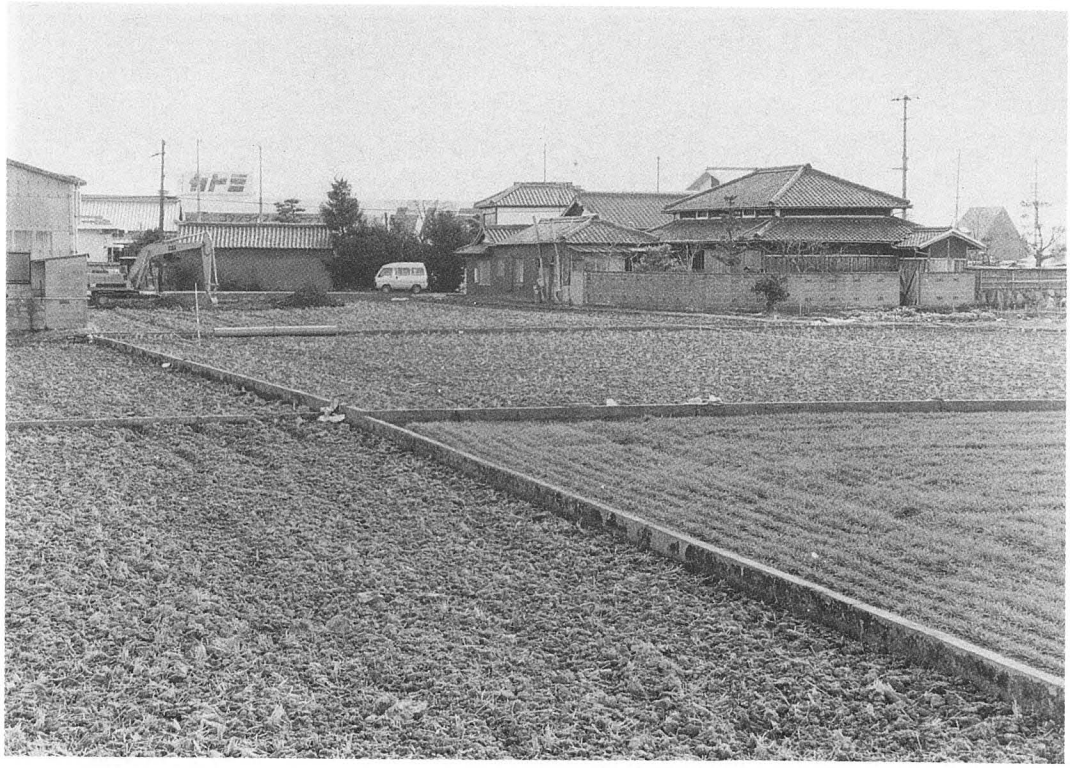

(1) 平成 2 年度発掘調査前（北西側より）

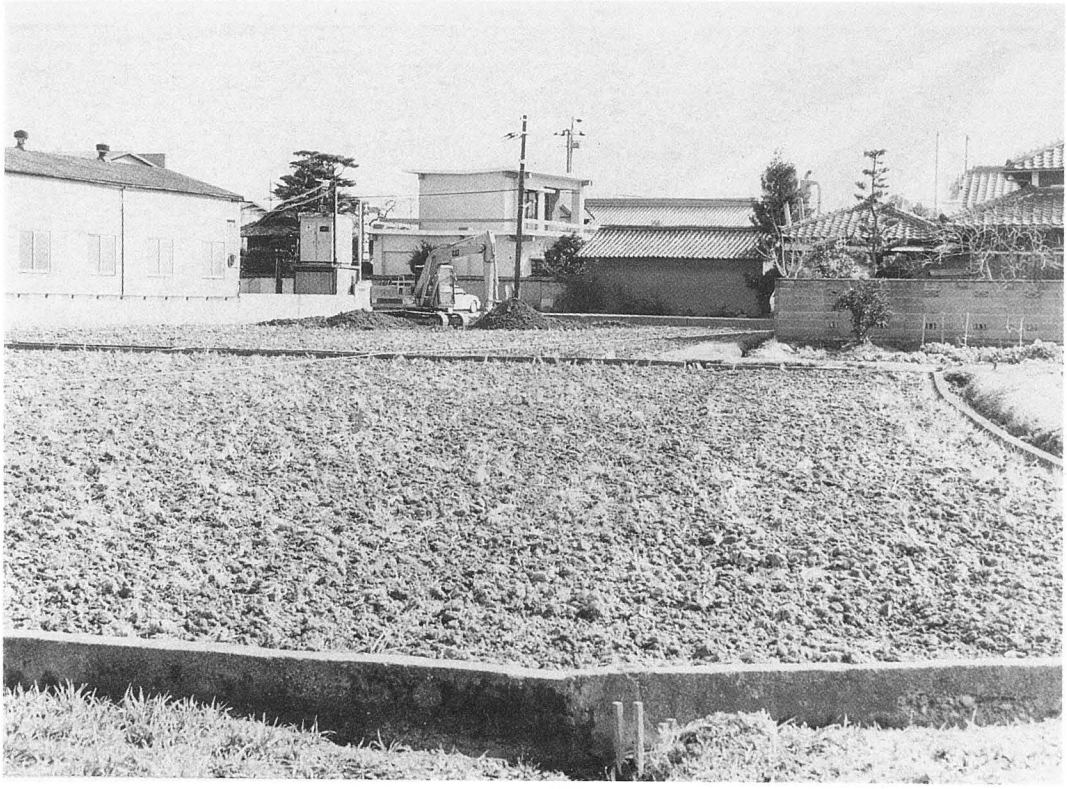

(2) 平成 2 年度発掘調査前（西側より）

図版 2

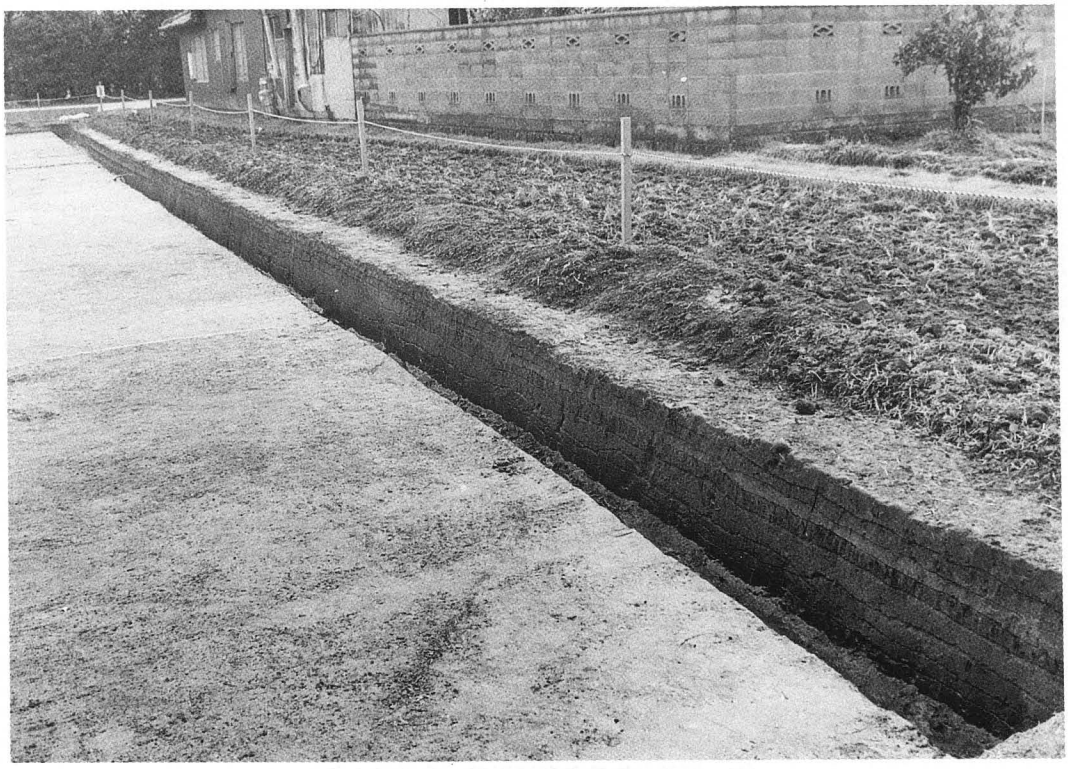

(1) 第 1 トレンチ南壁土層

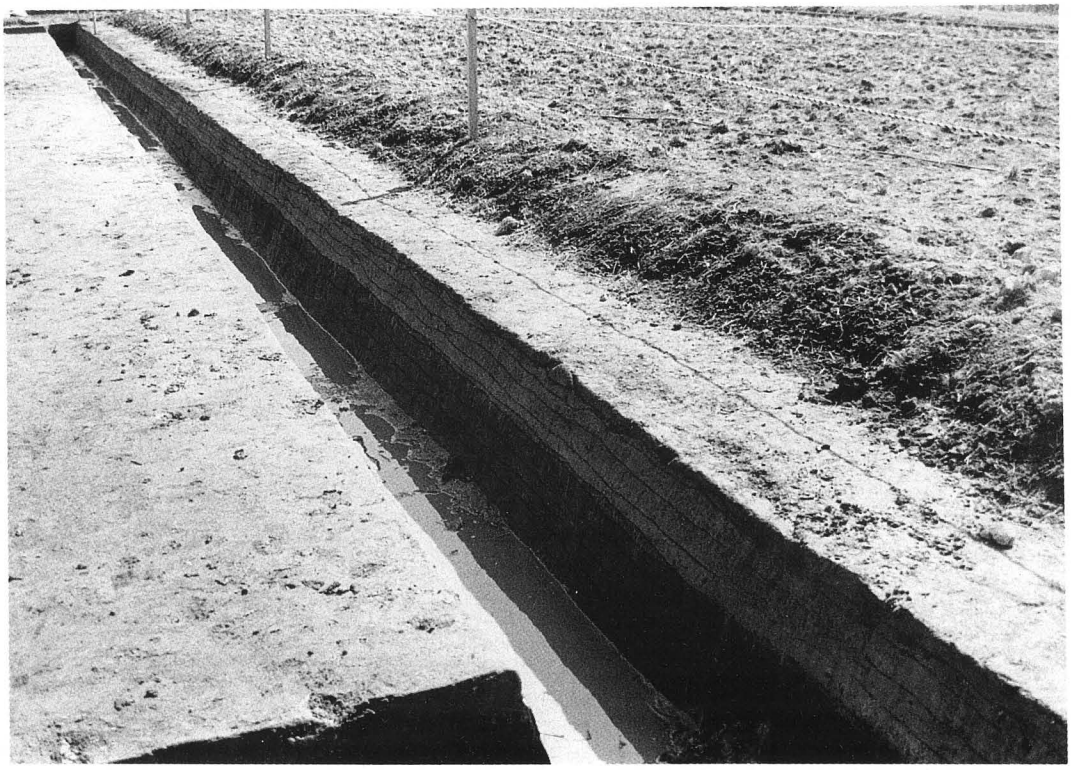

(2) 第 2 トレンチ南壁土層

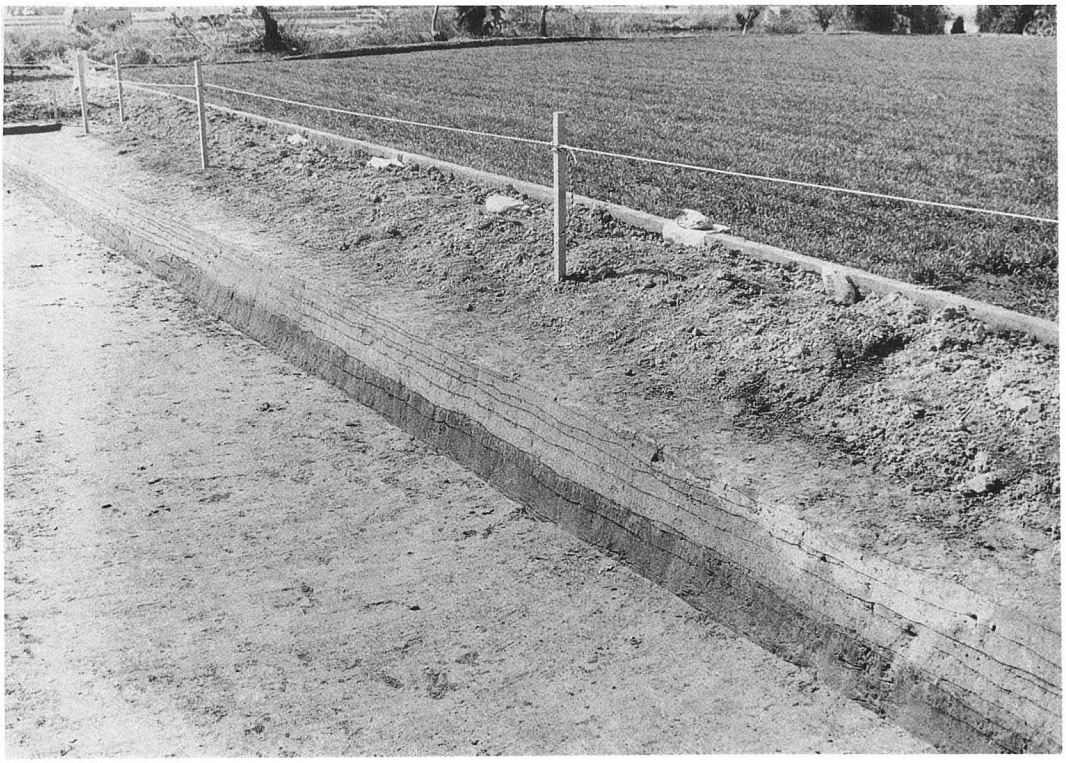

(1) 第 4 トレンチ西壁土層

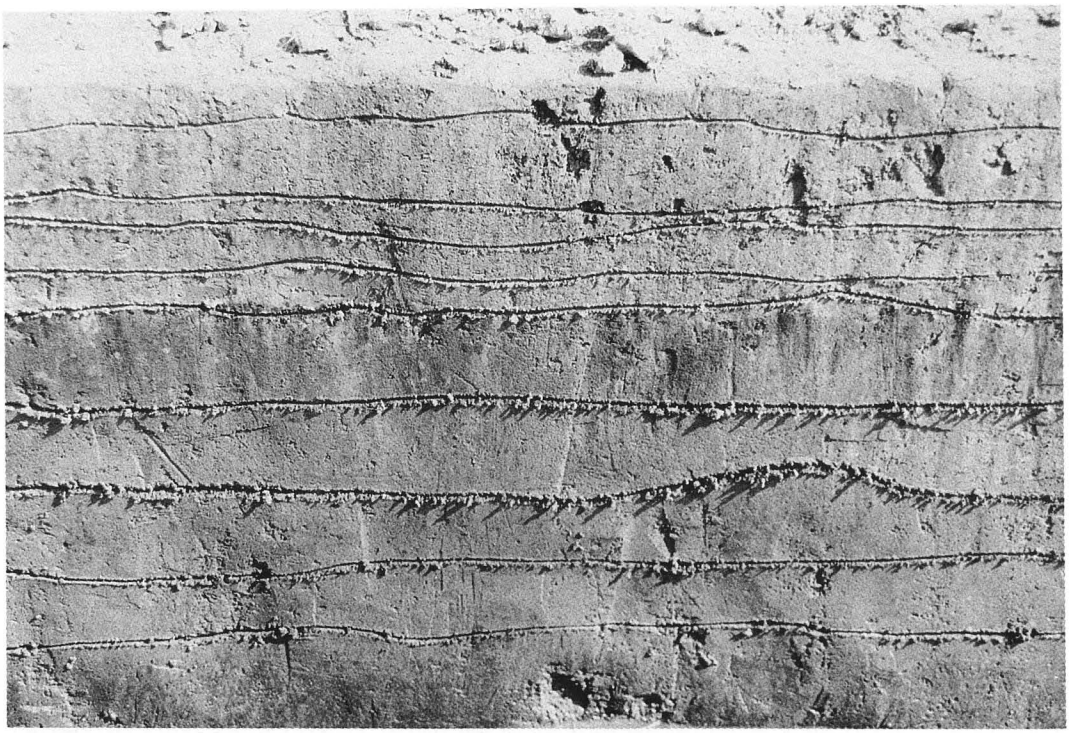

(2) 第 3 トレンチ東壁土層

図版 4

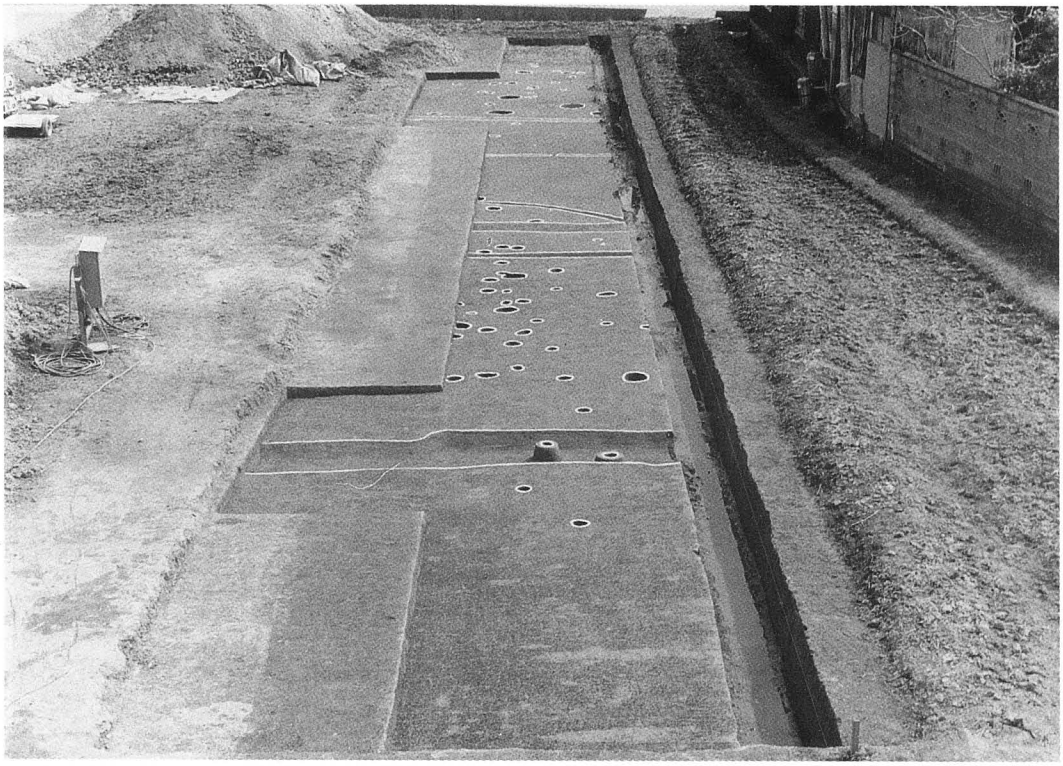

(1) 第 1 トレンチ完掘状況

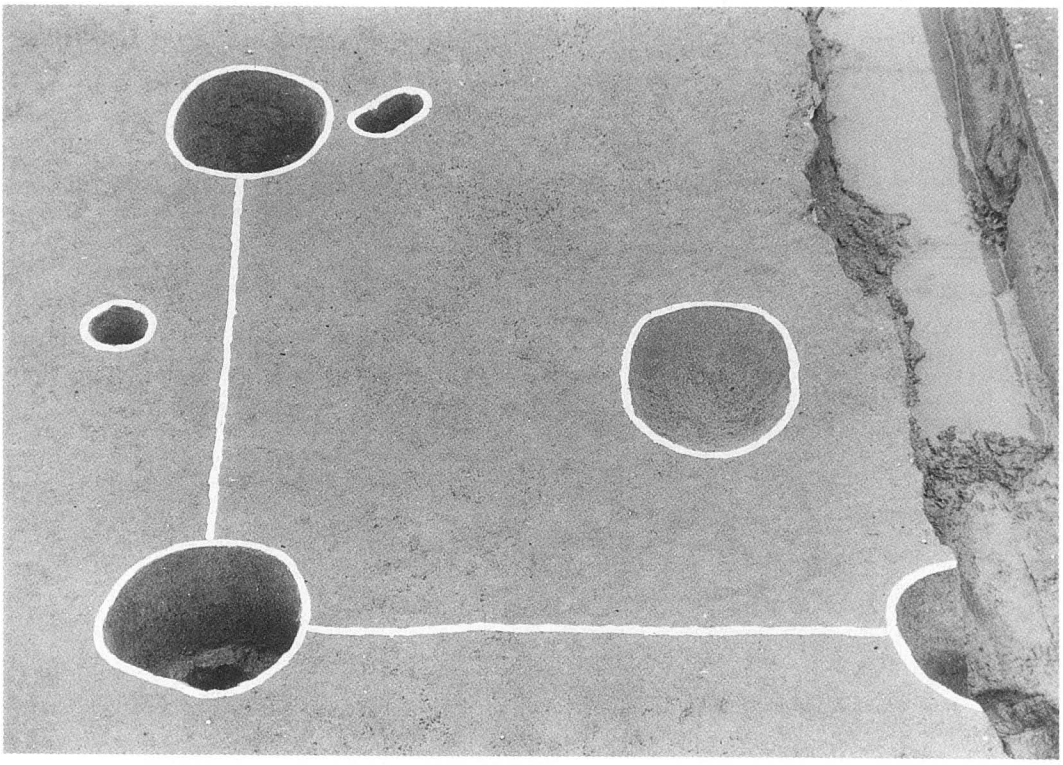

(2) ＳＢ 01 完掘状況

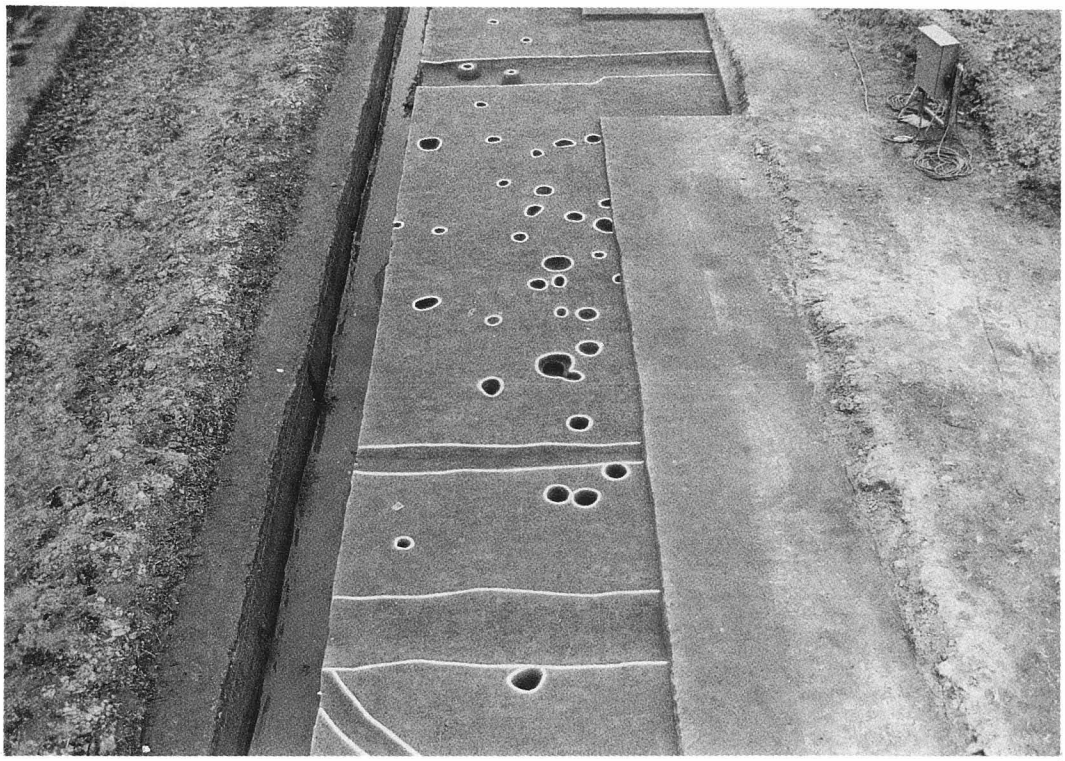

(1) 第 1 ピット群完掘状況

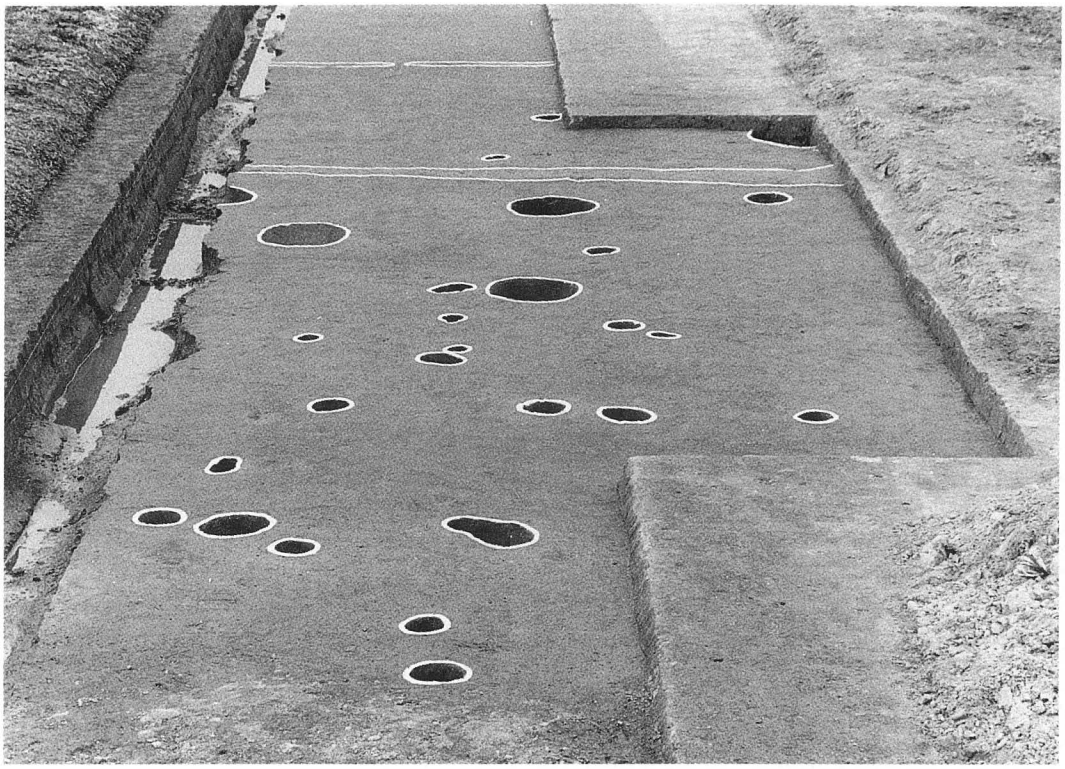

(2) 第 2 ピット群完掘状況

図版 6

(1)　SD01 完掘状況

(2)　SD01 土層

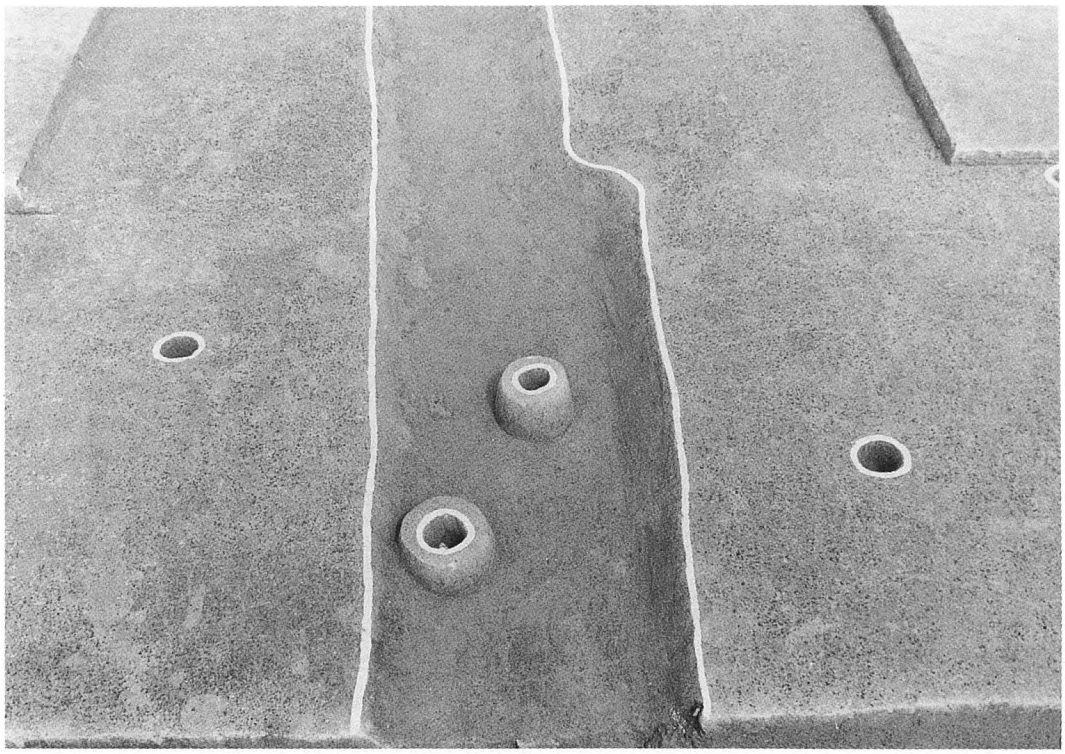

(1)　SD02 完掘状況

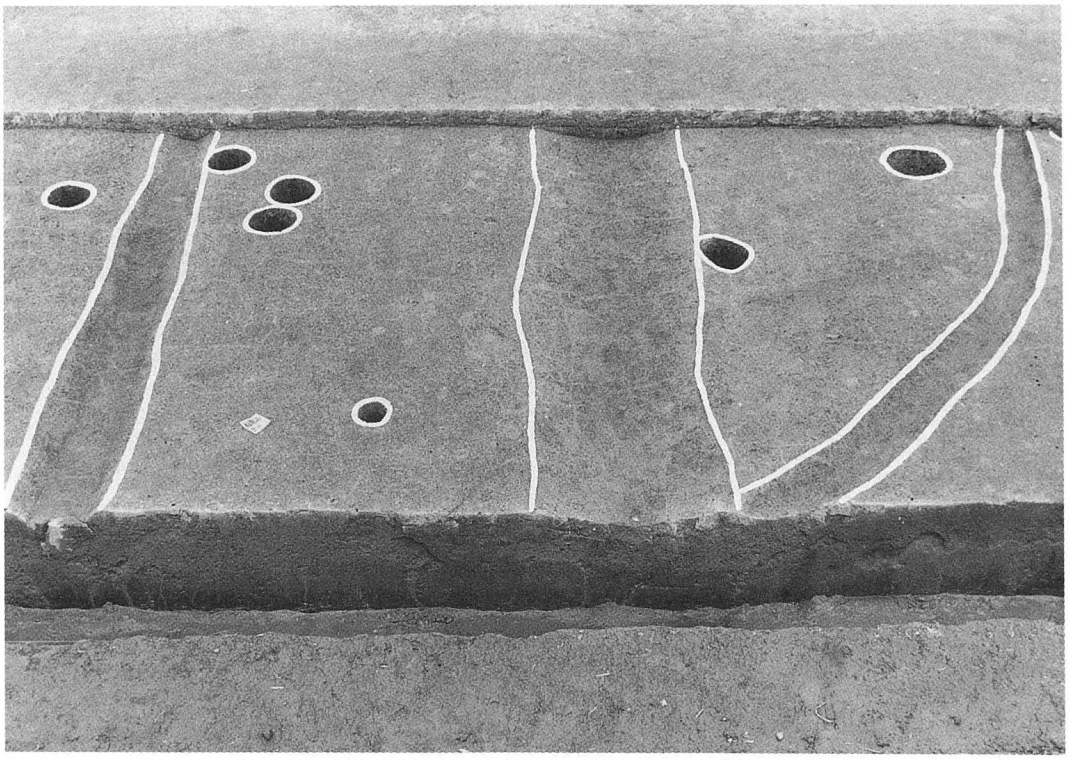

(2)　SD03 ～ 05 完掘状況

図版 8

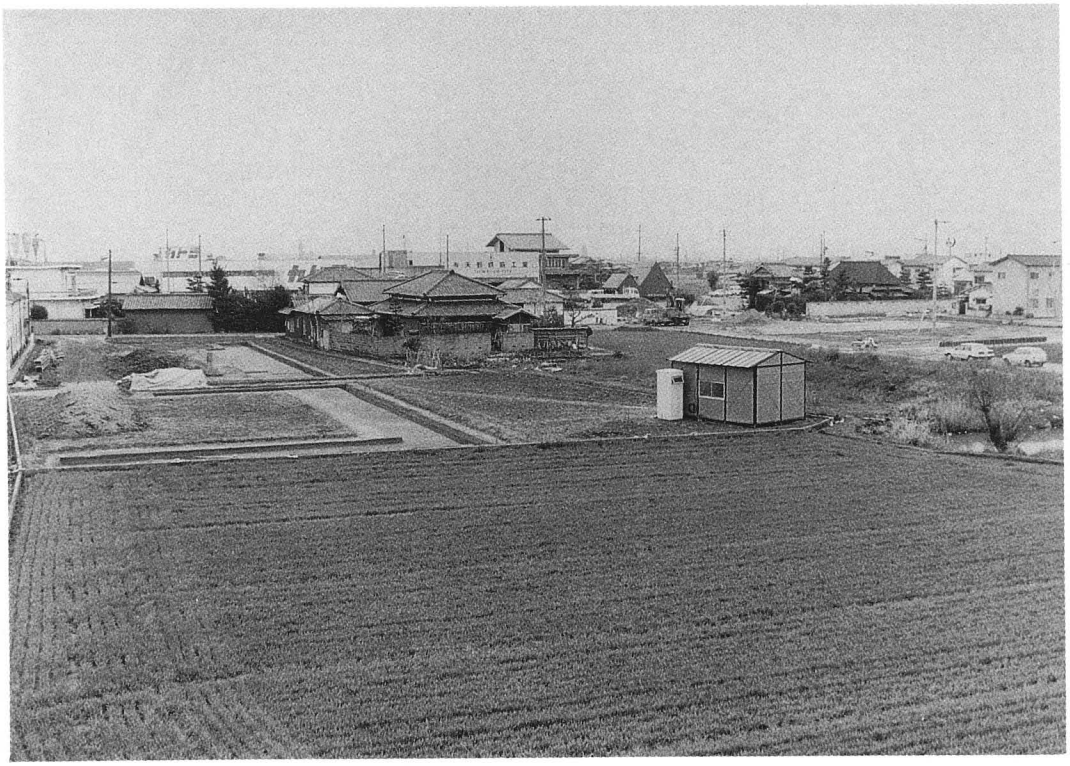

(1) 調査終了状況

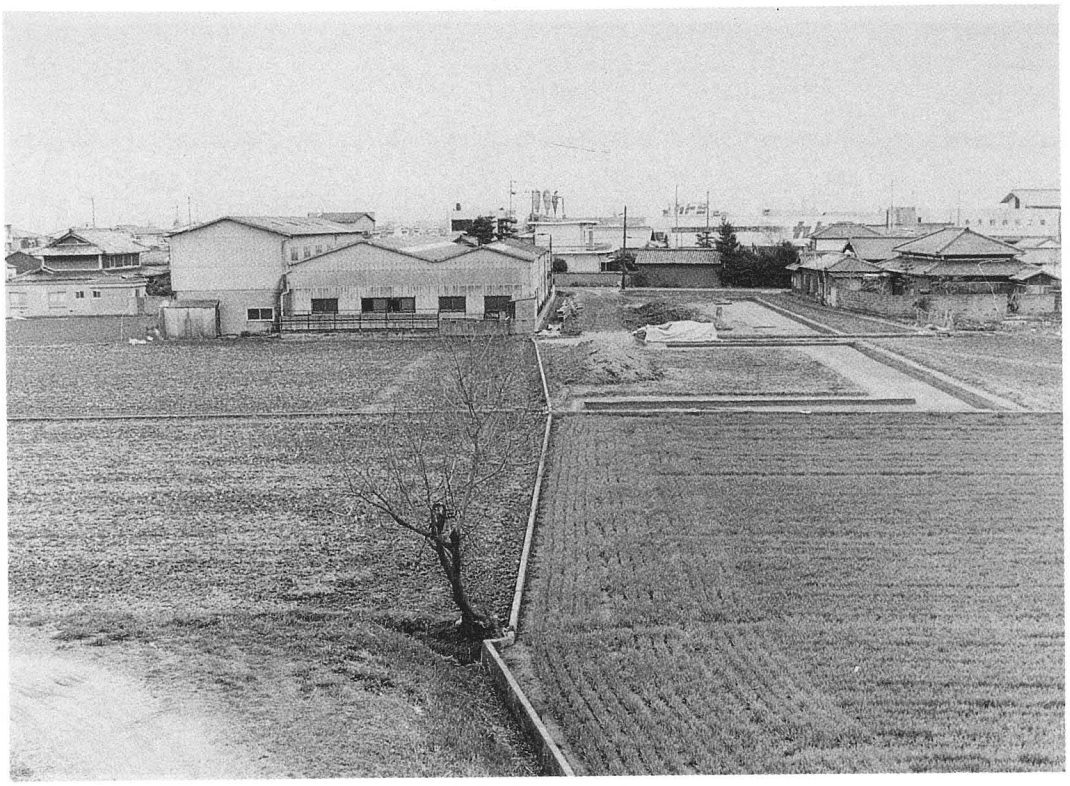

(2) 同　上

(1) 調査区北側（昭和 63 年度・平成元年度調査区）

(2) 調査区南側の水路

図版 10

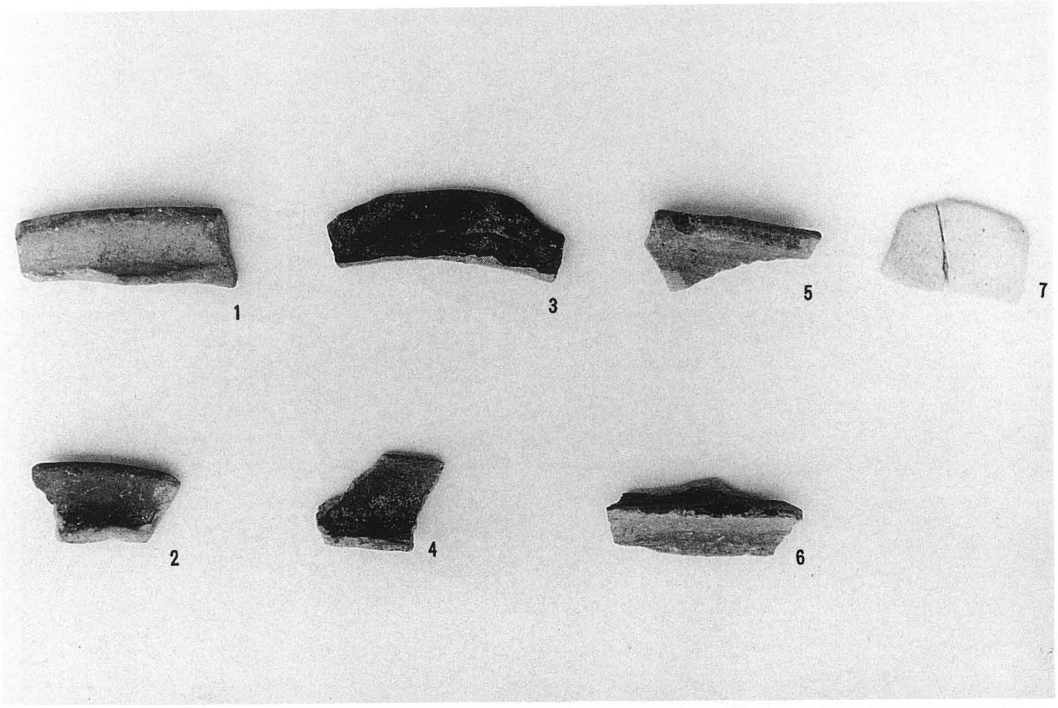

(1) 出土遺物

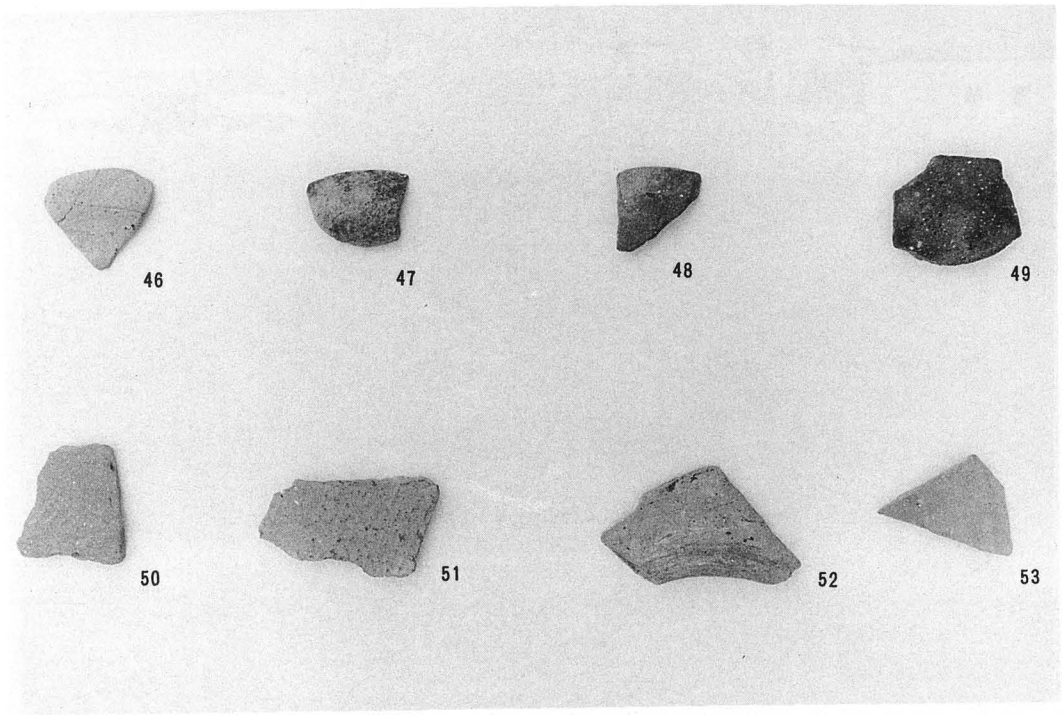

(2) 出土遺物

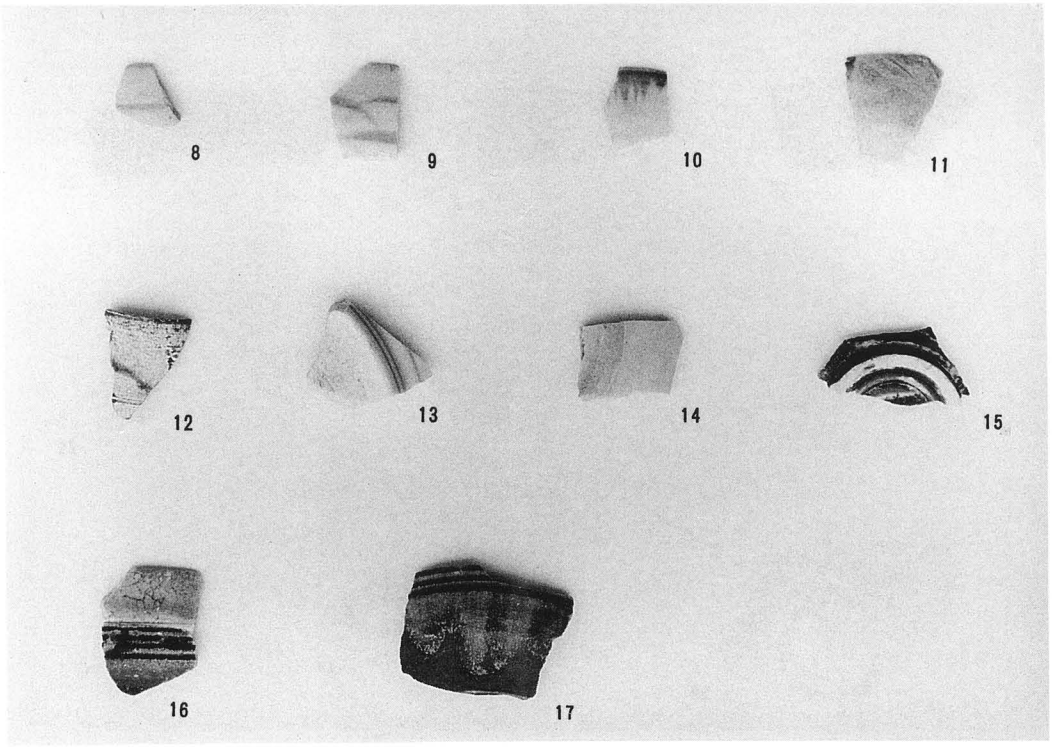

(1) 出土遺物（表）

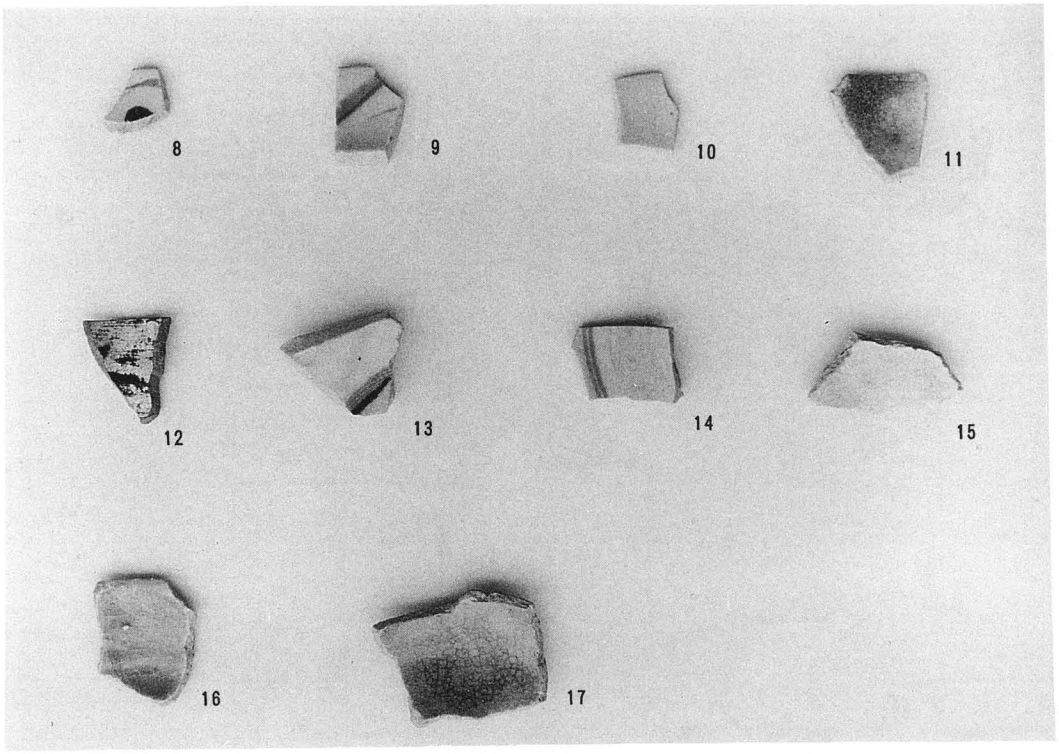

(2) 出土遺物（裏）

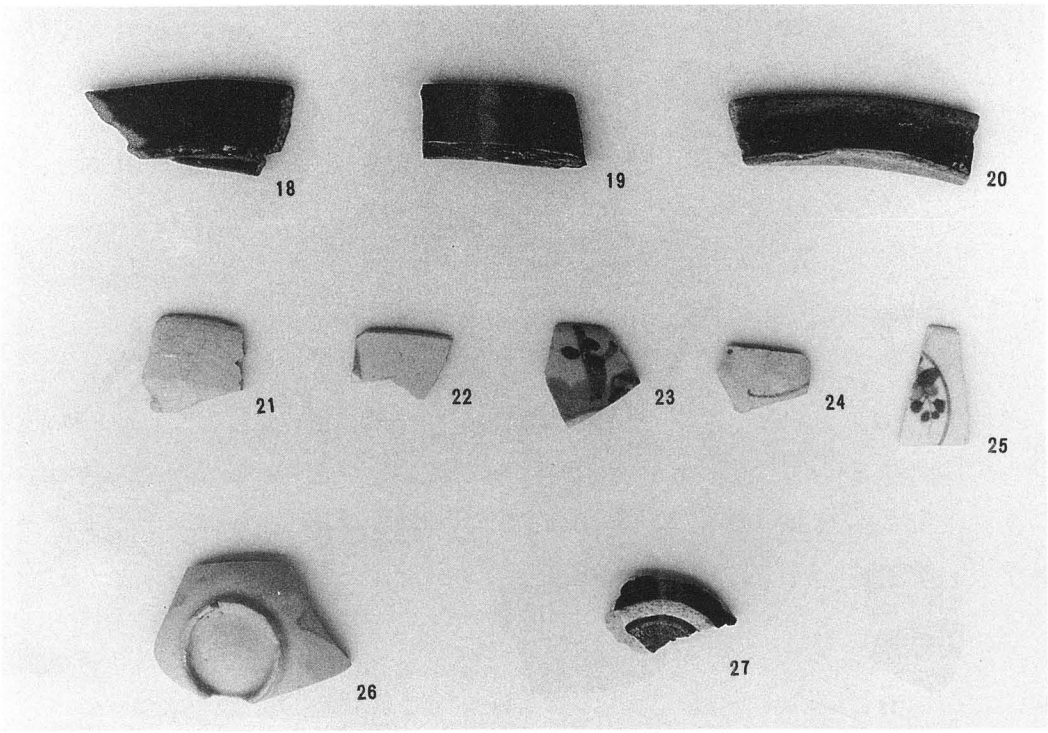

(1) 出土遺物（表）

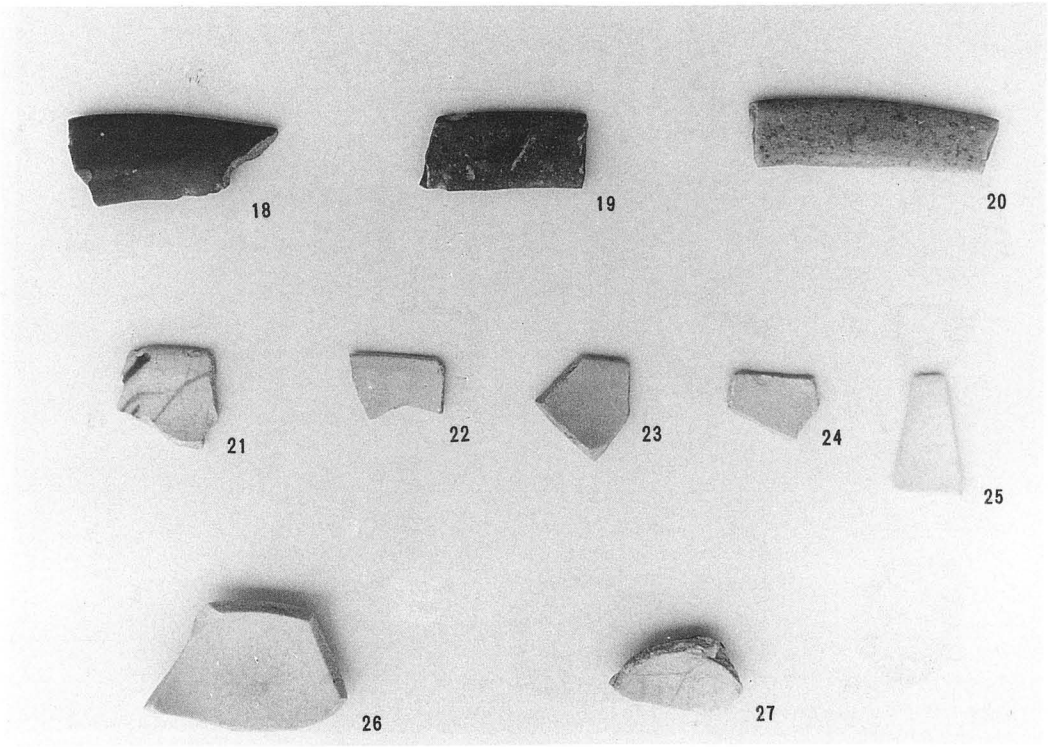

(2) 出土遺物（裏）

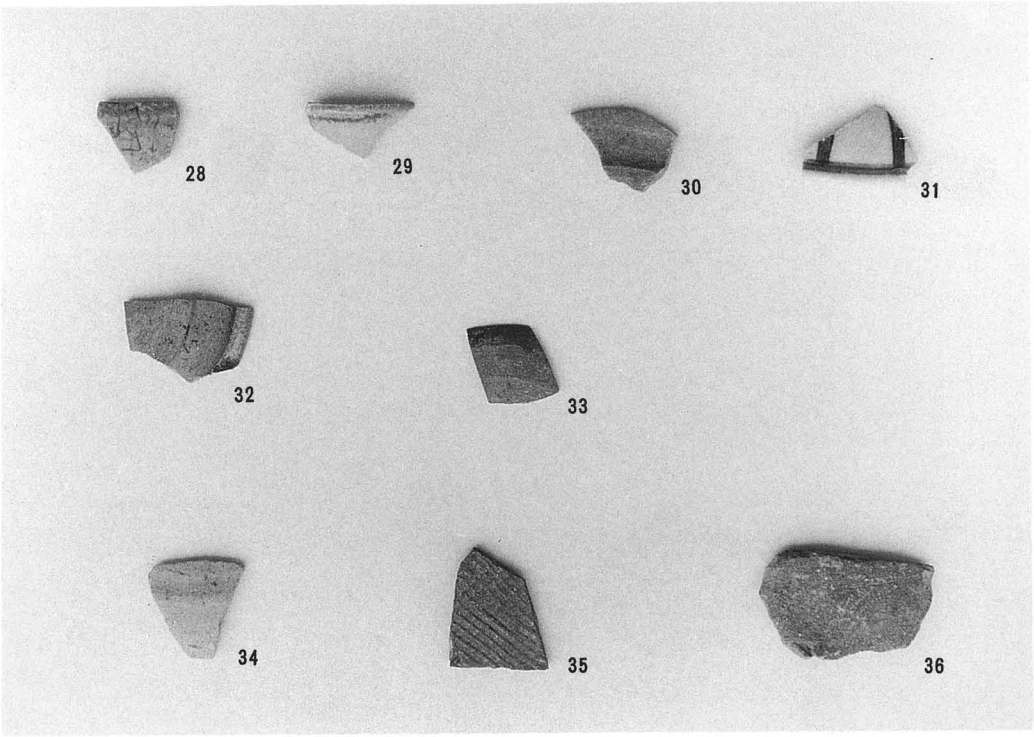

(1) 出土遺物（表）

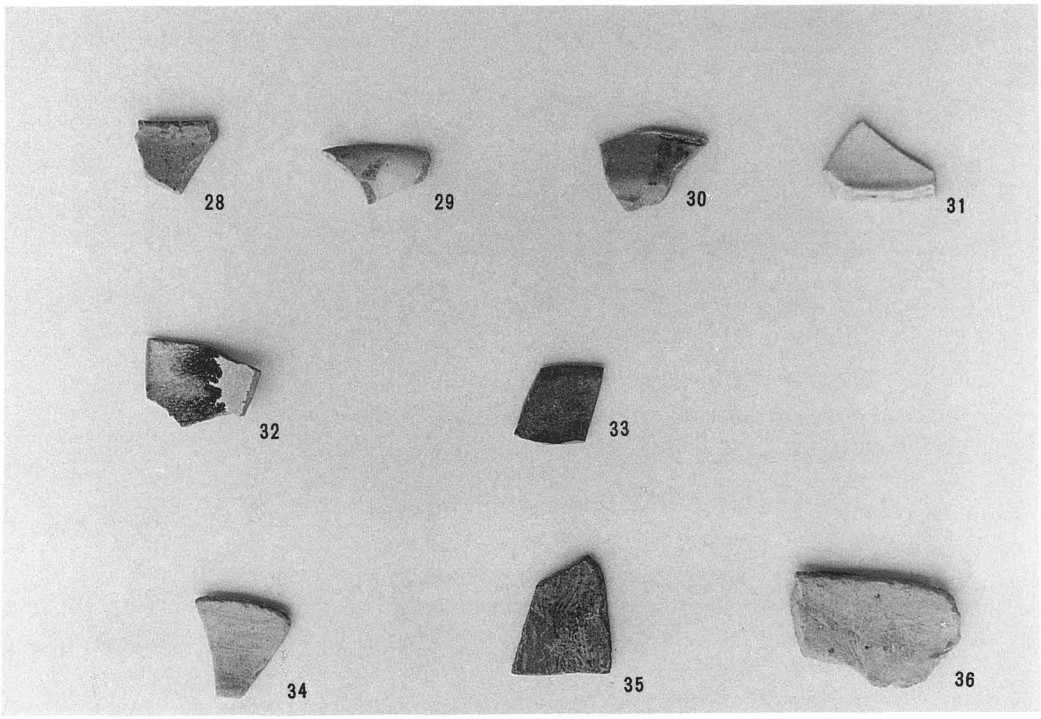

(2) 出土遺物（裏）

図版 14

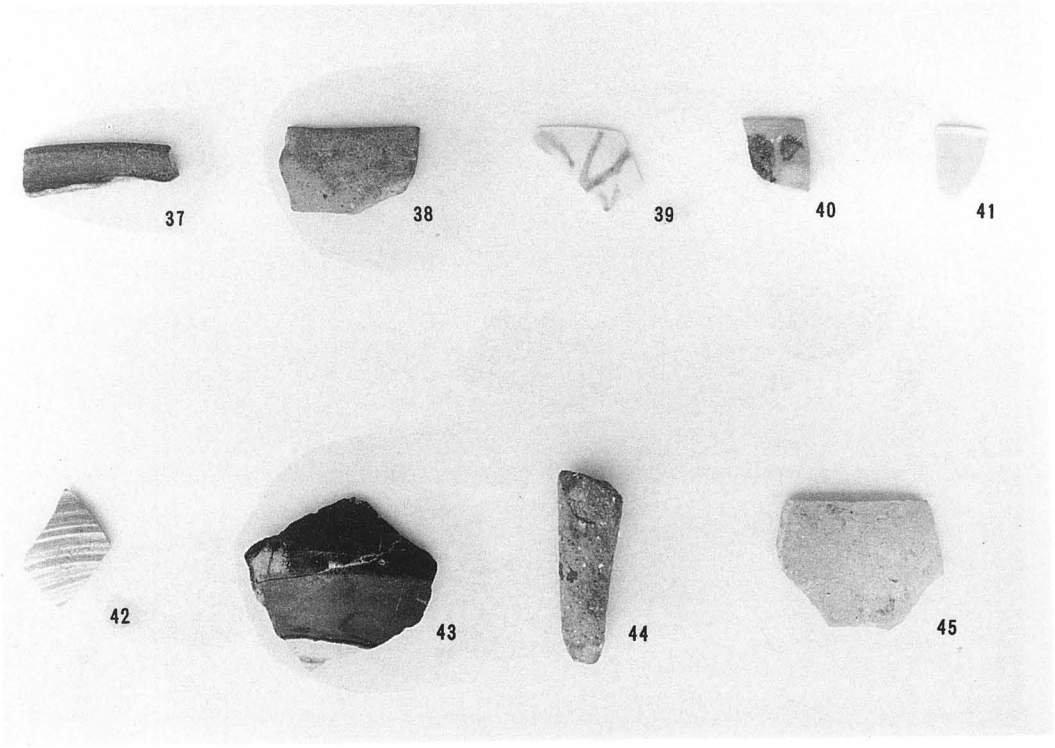

(1) 出土遺物（表）

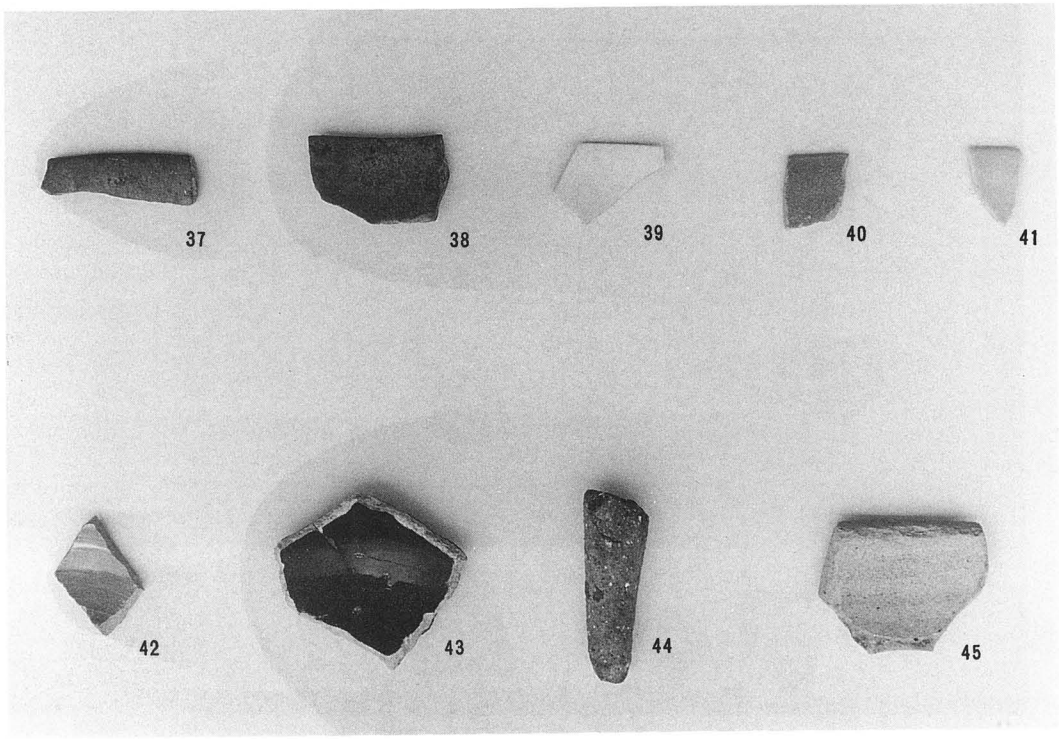

(2) 出土遺物（裏）

(1) 平成 3 年度発掘調査前（西側より）

(2) 第 1 トレンチ南壁土層

図版 16

(1) 第 2 トレンチ西壁土層

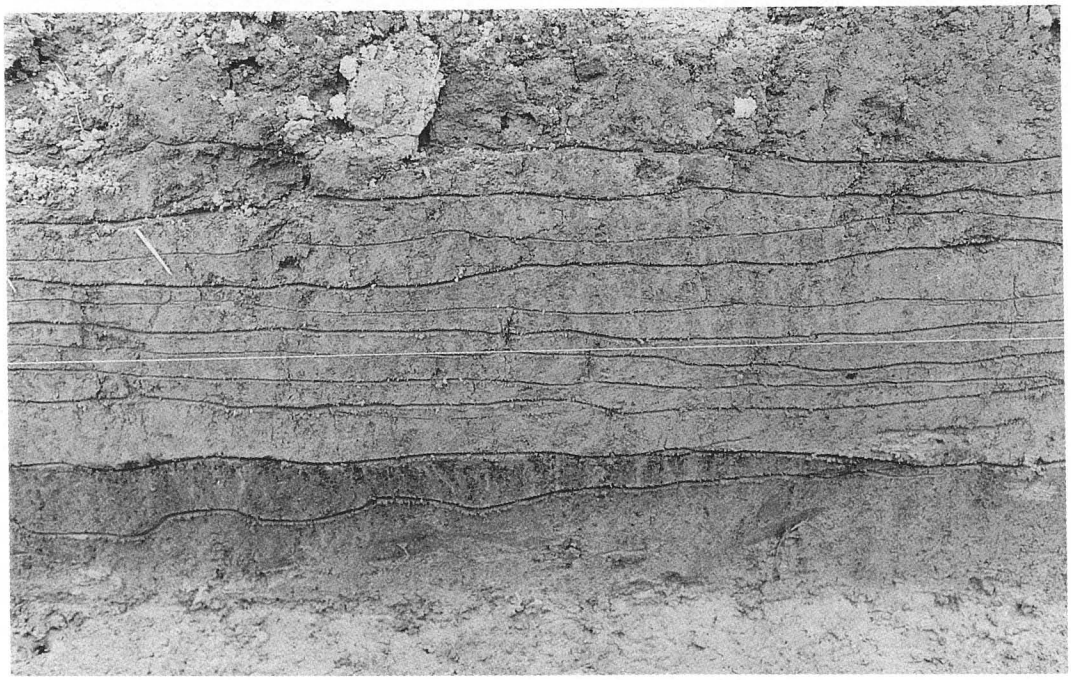

(2) 第 1 トレンチ南壁土層

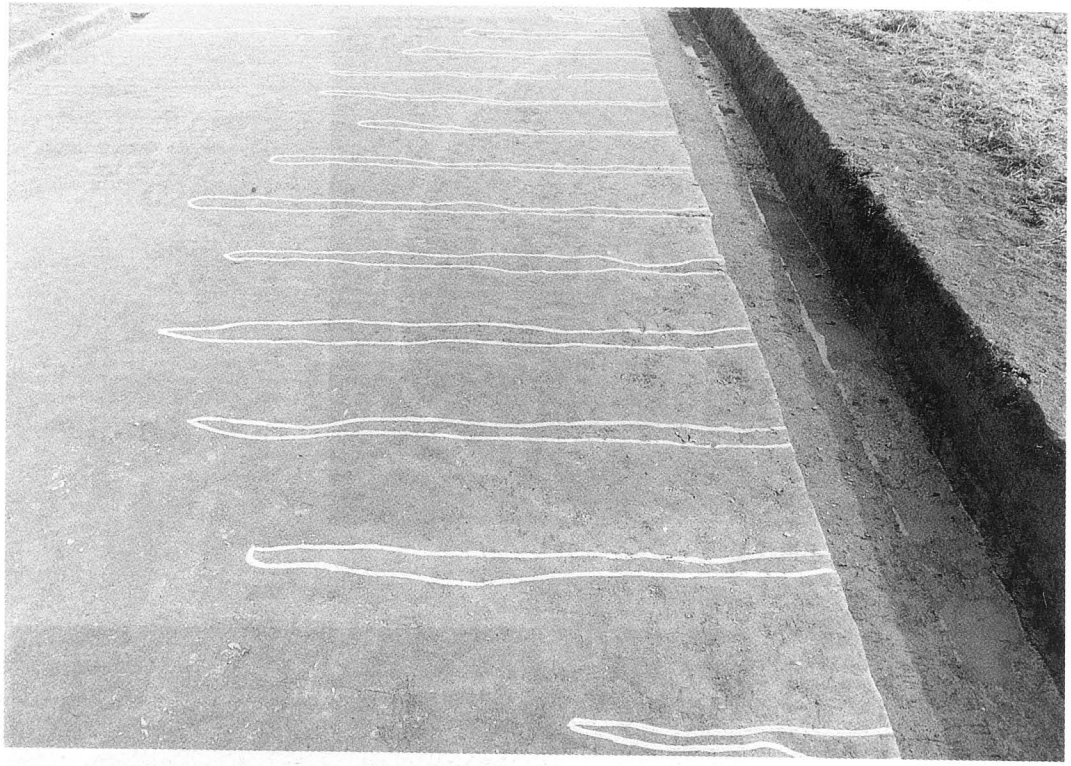

(1) 犂 痕

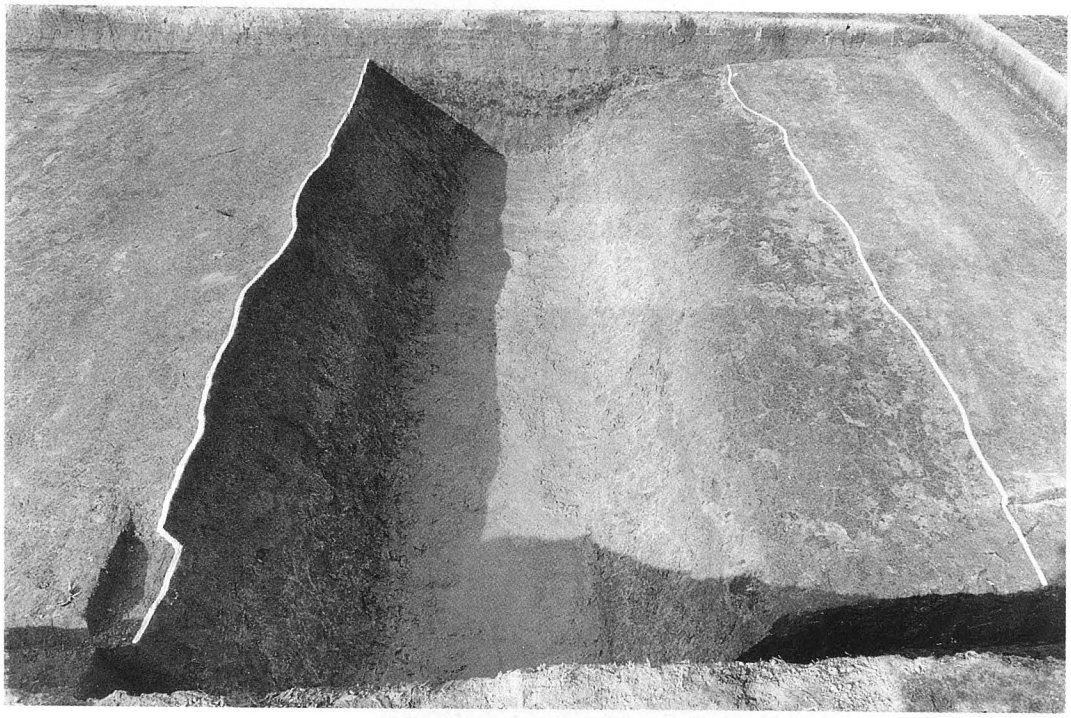

(2) ＳＸ０１ 完掘状況

図版 18

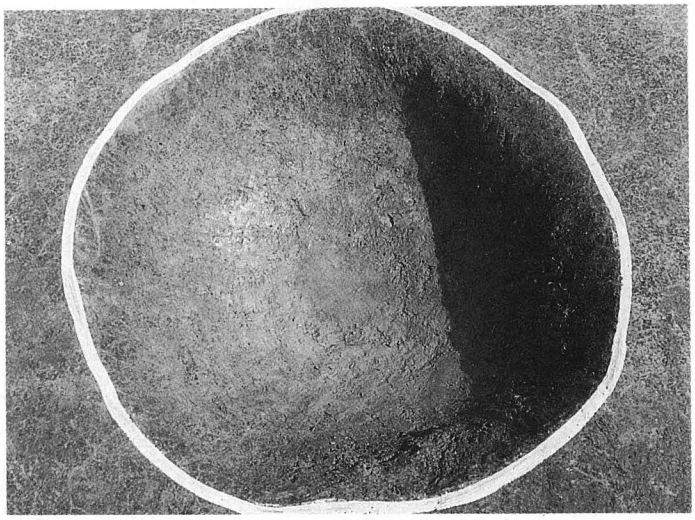

(1)　SK01　完掘状況

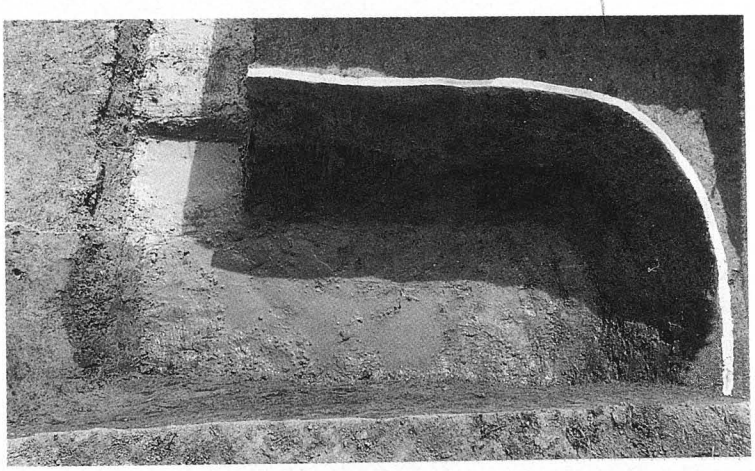

(2)　SK02　完掘状況

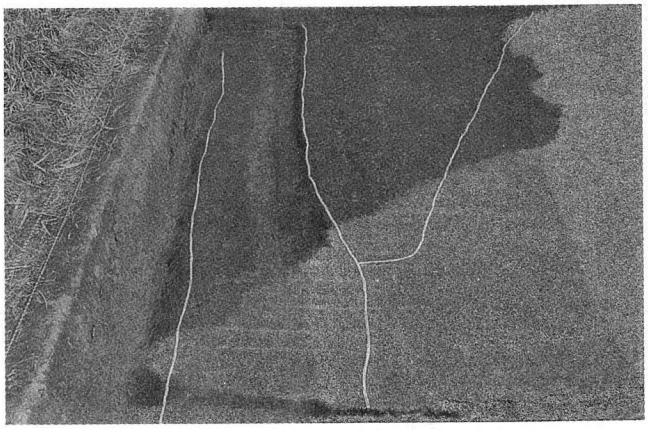

(3)　SX02　完掘状況

840

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅳ

平成5年1月

監　　修　弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会

編集・発行　高松市教育委員会　高松市番町1丁目8番15号

印　　刷　若葉プリント